

48

調査彙報

第四輯

日本勸業銀行調査課



始





查彙報

第四輯

發行所寄贈本





金
翠
州
東
四
新



一 本書は我國に於ける組合製絲金融、森林金融及肥料金融研究の一參考資料として其の概要を記述したるものなり。

一 本書は各編其の調査者を異にするを以て、行文必ずしも一様ならず、記述また肯綮を失する點なきに非ざるも、其の補整は姑く之を他日に譲り、不取敢割闕に附す、只閲覽に便せんが爲なり。

昭和九年九月

日本勸業銀行調査課

調査彙報

第四輯

總目次

- 一 組合製絲金融に関する調査……………一頁
- 二 森林金融に関する調査……………五
- 三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査……………三

一 組合製絲金融に関する調査

一 組合製絲金融に関する調査

目次

緒言	三
第一章 組合製絲の沿革及其の現状	三
第一節 組合製絲の沿革	三
第二節 組合製絲の現状	七
第二章 組合製絲金融の現状	四
第一節 金融機關	四
第二節 資金關係	六
第三節 組合製絲金融の特徴	六
第一款 彌代金	六
第二款 季節的變動	六
第四節 金融方法	七

目次

第一款 有擔保貸付 三

第二款 無擔保貸付 四

第三章 組合製絲金融の將來 四一

組合製絲金融に関する調査

一 組合製絲金融に関する調査

緒言

組合製絲とは營業製絲に對する名稱であつて、産業組合法に據つて設立せられた生絲販賣組合及び同聯合會を指稱し、組合員又は所屬組合の生産した繭若くは生絲に加工し、又は加工せずして販賣することを目的とするものであるが、之には廣狹の二義がある。即ち廣義に於ては養蠶業者が自己の生産したる繭若くは生絲を共同にて製絲、販賣することを目的として組織したものと中小製絲業者が自己の生産したる生絲の共同揚返及び販賣を目的として組織したものを併稱し、狹義に於ては右の内前者のみを指稱するのである。而して廣義に於ける組合製絲中後者に屬するものは其の數極めて少く、大部分は前者に屬し且通常組合製絲と稱するときは狹義のものを指稱するのであるから、本調査に於ても専ら之に付て述べることとした。

第一章 組合製絲の沿革及其の現状

第一節 組合製絲の沿革

我が蠶絲業は徳川の末葉に至る迄は、養蠶業者自ら其の生産繭を原料とし、座繰製絲器を使って家内工業的に生絲

を生産し、之を機業家又は生絲商に販賣するのが普通であつて、繭の儘で販賣することは寧ろ例外であつた。然るに安政六年六月、我が領國の禁が解かれて、外國との交易が行はるゝに至るや、生絲の輸出量が俄かに増加したばかりでなく、荷口の統一せる製品が大量に要求され、從來の如き農家の副業的生産生絲を以つてしては、數量の點から見ても、品質の點から見ても到底其の需要に應ずることが出来なくなつた。此の秋に當り偶々歐式の工場用繰絲器が輸入せられた爲め、原料繭は全部之を他より購入して製絲を専業とする製絲家が出現するに至り、從來の生産組織が改造せられて、養蠶業と製絲業とが漸次分離するに至つた。即ち専業製絲家の擡頭と共に養蠶家の大部分は、其の産繭を從來の如く自ら繰絲せず其の儘販賣するやうになつた。唯當時蠶絲業の最も旺盛であつた群馬地方に於て一部の養蠶家は、専業製絲家に對抗して、從來の如く其の産繭を繰絲して自ら販賣して居つたが、個々の養蠶家が單獨に繰絲して之を販賣する方法を以つてしては、輸出向の品質優良な生絲を得ることが困難であることを悟り、近隣の養蠶家を糾合して組合を組織し、共同揚返、共同販賣を實行して、品質の向上、數量の増加を圖るに至つた。是れ今日の組合製絲の濫觴である。

日清戦争後、生絲の海外輸出は倍々増加したが、當時は國內の交通機關が未だ發達せず、工場制器械製絲も未熟の時代であつたから、前述の如き家内工業的な共同揚返、共同販賣の組合組織も、時宜に適した經營組織であつた。乍併斯くの如き養蠶業者の實行せる座繰生絲の共同揚返、共同販賣の組織が漸次新興の器械製絲組織に對抗し得なくなつたことは當然の成行であつて、日露戦争以後に於ては、組合製絲中座繰製絲を捨て、器械製絲に轉向する者もあつ

たが、一般に組合員たる養蠶業者は直ちに從來の慣習を打破することが出来なかつた爲め、各組合員は其の産繭を組合の製絲工場に持寄り、自ら之を繰絲したる上組合に手渡し、共同揚返、共同販賣を行ふ方法即ち原料持寄組合製絲の組織を採用したのである。乍併此の制度は全く過渡的のものであつて、幾何もなく今日の如き供繭制組合に變更するに至つた。供繭制組合製絲とは組合員が自ら其の生産繭を繰絲せず、産繭の儘組合に出荷し、組合の器械製絲工場に於て、雇傭労働に依つて製絲したる上販賣する仕組である。

以上は明治初年以來の組合製絲發達の一形態に付て述べたのであつて、碓氷社(明治十一年設立)、甘樂社(同十三年設立)、下仁田社(同二十六年設立)の所謂群馬縣南三社は、正に斯くの如き過程を経て今日に至れるものであるが、組合製絲の他の發展形態は、次に述ぶる長野縣に於ける組合製絲の沿革に於て之を見ることが出来る。長野縣は群馬縣と同様、古來我國屈指の養蠶地であるが、本邦生絲の對外輸出が開始せられ、大量の需要が喚起せらるゝに及んで、同縣の蠶絲業は劃期的發展を示し、就中諏訪郡を中心として勃興し來つた器械製絲は、縣下養蠶業者の座繰製絲を壓迫して殆ど之を衰滅せしめてしまつた。茲に於て養蠶業と製絲業との截然たる分化を生じ、養蠶業者は擧げて製絲業より退いて養蠶に専念し、其の生産繭は單に生絲の原料として之を其の儘販賣するやうになつた。斯くて原料供給者としての養蠶業者と原料需要者としての製絲家との利害が相反するに至つたが、長野縣に於ては營業製絲の發達が目覺しかつた爲め、上述の群馬縣下に於ける共同揚返組合の如き組合製絲は殆ど其の發達の餘地がなかつたのである。斯くて明治初年より卅年頃までの同縣に於ける製絲業は、全く營業製絲の獨壇場であつた。其の間養蠶業者は其の生産

繭を販賣するに當つても、繭仲買人の奸策等に因つて極めて廉價に買取られ、又製絲業者に直接販賣する場合に於ても、掛賣代金の回収滞滞等の爲めに不測の損失を招く場合が稀ではなかつた。斯くて養蠶業者の製絲家若くは繭仲買人に對する反感は、遂に自ら繰絲して、確實なる販路を求めて賣却することを企圖するに至り、遂に養蠶業者相聯合して一の組合を組織し、各自の出資に依つて自ら器械製絲工場を設立したのである。之れが長野縣に於ける組合製絲發達の概要であつて、明治三十年前後のことである。次で明治三十三年には産業組合法が施行せられ、全国各地にも此の種の組合製絲が續出し、現在の如き隆盛を見るに至つたのである。

以上述べた如く、組合製絲の發達には二つの形態がある。即ち群馬縣に於ては品質の向上、數量の増加を目標として、養蠶業者の座繰製絲を基礎とする共同揚返組合が組織せられ、之が漸進的進化の過程を辿つて今日に及んだのであるが、長野縣に於ては工場組織の器械製絲が顯著なる發達を遂げた爲め、之に對抗して當初より器械製絲工場を設立し、供繭制組合製絲を組織したのである。

即ち我國の組合製絲は經濟事情の異なるに従つて種々なる徑路を辿つて發達して來たが、將來に於ても亦時代の變遷に應じて變化してゆくものと思はれるから、次に其の現状を述べ、更に組合製絲近來の動向を明にすることとした。

第二節 組合製絲の現状

我國の蠶絲業は歐洲大戰後著しい躍進を遂げるに至つた。乍併之は主として大資本を擁する營業製絲及び之れと結合の特約養蠶組合の發展に因るものであつて、組合製絲の發達は比較的遅々たるものであつた。今其の原因を検討するに第一は營業製絲は或は繭市場を通じ或は特約養蠶組合に依り廣範圍に亘つて隨時原料繭を購入することを得るに反し、組合製絲は養蠶業が集團的に發達したる地方でなければ原料繭蒐集が容易でない爲め、其の設立が地方的に制限せられたこと、

第二は農家の資本が充分ならざること、即ち製絲工業は比較的僅少なる資本を以て經營することが出来ること、言へ、其の資本額は農村にとつては莫大なる額と謂はねばならぬ(註)、従つて養蠶業が古くより行はれ而も相當に資本の蓄積が行はれた地方でなければ組合製絲を設立し得なかつたこと、等である。

註 組合製絲中大部分を占むるものは五〇釜工場である。之を新設する場合、一釜當り六百圓としても固定資本のみにて三萬圓を要するわけである。

右の外工場規模が過小であること、製絲釜其の他の器械が幼稚であること、諸設備が不充分であること、販賣組織に不備缺陷があること、組合員が無自覺であること等の爲め、發展し得べき素地を有し乍ら、大資本を擁する營業製絲に壓倒せられたのである。而して今日の如く組合製絲熱が勃興し、組合製絲が全國的に普及發達したのは、最近

五、六年のことである。試に産業組合製絲の最近六箇年間に於ける推移を示せば左表の如くである。

組合製絲最近六ヶ年間に於ける推移

摘要	年次					
	大正十五年	昭和二年	同三年	同四年	同五年	同六年
組合工場数	三七	三七	三七	三六	四三	四三
工場数	三九	四〇	四元	四五	四九	四三
釜数	二九四九〇	三三〇八	五四七一	三六九三	三九四一五	四三七一
生絲生産量	五八、三三〇	六六、八三三	七三、五六六	七五、二四七	九八、六六八	一〇九、三三五
全器械製絲生絲生産量	八、〇〇〇・五二	八、八〇二・四四	九、四一八・七	一〇、〇九三・元	一〇、一九一・六	一〇、五四四・七

全国産業組合製絲組合聯合會調査

即ち大正十五年より昭和六年迄に組合製絲工場数は二六%、生絲生産量は實に一〇六%の激増を示して居る。其の間に於ける全器械製絲生絲生産量が僅に三〇%を増加したに過ぎないのに對比して如何に組合製絲が著しい發展を遂げたかを窺知することが出来るであらう。

斯くの如く組合製絲が目覺しい發展を遂げた原因を探究するに、昭和四年末に起つた世界恐慌の餘波を受け、我蠶絲業が未曾有の不況に沈淪し、繭絲價の大暴落を演じたることに其の端を發して居る。即ち繭價の暴落が餘りにも甚

しかつた爲め、養蠶業者は其の収入の激減を繭の増産に依つて補足する所か、却つて他の農産物の生産への轉換をさへ行ふに至り、又製絲業者中にも倒産するものが續出する有様であつた。乍併斯くの如き蠶絲業の大苦難の渦中に在つて組合製絲は却つて發展の機會を握つたのである。即ち經濟界の不況は漸く産業組合運動を刺激し、曾つて見ざる活況を示し、之と同時に産業組合組織に據る組合製絲も亦製絲業の逼迫に刺戟せられ營業製絲に對抗して各地に其の設立を見るに至つたのである。先にも述べた如く組合製絲は我國蠶絲業の急速なる發展過程の内に生れ、絲價の漸騰に助けられつゝ、非工業的な生産手段に依つて、兎も角今日まで組合企業としての生命を續けて來たものであるが、一度絲價の不況、人絹工業の驚くべき進出に遭ふや、營業製絲との對立關係は愈々激化し、組合員の供繭も亦營業製絲の原料購入政策に脅かされるに至つた。其の結果前述の如く一方に於て多數の組合製絲が新設されたが、又他方に於て從來の小規模工場の合併、聯合會並に全國的統一機關の設立等が行はれ、組織の統一強化が圖られたのである。即ち其の第一は昭和二年に於ける生絲販賣の系統的中央機關たる大日本生絲販賣組合聯合會（通稱絲聯）の設立である。絲聯の設立前に於ては組合製絲と雖も、其の製品は横濱、神戸の間屋を経て販賣して居たのであるが、絲聯の創設に依り、此の中間商人を排除して、組合自體が聯合して直接販賣することが出来るやうになつたのである。現在絲聯は未だ從來の間屋の仕事をして居るに過ぎないが、將來は丁抹の組合の例に倣ひ、輸出商の手も經ず、直接海外の需要者と取引することを目的として居る。次に絲聯創立以來の成績を擧げれば左表の如くである。

絲聯所屬組合及聯合會數

摘要	年次	
	昭和二年 創立當時	昭和二年度
所屬聯合會 所屬組合 合計 全國組合製絲數 ニ對スル割合 絲聯生絲受入狀況	(組合) 五三	(組合) 六六
	三三	二九
	七三	二五
	三〇%	三三%
	六六%	九四%
	同 三年度	同 四年度
	(組合) 七三	(組合) 八八
	三七	二九
三三	四三	
三三%	三三%	
七三%	七四%	
一〇八%	一四〇%	
同 五年度	同 六年度	
(組合) 三三	(組合) 三三	
三三	三三	
三三	三三	
三三%	三三%	
三三%	三三%	
三三%	三三%	
同 七年度		
(組合) 三三		
三三		
三三		
三三%		
三三%		
三三%		

産業組合年鑑

右表の如く設立以來、年と共に絲聯への入荷が増加して居ることは、組合製絲組織に於いて絲聯が如何に重要な地位を占めて居るかを物語るものであらうと思ふ。

其の第二は金融上に於ける系統機關たる信用組合聯合會、中央金庫等の充實であつて組合製絲も次第に此等の金融機關を利用して大いに金融上の便宜を得ることとなつた。

第三は昭和六年七月に施行された蠶絲業組合法による全國産業組合製絲組合聯合會の設立であつて、組合製絲の宣

傳、設立に関する指導、經營の監督等専ら精神的方面の指導監督が行はれるやうになつたのである。

以上三つの施設に依つて組合の組織が鞏固となり、組合の經營も漸次圓滑に行はるゝに至つた。殊に昭和六年より施行せられた蠶絲業組合法に依つて、養蠶組合は簡易なる手續に依つて法人格が與へられ而も昭和七年産業組合法の改正に依つて組合製絲の組合員となることが出来るやうになつた爲め(註)、組合製絲の將來には見るべきものがあらうと思ふ。

註 昭和七年末に於ける養蠶實行組合數は約三萬八千、其の組合員は約百五十八萬人に達す。

次に昭和六年に於ける組合製絲の工場設備簽數と營業製絲の夫れとの比較竝に昭和五年六月より同六年五月迄に作業した設備簽數十簽以上の組合製絲工場及び簽數を地方別に示せば左表の如くである。

摘要	組合製絲		營業製絲	
	工場數	總簽數	工場數	總簽數
一工場平均簽數	四三・七〇二	八八	二・三八三	二二八・一九五

全國産業組合製絲工場數及釜數調

府	縣	聯合會數	組合數	工場數	設備釜數
岩手	宮城	1	10	10	759
山形	福島	1	1	1	72
群馬	群馬	3	4	6	40
埼玉	埼玉	1	167	183	414
千葉	千葉	1	39	39	1,471
東京	東京	1	3	1	2,635
神奈川	神奈川	1	2	2	45
新潟	新潟	1	3	3	150
福井	福井	1	3	3	130
山梨	山梨	1	8	9	130
長野	長野	4	26	33	1,645
岐阜	岐阜	1	7	9	1,418

靜岡	愛知	三河	京	奈	島	島	岡	徳	香	愛	高	熊	大	鹿	計
岡	知	重	都	長	取	根	山	島	川	媛	知	本	分	島	兒
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	5	2	2	2	4	6	3	2	2	5	9	4	1	1	1
1	5	2	2	2	4	6	3	2	2	6	9	5	1	1	1
110	242	374	78	148	473	473	454	274	137	198	560	1,060	678	137	96

即ち組合製絲の釜數は營業製絲の約二〇%に當り、一工場平均の釜數も、營業製絲に比較すれば未だ遙に劣つて居

る。乍併此の事實は一面に於て組合製絲が今後まだ一發展の餘地あることを示すものであり、組合製絲の將來に於ける飛躍を約束つけるものと思はれる。既に昭和八年を第一年度とする産業組合製絲擴充五箇年計畫は、目下着々進行中であつて、此の計畫に依れば組合製絲の一工場の簽數は經營上並に販賣上から見て大體百五十簽乃至三百簽を適當と認め、全力を盡して之が實現に努力して居る。乍併此の五箇年計畫を遂行し、組合製絲の經營を改善する爲めには固定資本並に流動資本を著しく増加しなければならぬのであつて、之を盡く組合員の出資に俟つことは到底不可能である。(例へば百五十簽を新設する爲めには約九萬圓を要し組合員五百人としても固定設備許りに一人當六十圓程の資金が人用である。)従つて其の大半は之を借入金に依らねばならぬから、組合製絲の五箇年計畫が完全に達成せられる爲めには、一は組合員の相互扶助的な犠牲的精神の發露が必要であり、他は組合製絲の金融が圓滑に行はれることが必要である。然らば組合製絲の將來を左右する組合製絲金融は現在如何なる機關に依り如何にして行はれて居るかを次に述べて見やう。

第二章 組合製絲金融の現状

第一節 金融機關

組合製絲の金融は種々なる點に於て營業製絲の金融と著しく異つて居る。先づ組合製絲の金融機關は、普通一般の製絲金融機關と産業組合系統の金融機關とより成り、營業製絲に比し、其の種類が遙かに多い。尤も組合製絲に於て

も、産業組合系統の金融機關が今日の如く發達普及しない時代に於ては、營業製絲同様其の利用する金融機關は主として銀行及び生絲賣込問屋であつた。然るに信用組合、信用組合聯合會、中央金庫等の産業組合系統の金融機關が次第に完備し、此等系統金融機關よりの資金融通の途が開かるゝに及び、從來組合製絲金融に於て銀行、生絲賣込問屋等の占めて居た金融上の地位は次第に系統金融機關に奪はるゝに至つた。此の間の消息を長野縣下に於ける組合製絲の假渡資金調達先に付て觀るに左表の如くである。

長野縣組合製絲假渡資金調達先別表

調 達 先	大正十四年		大正十五年		昭和二年	
	金額	百分比	金額	百分比	金額	百分比
中 央 金 庫	一四六,000	二一・九%	一七三,000	二一・四%	一七四,二七〇	二四・八%
長野縣信用組合聯合會	二六六,七三三	三〇・元%	一七〇,〇七〇	二一・二%	二三五,〇九六	一九・三%
其 他 ノ 聯 合 會	一四六,七七八	九・六%	一七五,三三四	二一・四%	一八〇,七〇〇	二五・四%
兼 營 信 用 組 合	二九五,五八三	三・九%	二八四,九〇八	三四・七%	二七六,二九二	三三・五%
組合員ヨリ小口借入	一一一,三三〇	八・三%	九六,七一〇	八・四%	九七,三七九	八・三%
産業組合系統合計	九三六,〇〇三	三・六%	八七六,四三三	七・三%	九五九,四四九	八・三%
農 業 工 業 銀 行	一〇八,八〇〇	〇・八%	一〇一,一三三	〇・八%	一〇三,四七三	一・三%

調査先	大正十四年	百分比	大正十五年	百分比	昭和二年	百分比
普通銀行	一、八七、八三	一四・四%	一、八八、三三	一五・三%	一、〇〇、八三	八・六%
生絲問屋	八五、一〇〇	五・〇%	五〇、〇〇〇	三・八%	八七、三〇	〇・七%
普通金融機関合計	二、六九、七三	二〇・三%	二、三八、七三	一九・五%	一、二九、八〇	一・〇%
現金其他	八七、二〇〇	六・八%	四八、七〇	五・〇%	八九、三六	七・六%
總計	一、三九、九三	一〇〇・〇%	一、二九、九三	一〇〇・〇%	一、二七、六九	一〇〇・〇%

右は長野縣下に於ける大正十四年より昭和二年に至る三箇年間の組合製絲の資金調達状況を示したものであるが、既に昭和二年に於て組合製絲借入金の一八%が産業組合系統の金融機関に依つて賄はれて居る。而して最近に於ても中央金庫、信用組合聯合會等の系統金融機関が依然として重要な地位を占め、銀行方面よりの借入金は益々減少の歩調を辿つて居る。生絲賣込問屋も従來組合製絲の金融上、重要な役割を演じて居たが、大日本生絲販賣組合聯合會の設立以後は殆ど其の影を潜めた。

絲聯に付ては前にも一言したが、組合製絲の生産した生絲を生絲賣込問屋其の他の中間機關の手を経ずに、組合自ら之を販賣することを目的として組織せられたものであるが、最近は組合製絲金融上に於ても重要な役割を演ずるに至つた。今組合製絲金融上に於て絲聯が占める地位並に其の機能に付て簡単に説明しやうと思ふが、絲聯の機能

を述べるには、先づ生絲賣込問屋並に従來の生絲取引に付て一言する必要がある。

元來生絲賣込問屋の生絲取引は、組合製絲或は營業製絲の委託を受け、一定の手數料を徴して其の製品を輸出商に賣込み荷物の引渡、代金の受渡に至るまで生絲取引に關する一切の手續を爲すのであるが、此の仲介業務を行ふ爲め、自己資金或は銀行よりの借入金を製絲資金として組合及び製絲家に融通したのである。従つて賣込問屋は生絲取引上の中間機關として若干の手數料(千分の十五以内)を受けて取引を斡旋し乍ら、製絲資金を組合或は製絲家に融通することに因つて、製絲業界に金融的支配力を振ふに至つたのである。試みに大正十四年より同十五年に至る一箇年間に於ける組合製絲二十組合の資金の借入先を觀るに賣込問屋は銀行、産業組合中央金庫に次で第三位を占めて居る。即ち左表の如くである。

借入先	借入金高	同上百分比
産業組合中央金庫	三、〇一六、一〇〇	二二・二%
日本勸業銀行	一、八〇七、六一〇	一三・三%
生絲賣込問屋	二、一八四、三八六	一六・一%
一般銀行	三、四八一、三三〇	二六・二%
信用組合又ハ其ノ聯合會	一、八一八、七七四	一三・三%
其他	一、三〇六、一二二	一〇・〇%
合計	一三、六一四、三二二	一〇〇・〇%

而して組合製絲が生絲賣込問屋を経由して生絲を販賣する方法には、現物賣買の方法としては、無制限委託と有限委託（註一）との二つがあり、又先物賣買の方法としては、極先約定、成行約定（註二）等があるが、組合製絲にして一旦賣込問屋より製絲資金の融通を受くるときは、問屋は組合に出荷の契約を爲さしめ、而も其の契約は、一旦出荷したるものは問屋の裁量に依つて販賣されるも異議を唱へざることを、出荷したる生絲は問屋の都合に依り擔保に供するも差支なきこと、荷主が契約に違反し出荷せざる時は何時にても債權の即時取立に應ずべきこと等を規定して居る。従つて組合製絲にして問屋より資金の融通を受けむか、取引は全く問屋の意の儘に委ねられる結果となり、絲價が低落し、問屋が資金の回収を急ぐ場合に於ては賣急ぎをなす爲め市價の崩されることは往々見受けらるゝところである。斯くの如き仲介機關である問屋の策動に乗ぜられて、災害を蒙つた組合製絲は、決して少くはなかつた。絲聯は實に斯かる問屋の弊害を除去する爲に設立せられたのである。

註一 無制限委託とは販賣の方法、其の時期及び價格に付き何等の制限をも附することなく舉げて問屋に一任するものを云ひ、有限委託とは荷主が販賣の方法、時期及び價格に付き豫め制限を附するものを云ふ。尙昭和七年一月一日より實施せられた横濱製絲貿易商同業組合の「横濱生絲賣込問屋取扱規約」は有限委託を認めて居ない。

註二 極先約定とは所謂豫約賣で、生絲製造前、品質價格、數量、引渡時期、場所等を豫約して販賣するものであり、成行約定とは賣買契約を爲すに當り、品質、數量、受渡期日、場所等の豫約はするが、價格は現品受渡の際の相場を標準とするものである。横濱生絲市場に於ては毎月五日及び十日を成行日とし、問屋と輸出商とが會商して、其の日の最優價格の公定相場を公表する、而して成行約定を爲せるものは製品の優劣に依り豫め最優何圓高と約定して居るから、受渡

當時の最優價格公定相場より約定物の値段を算出するを通例として居る。而して其の受渡期間は半年先、長いのは一ヶ年に至ることもある。

現在絲聯は横濱、神戸に事務所を有し、所屬組合又は聯合會よりの出荷を検査の上荷受し、之を直接輸出に賣込み、荷渡、代金の受渡等取引に附隨する一切の業務を行つて居る。販賣歩合金は、賣渡斤量一千斤に付き二十五圓の割合を以つて算出した金額と販賣代金に對する千分の二半の割合を以つて算出した金額の合計額とし、其の總額は販賣代金の千分の七を超えないことに定められて居る。尙販賣代金は賣却の都度、出荷したる組合、聯合會に送ることになつて居るが、豫め假渡金として販賣代金の七割以内を前渡し、荷掛費は千斤に付き十六圓の割合にて販賣代金より控除して居る。

乍併設立以來の絲聯の機能を從來の問屋の夫れと比較すれば、未だ實質上殆ど異なる所がない。即ち從來の問屋が一定の取引手数料と荷造料とを徴して、組合又は聯合會の出荷を個々に輸出商に賣込み、假渡金を交付することは、絲聯が全く踏襲したところであり、唯出荷せる商品の賣却時期及び價格に對し指示を許さぬことが問屋と相違して居たのである。併し絲聯が生絲の販賣に當り、所屬組合の利益を公平に分配し、危険を平等に分散せしむることを理想とするならば、絲聯は問屋とは全く取引方法を變へ、飽く迄も組合主義に則り、所屬組合又は聯合會の出荷は之を同格、同種類のものに分類した上、共同計算とし、賣上金は出荷數量に比例して拂渡す制度を採ることが望ましいのである。而して組合製絲の販賣機關としては投機的利益の獲得に狂奔するよりは、不測の損害を事前に防止する方法を

一 組合製絲金融に關する調査

講することが最も妥當なこと、信ずる。幸ひ昭和八年七月一日より共同計算(註)による販賣方法が行はるゝに至り、組合主義が更に徹底せられたことは、絲聯の爲め又組合製絲の爲め慶賀すべきことである。

註 生絲販賣の共同計算方法

- 一、共同計算區分 目的織度により白十四中、白二十一中、黄二十一中の三區分とす。
- 二、配分方法
 - (イ) 配分期間中に於ける日々各格の標準相場(相場に變動ありたる時は安値)の平均を算出す。
 - (ロ) 實際販賣單位が品質又は數量の關係に依り當該格標準相場(相場に變動ありたる時は販賣時に於ける相場)に比し、差を生じたる場合は、其の額だけ切離して、其の荷口毎に計算す。
- 三、除 外 格付に依らずして販賣したるもの(國用向)は單獨計算による。
- 四、配 分 期間を一ヶ月とし、其の配分は生絲検査所の檢定日附が其の期間中に屬するもの、全部賣了入金したる時之を行ふ。
- 五、假 配 分 假配分限度は、當該格標準相場の百分の九十以内とす。

第二節 資金關係

組合製絲の所要資金は營業製絲の夫と同じく、工場設備に要する固定資金と、經營に要する運轉資金とに分たれる。組合工場にして比較的新設のものは完備せる工場設備を有し、營業製絲に比して些かも遜色のないものもないが、舊來の組合の中には粗造のものも少なからず存在し、此等は極めて少額の資金にて足れるものゝ如くである。

元來製絲工場は紡績工場と異なり、堂々たる大建築物を有すること稀にして、バラック式の建物にても、實用上些したる不便を感じず、従つて固定資金を要することも少なかつたのであるが、組合製絲が供繭制になり、又營業製絲との對立が激化するに及び、繰絲工場、揚返工場以外に殺蛹乾繭場、貯繭倉庫及び女工寄宿舎等をも相當に設備する必要を生じ、組合製絲の建設及び經營にも、相當多額の資金を要し、固有の資金を以てしては到底之を支辨することが出来ぬやうになり、勢ひ借入金に依るものが増加するに至つた。併し借入金中、其の大部分を占むるものは、運轉資金としての假渡資金である。即ち組合製絲にあつては、營業製絲に於けるが如く、購繭資金の借入は之を要しないけれども、組合員が原料繭の生産に要する養蠶資金及び供繭に對する假渡金を必要とする爲め年々多額の資金を借入れるのである。

次に生絲百斤當生産費に付き、組合製絲と營業製絲とを比較するに左表の如くである。

生絲百斤生産費 (昭和五年度製絲業實體調査)

摘 要	營 業 製 絲		組 合 製 絲	
	金 額	割 合	金 額	割 合
俸 給	一〇・一三	四・三%	一四・四二	六・四%
繰 絲 工 賃 銀	六七・〇八	二八・一%	六九・二七	三〇・六%
其ノ他ノ賃 銀	一八・五八	七・八%	二一・六五	九・六%

一 組合製絲金融に關する調査

一 組合製絲金融に関する調査

摘要	營業製絲		組合製絲	
	金額	割合	金額	割合
購繭費	一一・五二	四・八%	一・一九	〇・五%
乾繭費	八・〇〇	三・四	三・五六	一・六
燃料費	二四・一七	一〇・一	三一・七八	一四・〇
賄材料費	一九・八二	八・三	一一・二三	五・四
生絲賣込及荷造費	一二・八〇	五・四	一一・八一	五・二
利子	二九・七二	一二・五	二七・二一	一二・〇
其他	三六・四六	一五・三	三三・三〇	一四・七
計	二三八・二八	一〇〇・〇	二二六・四二	一〇〇・〇

生絲百斤當生産費 (昭和五年度長野縣実績)

摘要	營業製絲	組合製絲	摘要	營業製絲	組合製絲
工女募集費	三・二一	〇・二四	原料改善費	一・三一	七・一一

摘要	金額	割合	摘要	金額	割合
繭受入費	一九・四九	一・四五	旅費	一・一〇	一・五三
乾繭費	一一・四九	八・八九	消耗品費	二・五三	四・〇二
貯繭費	三・六〇	一・二四	通信運搬費	二・〇七	一・八〇
選繭費	一・二九	一・〇四	諸稅諸掛	四・二二	一・六六
繰絲工資	七三・六〇	八〇・一四	保險料	二・二八	二・三四
揚返束裝費	八・四〇	六・九五	從業員福利施設費	四・二五	五・〇〇
荷造及賣込費	一八・三九	一七・五二	修繕費	五・二五	七・七三
電燈動力費	三・七七	四・八五	固定償却費	五・三〇	八・五二
薪炭費	二二・七九	二六・六七	借入金利子	三三・六二	一六・一五
賄費	二四・六七	二二・四〇	雜費	五・七一	六・四二
役職員給料	二二・八三	一六・五二	合計	二八三・〇七	二五八・七九
諸雇給料	—	八・六〇			

長野縣の實績に依れば、組合製絲は營業製絲に比して原料改善費、繰絲費、薪炭費等の支出が多いが、工女募集費、繭受入費、諸稅諸掛、借入金利子等の支出が少額であるから、結局生絲百斤當生産費に付ては、幾分割安となつて居る。尙生産費中より、兩者の差額の生ずる主なる費目を抽出して示せば左表の如くである。

費目	營業製絲	組合製絲	差額
工女募集費	三・二一	〇・二四	二・九七
繭受入費	一九・四九	一・四五	一八・〇四
諸税諸掛	四・一二	一・六六	二・四六
借入金利子	三三・六二	一六・一五	一七・四七
計	六〇・四四	一九・五〇	四〇・九四

右の四費目に於て組合製絲は營業製絲に比し、遙かに少額の支拂を爲すに止まるが、今其の由て来る所以を探究すれば大凡左の如くである。

(一) 組合製絲の本質に由来するもの

- 1、工女募集費……主として工場附近の組合員の婦女子を雇入るゝこと
 - 2、繭受入費……組合員自ら繭を工場に運搬供繭すること
 - 3、借入金利子……假渡金制度を採用すること
- (二) 國家的保護に由るもの
- 1、諸税諸掛……産業組合法に依り免税の特典あること

2、借入金利子……特殊金融機關を通じ政府の低利資金の融通を受けること

要之組合製絲の生産費は、一は制度其ものゝ本質に因り、他は國家的保護に因つて、營業製絲に比し少額にて足り、従つて組合製絲の運轉資金も營業製絲の夫れに比較すれば、遙かに僅少にて足り得るのである。次に運轉資金の一たる繭代金(註)の支拂に要する資金に付て述べなければならぬが、繭代金の支拂は、組合製絲と營業製絲と本質的に相違して居る爲め、假渡金、假配分金、精算配分金等、組合製絲獨特の支拂方法が行はれて居る。此の組合製絲に特有なる繭代金の支拂方法は、組合製絲金融上極めて重要なものであるから、節を更めて詳述するにしようとする。

註 組合製絲は組合員より繭を買取ることなく、組合員の供繭に加工して生絲となしたる上之を販賣し、其の賣上金は組合員の供繭量並に品等に應じて配分するを原則とするものであるから、繭代金と言ふは當らない、寧ろ生絲賣上金の配分と言ふに至當と認めらるゝも、組合製絲に於ては、假渡金、假配分金、精算配分金等特殊の支拂方法があるから、茲では此等を總稱して便宜繭代金と稱したのである。

最後に固定資金に付て一言すれば、組合製絲に於ける固定資金の調達は、組合員の出資に依るのを原則とするが、組合製絲は中産階級以下の養蠶業者に依つて設立せられるものであるから、設立と同時に組合員より、多額の出資拂込金を徴収するが如きことは、事實上困難である。従つて組合製絲の多くは、設立當初に於ける拂込を少額に止め、固定資金には組合員の拂込金の外、産業組合中央金庫、信用組合聯合會、特殊銀行其の他よりの借入金を充てる場合が多い。此の點に付ては營業製絲が固定資金の調達に此したる困難を感じないのと大なる相違がある。

第三節 組合製絲金融の特徴

第一款 繭代金

1. 假渡金

組合員の組合製絲に對する供繭は、繭の賣買ではなく、組合員が其の生産繭の加工及び販賣を組合に委託するものであるから、組合員は組合が供繭を繰絲販賣した後でなければ、繭代金に相當する精算配分金を受取ることが出來ぬ理である。乍併斯くては組合員は其の生産繭を營業製絲に販賣し、直に現金を入手する場合に比し、頗る不利な立場に置かれることになり、延いては組合員の供繭成績にも悪影響を及ぼすことになるので、組合製絲に於ては假渡金なる制度を採るに至つたのである。假渡金に付ては前橋市外所在の群馬社定款第五十四條に「組合員ハ本組合ニ繭ヲ引渡シタルトキハ繭代金ノ假渡シヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ當時ノ絲價ト前途ノ豫想トニ依リ理事之ヲ定ム」ごあり、又松本市所在の普及社の定款を觀るに、第五十九條は「組合員ハ組合ヘ繭ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ生繭時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム」と規定し兩者何れも供繭者に繭代金の請求權を認め、時價の七、八割以内の假渡を行つて居る。此の假渡金の性質は稍々不明であるが、繭代金の前渡と見るのが穩當であらう。

2. 假配分金及精算配分金

繭代金の支拂方法の一としては、組合員の供繭を繰絲販賣して得たる賣上金を配分する制度がある。配分金は實際に組合が生絲を賣却して得たる代金を組合員に配分するものであるから、一事業年度の終に至らなければ組合員は繭代金を入手し得ない不便がある。斯かる不便を取除く爲めに、前述の假渡金制度が設けられたのであるが、此の假渡金と同様の趣旨に依り、此處に假配分なる制度がある。之は供繭全部の繰絲販賣を終らざる以前に於て、假に繭代金を配分する方法であつて、繰絲販賣完了後の所謂精算配分と區別される。

精算金配分に付ては、群馬社定款第五十七條は「供繭ニ對スル精算金配分方法ハ本組合カ組合員ヨリ受入レタル繭ヲ製絲シタルト否トニ拘ラス其ノ賣却代金ヲ合算シ第五十一條ノ査定ニ從ヒ供繭當時ニ於ケル其ノ地方及全國ノ平均繭價、蠶種類別（支々日支交雜種又ハ白繭及黃繭別等）化性別及製絲方針並ニ其ノ時期等ヲ參酌シ理事ニ於テ之ヲ定ム」と規定し、第五十七條ノ第二項には「前項ノ配分ヲ爲ス場合ニ於テハ假渡金、歩合金、加工料及第五十八條ノ備荒金ヲ差引計算スルモノトス」との規定を設けて居る。

假配分金なる制度の存するのは、主として長野縣下の組合製絲にして、假配分の回数は、組合に依つて一様ではないが、多きは年五回少さも年一、二回之を行ふのを普通として居る。假配分金に関する普及社の定款を觀るに左の如くである。

第六十條第一項「販賣シタル物品代金ハ第五十六條ノ標準ニ應シ春夏秋冬蠶ヲ通シテ十二月及四月假配分ヲナス但シ毎回配分率ハ理事ニ於テ評議員ノ意見ヲ聞キ之レヲ定ム」

假配分金は假配分當時迄に繰繰された生絲賣上代金を基準とし、之より概算に依る生産費を差引いて配分掛目を算定し、之を組合員の供出量に応じて配分するものであつて、之も未だ確定的の繰代金と言ふことは出来ぬ。従つて精算の結果、或は其の一部を返還せしむることのあるべきものである。普及社定款第六十條第三項に於ては「假配分ヲ受ケタル組合員ハ組合ニ對シテ債務ヲ負フモノ」なることを規定して居る。而して假配分金は假渡金と相殺するのが普通であるから假渡金を受けた組合員には假配分金は事實上行はれないのが普通である。

斯くの如く精算配分迄には假渡金、假配分金等があつて、此等に依つて繰代金の大部分は支拂済となるから、精算配分金は事實上僅少にて済み、組合製絲の金融上餘り重要性を持たないことになるのである。

第二款 季節的變動

繭の出廻時期は、五月末より十月末に亘り約五箇月間である爲め、製絲資金も此の短期間に其の大部分が貸出される。換言すれば製絲資金の需要期は、繭の出廻期間中であり、出廻終了後翌年の春繭出廻期迄は、製絲資金の返還期と言ふべく、其の間極めて顯著なる季節的變動を示すのである。

今組合製絲に於ける資金の季節的變動を營業製絲の夫れと對比して調査する爲め、昭和五年度農林省調査「製絲業實態調査成績」に依り、組合製絲（七三工場）、營業製絲（三七九工場）の借入金借入先別各月末残高及び昭和五年五月末残高を一〇〇とした各月末残高の指數を示せば左表の如くである。

營業製絲

摘要	昭和五年五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	昭和六年一月末	二月末	三月末	四月末	五月末
地方銀行	111	104	103	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92
中央銀行	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
生絲問屋	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
産業組合	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中央金庫	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
信用組合	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
其他	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

組合製絲

摘要	昭和五年五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	昭和六年一月末	二月末	三月末	四月末	五月末
地方銀行	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
中央銀行	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

摘要	昭和五年												昭和六年				
	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末
生絲問屋	三六九	四〇二	四六五	四四〇	四〇六	四四一	五〇七	五〇三	四四六	四九四	四三三	四〇〇	四〇〇	三九九	三〇〇	三〇〇	三〇〇
産業組合	(二〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)
中央金庫	五六八	六三四	六〇八	七七八	九〇〇	九〇九	九〇四	九〇四	九〇〇	八三三	八三三	七六八	七六八	七三三	七三三	七三三	七三三
信用組合	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)	(二五)
その他	一三九	三〇九	三〇七	一八九	三一九	二四六	三二六	二〇七	一八七	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六	一七六
計	四〇〇九	四七四	五八七	五四〇	五九六	六四三	六〇四	五七三	五四五〇	五八二	四七四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四	四六四
昭和五年五月末 トセル指数	一〇〇	一五〇	一五八	一四六	一五九	一五	一四四	一四四	一四四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

備考 1、中央銀行及中央金庫借入金中には補償法に依る借入金(括弧内金額)を含む。

2、生絲問屋借入金中には共同保管に依る借入金(括弧内金額)を含む。

3、其の他は本社、組合製絲の所屬聯合會、個人、生絲輸出商、保險會社等よりの借入金、乾繭組合、繭市場、繭問屋に對する未拂金及び職工預金等にして其の金額中には本社及び組合製絲の所屬聯合會よりの借入金(括弧内金額)を含む。

4、指數の算出には補償法及び共同保管に依る借入金を除外す。

右表に付て觀るに一月より五月に至る所謂資金の不需要期には、組合製絲に於ても營業製絲に於ても其の借入金残高は漸減の傾向を辿り、兩者の間に何等異なる所はないが、資金の需要期たる六月以降に於ては、兩者夫々反對の傾向を示して居る。即ち營業製絲に在つては借入金残高が最高を示すのは春繭出廻期の六月であつて、其の後は次第に減少

の過程を辿るに反し、組合製絲に於ては借入金中最高の残高を示すのは十月であり、十一月が之に次で居る。更に之を製絲資金の貸出機關の側より觀るに左表の如く前述せる所と略同様のことが言ひ得られる。

製絲資金機關各月末残高表

摘要	昭和五年												昭和六年				
	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末
銀行	七四四	一五三	一四七	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
中央金庫	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)
信用組合	三九九	四四〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇
聯合會	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)	(一〇〇)
生絲賣込	一七九	四一〇	四四〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇
生絲買込	六〇〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇	六四〇
生絲貸出	三五三	三〇八	二八五	二七五	二二三	二〇三	一六四	一三五	一〇八	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六	九六
輸出	一四一〇	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
計	一四一〇	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三

即ち諸銀行の製絲資金の貸付は六月に於て最高残高を示し、産業組合中央金庫の夫は十月に其の最高に達して居る。

右の如く營業製絲の借入金が春繭出廻期の六月に最高の残高を示すは、製絲家の手持原料が端境期の五月に於て、殆ど皆無となるから春繭出廻期の六月に於て、製絲家は一時に大量の繭を買い上げる必要があり、而も其の購繭資金並

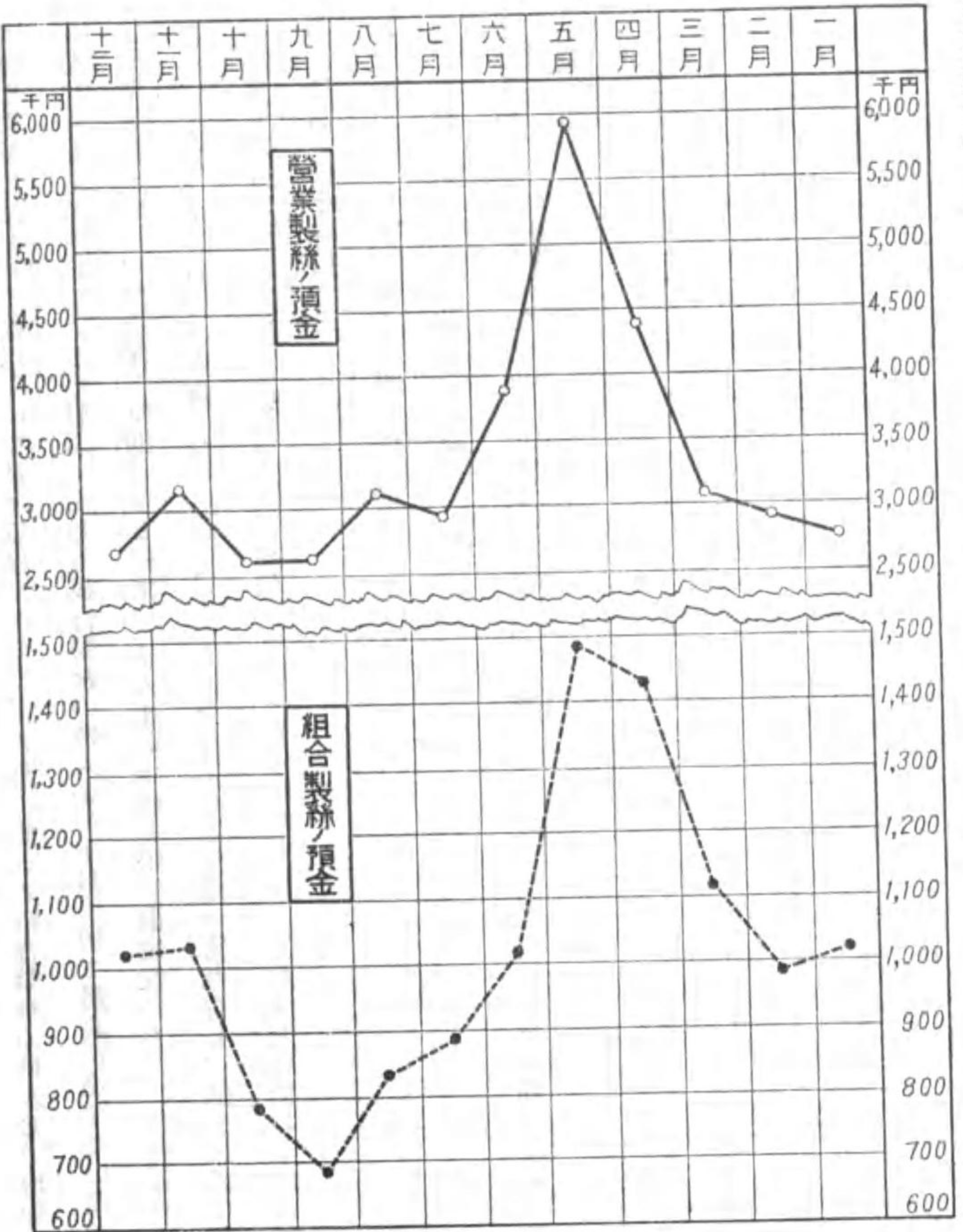
に製絲資金の大部分を借入金に仰ぐ結果である。而して此の借入は普通乾繭を擔保として行はれて居る。繭擔保の借入には種々あるが、要するに製絲業者が買取つた繭を擔保として資金を借入れ、其の借入金を以て再び繭を仕入れ、其の繭を更に擔保として融通を受け、斯かる方法を繰返して所要の繭を購入するのである。而して其の後借入金が漸減の傾向を示すは、營業製絲に於ては其の製品たる生絲の賣上代金を以つて順次借入金を返済する許りでなく、夏秋繭期に於ては、生絲の賣上代金を回轉利用して繭資金に充當することが出来る爲め、夏秋繭の出廻期に於ては新たに資金の借入を爲す必要が少いのである。營業製絲の借入金残高が六月を最高として漸次減少の傾向を示すのは斯かる原因に基くものであつて、諸銀行の製絲資金貸出状況を觀るも、其の貸付残高が最高に上るは六月であり、七、八の兩月は順次に次ぎ、其の後は漸減の歩調を辿つて居る。

之に反し組合製絲の借入金は前述の如く十月に於て其の最高を示し、十一、十二の兩月之に次ぎ、其の後は營業製絲同様漸減の歩調を辿つて居る。尤も組合製絲に於ても六月には營業製絲の繭代金に相當する假渡資金を要するから、借入金は六月に至つて急激に増加して居る。即ち前掲の如く昭和五年五月末の借入金残高を一〇〇として各月末の借入金残高を指數を以つて示せば、六月の夫れは一五〇となり僅々一箇月間に五割の増加を現はして居る。乍併營業製絲の六月に於ける借入金が同様の指數に於て二〇九を示せるに對比すれば、組合製絲に於ける借入金は營業製絲に比し遙かに少額にて足りるものと謂ひ得られる。是れ組合製絲に於ては、組合員の供繭に對し時價の八掛以内の假渡を爲すのみであり、又營業製絲の如く、購繭に際して種々なる附帶費用も要しないから、組合製絲に於ける所謂繭

代金は少くとも營業製絲に比し、二割以下にて足りる理であつて、六月に於ける組合製絲の借入金の増加率が營業製絲の夫れの約半分にも足らぬ所以であると思ふ。而して組合製絲の借入金が十月に於て最高に達するのは、元來組合製絲の借入金は營業製絲と異り、無擔保を原則とする結果、借入金の返済期限が繭擔保のものに比較すれば幾分長期となる傾向を有し、十月、十一月には春繭に付ての借入金の大部分は未だ未償還の儘残存し、他方に於て夏秋蠶繭に對する假渡金の必要もあり、十月が正に新舊借入金の交錯する月となるのである。是れ十月に於ける組合製絲の借入金残高が年度中の最高を示す所以であると思ふ。

右の如く製絲金融は極めて顯著な季節的變動を現はすものであるが、此の季節的變動に於ても組合製絲は營業製絲と異なつた独自の徑路を辿り、其の特色を遺憾なく發揮して居る。

次に製絲資金の季節的變動を預金の方面より觀察する爲め、長野縣下に於ける營業、組合兩製絲の銀行預金の月別残高を示せば左表の如くである。



即ち製絲家の預金は自己資金の一部を構成するものであるから、資金不要の時期に於ては預け入が増加し、従つて預金の残高は膨張するに反し、購繭資金需要の時期に於ては預金の拂ひ出が頻繁に行はれ、其の残高は順次減少するに至るのである。

右表に依つて此の預金の變動状況を観るに、營業製絲に於ても組合製絲に於ても殆ど異なる所なく、一月より五月に至る五箇月間は常に漸増の傾向を示し、六月春繭の出廻るに従ひ、購繭資金或は假渡金に充當する爲め預金は順次引出されて漸減の歩調を辿つて居る。而して九月末乃至十月中央即ち晩秋繭の出廻り終了と共に預金は再び漸増の傾向を示して居る。要するに此の預金の季節的變動状況に付ては、營業製絲と組合製絲とは同一傾向を辿り、兩者間に殆ど差異を見出し得ないのである。

第四節 金融方法

組合製絲に於て資金を最も多額に要するのは、繭代金の假渡を爲す時である。右の假渡資金は營業製絲の購繭資金に匹敵するものであるが、組合製絲に於ては繭一貫目に付き時價の八掛以内にて假渡をなす爲め、營業製絲の購繭資金に比し、二割以下の少額にて足りる理である。加之假渡金及び假配分金は組合員の要求を俟つて始めて之を支拂ひ、組合員の要求がなければ支拂ふことを要しないもので、他日精算配分を行ふ時に之を支拂へば足りるから、假りに組合員全部が供繭當時に於て假渡金の請求をしない場合には、組合は收繭に付ては全然資金を要しないこととなる。

要するに組合製絲金融は一種の掛取引であつて、金融市場より資金を借入れる必要のあるのは、假渡金支拂の時に限り、其の他の時は殆ど借入の必要のないものと言ふことが出来る。次に斯くの如き運轉資金が如何なる方法に依つて金融市場より吸収せらるゝかを述ぶることとする。

製絲資金の融通の形式には有擔保貸付、無擔保貸付の二種がある。

第一款 有擔保貸付

有擔保貸付の中の主なるものは不動産抵當貸付と鹵擔保貸付との二つである。

A、不動産抵當貸付

不動産抵當貸付は主として固定資本を調達する爲めに融通せらるゝものであり、工場抵當法第三條に依り工場に屬する土地又は建物及び之に備付けたる機械、器具等を含括して抵當とする證書貸付であつて、性質上比較的長期に屬するものである。稀には大工場を擔保に徵する場合に於て、工場財團を組織せしむることもあるが、現今は主として前記工場抵當法第三條に依る貸付が多い。乍併、製絲工場を擔保とする貸付は、金融業者が一般に歡迎せざる傾向がある。之は製絲業其のものが絲價の變動に因つて不測の損害を蒙る懼れが少くないことも亦一原因ではあるが、製絲工場に特有なる理由として次の如きものが擧げられて居る。

(一) 製絲工場は一般に之を高價に見積り難いこと、

工場の所在地は市街地であつても多くは中心より離れ地價が比較的低廉であり、又工場の建物設備等は、組合製絲

の發達するにつれて、漸次改良せらるゝに至つたけれ共、未だ一般に粗造のもの多く、規模も亦小さいものが多い。従つて製絲工場は之を高價に見積り難いのである。

(二) 債務不履行の場合に處分が容易でないこと、

製絲工場は之を處分せむとするも適當なる希望者を見出すことが一般に困難である。従つて債務不履行等の場合に之を競賣に付すれば殆ど捨賣となり、又金融業者が流込として取得するも、適當なる引受人を見出し得ないときは金融業者の不利益を招徠する結果となる。斯かる理由から一般金融業者は製絲工場を抵當とする貸付を喜ばないやうである。

乍併之を以つて製絲工場擔保貸付を全然危険視し去ることは當を得たるものとは言ひ得ない。組合製絲の信用良好なるものにして事業成績も相當舉れるものに對しては、工場擔保の貸付も或程度迄必要であらう。

B、鹵擔保貸付

生繭は其の性質上短日月に發蛾したり又腐敗する危険がある爲め、其の儘では貸付金の擔保として不適當であるが、之を乾燥すれば多少保存に耐へ得るから、之を短期資金貸付の擔保に取得することは廣く一般に行はるゝ所である。鹵擔保貸付中最も多く行はれて居るのは信託讓渡の方法と倉荷證券質入の方法とである。

第一 信託讓渡に依る方法

(1) 倉荷證券裏書讓渡

之は組合が乾繭を倉庫に寄託する場合に、内容検査済の倉荷證券を金融業者に譲渡する方法である。其の手續は左の如くである。

- 1、倉荷證券が記名式又は指圖式なるときは組合をして倉荷證券に白地譲渡裏書を爲さしめ、別に譲渡證書に依り倉荷證券記載の繭は支拂の擔保として譲渡したるものなることを明にし、之に對し金融業者より倉荷證券譲受證を交付する。
- 2、貸付は手形貸付の形式に依つて行ふものであるが、其の貸付割合は繭の時價を參酌し、生繭にて一貫目に付き何圓の割と定める(例へば生繭一貫目の時價六圓ならば、其の六掛三圓六十錢と定める)。而して生繭一貫目を乾繭と爲すときは、其の量目は三分の一に減少するから乾繭一貫目の擔保價格は生繭一貫目の擔保價格の三倍となる。斯くして計算した擔保價額と、倉荷證券面記載の倉庫業者の評價額とを超えない範圍に於て融通するのである。尙手形の期間は通常振出日より起算し九十日以内とし且倉荷證券記載の繭保管期間内とする。
- 3、倉荷證券を提示せずして擔保繭の一部解除を爲す必要がある場合に於ては、豫め契約を締結し置き、金融業者は必要に應じ貨物一部出庫請求書を組合に交付し、且倉荷證券には其の數量及び殘高を記載し隨時倉庫の證印を受ける。
- 4、擔保繭には金融業者の承認したる保險會社に付き其の指定せる金額以上の火災保險を付せしめ、其の契約に基づく保險債權は之を金融業者に譲渡せしむる方法を探つて居る。

5、金融業者が組合より徴すべき書類は概ね次の如くである。

イ、倉荷證券
ロ、譲渡證書

ハ、火災保險證券及び保險金債權譲渡承認請求書

6、右の外必要ある場合には役員個人の保證を徴することゝして居る。

(2) 倉荷證券なく直接譲渡する場合

組合が乾繭を自己の倉庫又は其の他の倉庫に保管するも、倉荷證券の發行なき場合には、其の繭を金融業者に直接信託譲渡する方法であつて其の手續は左の如くである。

- 1、金融業者は組合をして譲渡證書を作成提出せしめ、振出手形に對する支拂の擔保として保管繭を譲渡せしめる。
- 2、擔保繭は組合の責任に於て之を保管せしめ保管證書を徴する。
- 3、貸付は手形貸付の方法に依つて行ふものであるが、其の貸付割合は繭の時價を參酌し、生繭にて一貫目何圓の割と定め、(乾繭の擔保價格は生繭の三倍)擔保繭に對し右の割合以内にて融通する。
- 4、火災保險に付ては倉荷證券裏書譲渡の場合と同様である。
- 5、金融業者の徴する書類は概ね左の如くである。

イ、譲渡證書

ロ、火災保険証券及び保険金債權譲渡承認請求書

ハ、保管證書

第二 倉荷證券質入に依る方法

組合が鹵を倉庫に寄託する場合に、其の倉庫發行の倉荷證券を質入する方法で其の手續は左の如くである。

1、組合をして倉荷證券に白地譲渡裏書を爲さしめ別に擔保差入證を金融業者に提出せしめ、振出手形の擔保として質入したる旨を明にする。

2、右質入は倉荷證券發行者に通知し質權設定の登録を受ける。

3、融通方法は倉荷證券信託譲渡の場合と同一である。

4、擔保鹵には金融業者の定むる割合にて火災保険を付せしめ、其の契約に基く權利を金融業者に質入せしむる。

5、金融業者の徴する書類は概ね左の如くである。

イ、白地譲渡裏書ある倉荷證券

ロ、質權設定通知書

ハ、質權登録濟通知書

ニ、保険証券及び保険金債權質入承認請求書

ホ、擔保差入證

以上は従來金融業者が鹵擔保貸付の場合に實行せる方法であるが、此處に注意すべきは前述の倉荷證券擔保の場合に於ける證券發行者の資産信用状態であつて、綿密なる信用調査を行ひ保管上危険なからしむることが肝要である。

其の他鹵擔保の貸付形式としては短期貸付及び當座貸越がある。

短期貸付に付ては、擔保鹵の一部を解除する場合に、利息前取りの手形貸付が未経過利息の拂戻等に煩瑣なる手續を要するに比し、手續が簡便であるが、未だ乾鹵保存装置の普及しない現在に於ては、之に多くを期待し難い實情である。

又鹵を根抵當とする當座貸越は、倉荷證券又は入庫通知書を擔保とし、鹵擔保の手形貸付の場合と同様擔保價格を定めて貸越限度を決定するものであるが、此の貸越限度は倉庫の寄託鹵の出入毎に變化するものである。而して鹵の小口出入が頻繁である爲め、倉庫の信用が大でなければならぬと共に當座貸越は其の返済に一定期限が存しない爲め、不況時に於ては回収稍滯滞するの傾向があり、一般に普及して居ない。其の他生絲擔保の金融方法もあるが、組合製絲に於ては、之も稀に荷爲替の適用を見るに止つて居る。

以上組合製絲に對する有擔保貸付の諸形式を述べたが、元來組合製絲に於ては、繭を買取ることがないから、繭擔保の融通も、營業製絲に比すれば極めて少なく、又不動產擔保の如きも多くは添抵當として之を徴し、原則として無擔保の貸付が重きをなして居るやうである。

第二款 無擔保貸付

組合製絲に對する無擔保貸付にも種々なる形式があるが、一般には證書貸付と手形貸付とが行はれて居る。無擔保貸付は組合の資産狀況、事業成績並に役員の資産、人格、手腕等を參酌し、或は將來の絲價及び生絲需給の動向等を考慮して定めた組合の包括的信用の厚薄如何に依つて決定されるのである。従つて必要ある場合には、人的擔保として組合或は聯合會の役員個人の保證を徴するか又は組合への貸付に對し聯合會等の保證を求めることがある。

組合製絲に對する無擔保貸付の融通形式には前述の證書貸付、手形貸付以外に當座貸越に依る方法もあるが、之は前二者に比し極めて稀に行はれるに過ぎない。

第三章 組合製絲金融の將來

營業製絲の經營は成るべく廉價に原料繭を仕入れ、生産した生絲を出来る丈高價に販賣して、多くの利潤を擧げる

ことを目的とするものであることは言ふまでもないが、組合製絲に在つては組合員の生産繭に加工し、之を生絲としたる上有利に販賣し、其の賣上金を供繭數量に應じて配分することを目的とするものである。従つて前者の目的とする所は營利其のものであるけれども、後者に在つては組合自體の利潤は目的ではなく、組合員の利益を目的とするものであり、茲に兩者の目的に根本的の相違があるのである。乍併經營と言ふ點から見るときは組合製絲と營業製絲とは何等區別する所がない。従つて營業製絲の器械又は工場設備に進歩的方法が用ひられるならば、組合製絲に於ても之に比して遜色のない程度に其の器械又は工場設備を改善しなければならぬ。要するに組合製絲が營業製絲に伍して其の使命を遂行してゆくには、須らく時勢に順應して其の經營を改善してゆかなければならぬのである。然るに從來組合製絲の短所と稱せられる點は工場規模の過小といふことである。試みに昭和六年に於ける組合製絲の規模別工場數を觀るに左表の如くである。

規 模	工 場 數	釜 數
五〇釜未満	七四	二、七三八
五〇釜以上一〇〇釜未満	二四六	一六、二八六
一〇〇釜以上一五〇釜未満	八六	九、五九四
一五〇釜以上二〇〇釜未満	二四	四、一三

一 組合製絲金融に関する調査

一 組合製絲金融に関する調査

規 模	工 場 数	釜 数
二〇〇釜以上二五〇釜未満	一六	三、三九四
二五〇釜以上	一四	五、二三八
計	四六〇	四一、三六三

昭和六年度産業組合中央會調査

即ち百五十釜以上の工場は僅かに總數の一割に過ぎず、百釜未満の工場が總數の約七割を占めてゐる。勿論組合製絲は其の性質上營業製絲程大規模の工場設備を要しないが、百釜以下の小規模工場では到底製絲業の合理的經營を爲すことが得ない。従つて組合製絲が營業製絲に伍して其の使命を遂行してゆく爲めには、先づ其の工場規模の擴充を圖らねばならぬと思ふ。前述の組合製絲擴充五箇年計畫に於ても組合製絲工場の規模は百五十釜以上三百釜未満を以て其の理想的形態とし、一方に於て小規模工場の併合強化を圖ると共に、他方に於て其の固定設備の新設擴張に眞劍なる努力を拂つて居る。今昭和八年二月現在に於ける組合製絲五箇年計畫を府縣別に觀れば次の如くである。

府縣別産業組合製絲擴充五箇年計畫一覽

道府縣名	現在組合釜數	五箇年後組合釜數	同上新設組合釜數	初年度生絲產額(俵)	五箇年後生絲產額(俵)	備 考
北海道	〇					
青森	〇					
岩手	一〇、一〇一	一六、四九一	六、〇〇〇			岩手縣絲聯を擴充するものにして現在の二四六、〇〇〇貫の消費量を四八〇、〇〇〇貫に至らしめんことを
宮城	七、一三〇	八、三三六	七、五〇〇			
秋田	〇					
山形	三、三八三	七、八五五	四、〇〇〇			
福島	四、〇〇〇					
茨城	〇					
栃木	〇	一、五〇一	一、五〇一			
群馬	一、五六六					特別調査會に諮り計畫を別に樹立せんとす 生産額の五割を増加すること
埼玉	二、六三三					
千葉	四、四五一	六、〇〇〇	六、〇〇〇			
東京	一、四三〇	五、九〇〇	四、五〇〇			
神奈川	一、三三四	二、九三四	一、六〇〇	八六〇	五、二九〇	

一印は具體的に數字を擧げざるもの
△×印は計畫なきもの
△印は計畫中のもの

一 組合製絲金融に関する調査

一 組合製絲金融に関する調査

道府縣名	現在組合 数	五箇年後 組合数	同上新設 組合数	初年度生絲 産額(俵)	五箇年後生 絲産額(俵)	備考
新潟	1,013	470	351	185	1,499	
富山	0	0	0	0	0	
石川	61	504	453	0	1,530	
福井	0	0	0	0	0	
山梨	305	970	500	638	1,818	
長野	2,768	0	0	0	0	
岐阜	2,306	0	0	0	0	
静岡	2,930	0	0	0	0	
愛知	1,240	0	0	0	0	
三重	456	879	453	72	97	
滋賀	150	300	0	0	0	
京都	0	0	0	0	0	
大阪	0	0	0	0	0	
兵庫	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	
和歌山	0	0	0	0	0	

必要に應じ新設せんす
 県内産繭の八割を消化せんことを目標として既設組合の擴充及新設組合の増加を圖る
 繭市場の漸次轉換を計る

一 組合製絲金融に関する調査

道府縣名	現在組合 数	五箇年後 組合数	同上新設 組合数	初年度生絲 産額(俵)	五箇年後生 絲産額(俵)	備考
鳥取	745	1,009	604	3,000	6,000	
島根	403	1,036	750	896	4,426	
岡山	0	1,000	600	700	4,700	
広島	0	1,000	700	700	4,700	
山口	0	1,000	700	700	4,700	
徳島	1,272	584	400	975	1,534	
香川	1,842	584	400	406	1,710	
愛媛	696	1,262	100(以上)	0	0	
高知	1,266	1,262	100(以上)	0	0	
福岡	0	0	0	0	0	
佐賀	0	0	0	0	0	
長崎	0	0	0	0	0	
熊本	0	0	0	0	0	
大分	0	0	0	0	0	
宮崎	0	0	0	0	0	
鹿児島	0	0	0	0	0	
沖縄	0	0	0	0	0	

十萬貫の繭消費を目標とす

而して工場規模の擴充を圖る爲めには、設備釜數の増加、其の他の固定設備の擴張をしなければならぬが、之には巨額の資金を要するは勿論、此等設備の擴張に伴ひ、尙多額の流動資本を要するのである。乍併農村不況の今日に於ては、此等資金の大部分は之を借入金に俟たねばならぬ情態にあるから、組合製絲の將來に對し組合製絲金融は極めて重要な意義を有するものと謂はなければならない。

然るに組合製絲金融は從來兎角不圓滑を免れなかつたのである。而して其の原因は、金融組織の不備に存するといふよりも寧ろ組合製絲自體の缺陷に存するものと思はれる。従つて組合製絲金融の疏通を計る爲めには、金融組織の改善を企圖するよりも、寧ろ組合の組織を合理化して經營上の危険を艾除し、併せて組合員の自覺を促がし、其の團結力の強化を圖ることが根本要件であると思ふ。政府當局に於ても昭和六年に至り、蠶絲業組合法を公布して、從來無統制の儘放置されて居た蠶絲の生産並に販賣方法を規定し又昭和七年の臨時議會に於ては産業組合に関する諸法令の改正を斷行して、産業組合の信用限度を擴充し、組合をして眞に相互扶助的機能を發揮せしむることを企圖したのである。而して組合製絲が此の改正に因つて重大なる影響を受けたのは當然であるが、其の影響の第一は從來組合製絲に認められて居た有限責任制度が廢止され、凡て保證責任又は無限責任制度へ組織變更を要求さるゝに至つたことである（産業組合法第二條第一項但書）。斯くて組合の信用が増大し、之に伴つて資金の融通が従前より一層容易となつたのである。其の第二は養蠶實行組合が組合製絲の組合員となることが認められたことである（産業組合法第十條ノ二）。即ち之に依つて組合製絲の團結は愈々鞏固となり、其の機能が一層よく發揮せらるゝに至つたのである。其

の第三は定款に違反した組合員に過怠金を課し得ることとなり（産業組合法第四十八條ノ二）、組合の統制を一層容易ならしめたことである。

右の外にも種々なる點に於て多くの改正が行はるゝに至つたが、斯くの如き諸法令の改正は、組合製絲の將來に一道の光明を與へ組合製絲の金融上にも、極めて好影響を與へたのである。即ち政府の助成と組合員の自覺とに依つて組合製絲の缺陷は大いに改善せられつゝあるから、組合製絲は今後倍々發展し、其の金融も漸次疏通するに至るであらう。

二 森林金融に関する調査

二 森林金融に關する調査

目 次

緒	言	三
	(一) 本邦に於ける木材の需給と森林の關係	三
	(イ) 供	三
	(ロ) 需	三
	(ハ) 木材價格の推移	三
	(ニ) 内地用材需給の將來	三
	(ホ) 林	三
	(ヘ) 薪 炭 材	三
	(二) 森林金融の重要性及森林擔保貸付餘地調	三
	(イ) 森林金融の重要性	三
	(ロ) 本邦森林擔保貸付餘地調	三
目 次		五

(三) 森林金融梗塞の原因と其の打開策

(イ) 森林の危害(山火風雪害及虫害)と森林火災保険制度 九三

(ロ) 森林の鑑定 一〇

(ハ) 経営の改善 二三

(ニ) 貸付上の不安と其の対策 二五

結論 二八

二 森林金融に関する調査

緒言

本調査は森林金融の改善上参考となる可き事項を實證的に研究したものである。即ち(一)に於ては本邦に於ける木材の需給と森林の關係とを叙述し、(二)に於ては森林金融の重要性と金融の對象となるべき私有林の擔保價值を攻究し、(三)に於ては森林金融梗塞の諸原因とこれが打開策に付いて記述した。

御料林、國有林に付いては統計及資料が正確且つ豊富であるが、私有林に付いては一般に調査資料が甚だ不充分であつて精細を缺くは洵に遺憾とする所である。

尙本調査は森林金融の改善策に關しては單に其の概要を記すに止め、主として金融対策上の基礎となる可き諸問題を檢討することにした。而して(三)に記述せる「森林金融梗塞の原因と其の打開策」は編者の一私見に過ぎないから、固より批判の餘地が多からうと思ふ。

(一) 本邦に於ける木材の需給と森林の關係

昭和三・四年度、昭和五・六年度の本邦に於ける木材需給の狀態と森林の關係とを觀るに概略左の如くである。

イ、供給

薪炭材を除き専ら用材に付、日本全土の總出材量を窺ふに、農林省山林局の調査に依れば第一表の如くである。

第一表 本邦用材出材量 (農林省 山林局調査) (單位千石)

	大正十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年
内地	三三、九七	三三、四七	三〇、四二	二八、〇三	二五、七五	二四、二四	二九、三六	二八、五五
北海道	七三、〇	七三、二	九〇、三	七八、七	七三、五	七七、〇	一〇〇、七	九八、八
樺太	二四、五	六六、六	八六、三	七二、三	六八、六	一〇一、六	一一七、〇	一三七、三
朝鮮	—	—	—	—	—	—	六二、四	五六、七
臺灣	—	—	—	—	—	—	八二	六七
以上四地方小計	九六、〇五	二三、九六	一七、六五	一五、〇一	一四、〇九	一八、五六	二八、七九	二八、八六
合計	四一、〇一	四七、五六	四八、二五	四三、〇三	三九、七四	四三、三二	五八、二四	五七、五二

※昭和二年以降島内消費を含む(樺太) 昭和五・六年度に付ては第三表及第四表参照

ロ、需要

右の供給量に對して需要の状況を考察する爲、昭和三・四年度に於ける山林局調査に依る日本用材總需要量を示せば第二表の如くである。

第二表 本邦用材總需要量 (農林省 山林局調査) (單位千石)

	昭和三年	同四年	昭和三年	同四年
内地	五六、七六一	五二、一一四	朝	七、二七二
北海道	七、九七三	八、八三五	臺	一、四八八
樺太	四、八六六	四、五九五	合	七八、三六〇
			計	七三、三六四

註 昭和五・六年度に付ては第三表及第四表参照。

即ち第一表及第二表に依ると用材總需要量に對し國內の供給不足量は昭和三年度に於て二千二十萬石、四年度に於て一千五百八十萬石に上つて居る。

次に昭和五・六年度の木材需給表を掲ぐれば第三表及第四表の如くである。(但し昭和五年及六年は、本邦經濟界が極度の不況に沈淪した時であるから之を以て森林界の常態と看做すことは出来ぬであらう。)

第三表 昭和五年度本邦木材(用材)需給表

針	生産量	移入量	輸入量	前年ヨリ繰越り量	移出量	輸出量	次年度へ繰越り量	差引需要量
	三、四一三、八〇一石	八、九七三、九四〇石	八、二八〇、〇四五石	一、六六二、四八四石	八、六三〇、〇一〇石	一、四六六、三三三石	一、三〇一、二四九石	四、三一九、三六三石

内 地	計	生 産 量	移 入 量	輸 入 量	前 年 日 り 繰 越 量	移 出 量	輸 出 量	次 年 度 へ 繰 越 量	差 引 需 要 量
内 地	計	三,九〇三	一,四一六	五,五八八	一,三〇八	一,七三九	六,三二三	一,二八七	四,八三三
北 海 道	計	二,七二八	九,六三四	八,六九〇	一,七九三	八,〇四九	二,〇七四	一,四二八	四,八〇五
針 葉	計	五,五〇八	八,七八七	一,五六九	二,六〇六	三三,二六	四,六八八	三,五三三	五,〇四二
太 材	計	三,九四三	九,九九四	一,五六九	六,〇一六	九八,九二七	二七,二七〇	八八,一五三	二,四三一
朝 鮮	計	一,一五〇	二,七五七	—	三,二九〇	六,九〇六	一,五〇九	四,三二五	三,六七八
臺 灣	計	四,八五三	二,五〇九	五,八三三	—	四,一九〇	二,九七〇	—	五,三六六
合 計	計	五,三〇九	二,八六六	九,五九八	二,四七四	八,九二二	一,三九六	三,三九三	六,〇〇八

註 農林省山林局調査に依る。

第四表 昭和六年度本邦木材(用材)需給表

針	生 産 量	移 入 量	輸 入 量	前 年 日 り 繰 越 量	移 出 量	輸 出 量	次 年 度 へ 繰 越 量	差 引 需 要 量
針	二,五四七	九,四〇九	七,九二七	一,三〇一	九,九三三	九,四七七	一,三〇六	四,〇九三

内 地	計	生 産 量	移 入 量	輸 入 量	前 年 日 り 繰 越 量	移 出 量	輸 出 量	次 年 度 へ 繰 越 量	差 引 需 要 量
内 地	計	三,三六九	九,五八三	五,七四〇	一,二七七	七,二九四	三,四八二	一,三〇八	四,九八七
北 海 道	計	二,八七四	一〇,三六八	八,四九七	一,四二八	一,六五〇	一,九五九	一,〇七四	四,五三三
針 葉	計	三,六六六	六,七六八	一,四二七	三,五三三	九,〇一八	三,九四二	二,七二八	四,六六九
太 材	計	二,五五二	九,五四〇	—	八,一五三	九,五七九	二,九八六	五,三四九	一,七三九
朝 鮮	計	一,一五四	二,四四九	—	三,三〇六	一,〇八二	一,五〇八	—	三,九六六
臺 灣	計	四,三九八	一,四四五	—	二,〇九三	一,八九七	—	六五〇	五,五九五
合 計	計	二,五九〇	二,二八九	九,三七八	二,三三三	一〇,三九二	一,二八〇	三,六三一	六,三〇七

註 農林省山林局調査に依る。

ハ、木材価格の推移

二 森林金融に関する調査

月別	大正十三年		同十四年		昭和元年		同二年		同三年		同四年		同五年		同六年		同七年	
	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無	上並	上無
十一月	四・三	一・七	四・七	一・八	五・六	二・七	五・八	二・九	六・一	二・九	七・二	三・七	九・六	四・六	九・〇	四・五	六・五	—
十二月	四・〇	一・五	四・四	一・九	五・八	二・七	五・七	二・九	六・〇	二・九	七・四	三・五	九・三	四・八	八・〇	四・〇	五・五	二・四
平均	三・四	一・六	四・七	一・八	五・五	二・五	五・八	二・八	五・九	二・九	六・三	三・〇	八・七	四・〇	八・二	四・〇	八・二	三・九
平均価格	元 四	角 六	角 三	角 五	角 一	角 八	角 九	角 七	角 五	角 四	角 六	角 三	角 二	角 四	角 二	角 五	角 二	角 六

註 木材年鑑より作成。

右表に依れば木材価格の騰落率は相當大である。試みに秋田産杉並四分板相場を観るに、大正八・九年に於ては歐洲大戰後の好景氣に因つて急騰を演じ、其の後も關東大震災等に因り需要が激増した爲、引續き好調を持續して居たが、昭和五・六年に至り一般財界の不況が著しく深刻になつた爲、需要は減退し、手持商品は増加し、価格は激落するに至つた。

又米杉四分板の價格も前表に示すが如く連年低落の歩調を辿りつゝあつたが、米材の輸入も大正十三年を頂點として漸減の歩調に轉じ、昭和七年には三千萬圓程度に減じた爲、久しく米材に壓迫されて居た内地木材界も漸く其の脅威から脱するに至つたのである。

惟ふに、近時木材の需要が減退し、其の價格が激落するに至つたのは、大震災後の復興事業が完成したことも固より其の重要な一原因たることを失はないが、財界の不況に因つて一般に購買力の減退したことが其の主因であるから、財界の實勢が恢復し事業界が活況を呈するやうになれば總て木材の需要も増加するに至る可く、其の價格も亦相當騰貴することは想像するに難くないのである。

二、内地用材需給の將來

本邦に於ける用材需給の將來を推測するに當り、「日本の林業」、「我國木材需給と米材、滿洲材」の二書に依れば、過去二十年間の用材需要の増加率は年平均三・五%なりとし、既往二十年間は、日露戰爭、世界大戰等の影響を受け、國民經濟が著しき發展を遂げたる爲、木材の需要も之に伴ひて増加せるも、今後は木材代用品の使用、防火設備の發達等に因り、需要の増加は左程著しからざる可く、旁々歐米の木材需要の状態をも參酌綜合して考察するときは、將來に於ける用材需要は平均して年々約二%宛増加するものと推定して居る。之に依り將來の需要量を推算すれば、今後二十年間は平均して毎年六千萬石乃至七千三百万石の材量を必要とすることとなるのである。

然るに之に對する供給量は、其の推定が極めて困難であるが、前記の著書に依れば、各種の事情を綜合して、御料林約百五十三萬石内外、國有林七百七十萬石乃至八百七十萬石、民有林推算四千八百萬石乃至五千萬石であるから、御料林、國有林及民有林を合算して内地に於ける今後二十年間の一箇年平均出材量は五千萬石乃至六千

萬石に達する見込であるとして居る。

要之、將來内地用材總需要量に對する内地材の供給不足量は、立木材積として約一千萬石乃至一千二百萬石に達するが、造材々積に換算するときは、大略八百萬石内外である。之に對して、今後二十年間は北海道及樺太産の木材を用ひて、約四百萬石を補給し得るから、差引四百萬石の不足を外國材の輸入に依りて補填することとなるわけである。但し以上は、内地森林が合理的施業を行ひ、且相當の保護助成等が加へらるゝものと看做した場合の推定である。尙二十年以後に於ては用材供給不足量の倍々増大することは言ふを俟たぬのである。

ホ、林 況

本邦の森林は世界各國と同様濫伐に過ぎ、其の伐採面積は林野新植面積に比し、連年二十餘萬町歩の超過を示して居る。

第六表 日本内地(北海道を含む)伐採、植栽面積比較表 (單位町) (農林省統計表より作成)

年次	伐採面積	林野新植	兩者の差	年次	伐採面積	林野新植	兩者の差
大正六年	—	一三三三三	—	大正十二年	三九六四五	一四九六六	二四六八九
同八年	五八四〇	七九八〇	四〇四〇〇	同十三年	三二二七七	一〇九三七	二一三〇〇
同十年	三七一〇	九七二三	三九六二	同十四年	三二二七七	一〇九三七	二一三〇〇

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
三四、〇九	三四、四〇〇	三四、六七九	三五、七五七	三四、八三三	三六、三四四	三三、三三三
一〇、一八七	一〇、八〇六	一一、三五四	一一、八元	一四、八三三	一七、九八六	一四、八五七
二四、八〇二	二二、八五四	二二、三二五	二二、九七七	二〇、〇〇〇	一九、八五七	一九、八五七
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

へ、薪 炭 材

次に薪炭材の需給に付て略述すれば、大正九年以降五箇年間の一箇年平均生産量は一億三千九百萬石餘に上り、世界各國に比し著しく大量である。乍併薪炭材需要の増加率は用材の夫れに比し遙かに僅少なるのみならず、瓦斯、電熱、代用炭の普及に基き將來薪炭材の増加率は倍々減少してゆくであらうから、今後の増加率は大體〇・一%程度に過ぎないものと思はれる。之に對する生産の状況は、用材の場合に用ひたると同一方法に依りて概算すれば、大約一億四千六百萬石に上り、需給は略均衡を保ち得るのである。

而して用材薪炭材の外に木材バルブ、人絹バルブ等の需要は文化の發達と共に必ずや増加す可く、林學者、政治家中には世界的に木材飢饉時代の到來するのは意外に早いであらうと豫言して居る者も尠くない。

(二) 森林金融の重要性及森林擔保貸付餘地調

イ、森林金融の重要性

商工業に於ては一般に資本の回収が速かであつて、且其の利潤も比較的大なるが爲に、農林業に比し容易に且多額の金融を受けることが出来る。而して同じ原始産業であるけれども農業と林業とは互に其の生産の期間、技術を異にし、生産物の性質及販賣方法等にも顯著なる相違があるから、金融市場に於ける兩者の信用程度に相當懸隔があるのを免れない。農業金融機關は晩近頗る發達せるにも拘らず、林業に於ては金融の疏通を缺くこと甚しく、多大の森林財産を所有せる者と雖も、林地林木に對する金融が發達して居らぬ爲、之を資金化して林業の發達を圖り、或は一家不時の急に應ずることが困難である。斯くて林業者は農業者に比し金融上極めて不利なる地位に置かれて居るのである。

翻つて本邦に於ける林野面積を觀るに、全國土面積の六七%を占め、田は八%、畑は九%、其の他は一六%である。又府縣のみに付て觀察すれば全面積の五七%は林野の占める所で、田一〇%、畑七%其の他は二六%となつて居る。更に府縣に於ける私有林野のみに付て觀れば、其の面積は九百六十八萬町歩に上り、公有・社寺有・私有を合計せる民有林木蓄積推定は、針葉樹十六億四千九百二萬九千石、闊葉樹七億一千九十七萬七千石、計二十三億六千萬石に達し、其の所有者總數は四百六十一萬人を算する狀況である。

而して本邦は森林面積の國土總面積に對する割合に於て、芬蘭・瑞典に次ぎ世界第三位に在る。斯くの如く我國土の半以上は森林を以て掩はれ、氣候も亦中庸を得て樹木の生育に適し、有用樹種百種以上に及ぶ状態であるから、本邦は之を森林國と稱することが出来るのである。

次に林産物産額を見るに、大正十四年より昭和五年に至る六箇年平均主要林産物産額は、府縣二億八千九百八十六萬圓、北海道二千四百八十九萬圓、樺太一千九十一萬圓、計三億二千五百六十六萬圓にして、朝鮮・臺灣を加ふれば合計四億圓に達して居る。斯業は本邦の重要産業である許りでなく、森林は國土保安並に國民保健上輕視出来ない効用のあることも國民の齊しく認むる處である。斯くの如く林業は極めて重要であり、其の資金を要することも多大であるに拘らず、森林金融は單り本邦のみならず、諸外國に於ても甚だ不振であつて、僅かに農業金融機關・普通銀行・各種組合・個人等に依つて例外的に取扱はれてゐるに過ぎないやうである。今森林金融の梗概せるが爲に林業者に及ぼす影響を觀るに、

一、所有財産の擔保價值が少い爲、林業に専心することが不安となり、勢ひ林木の濫伐を行ひ、時には林地の荒廢を招徠するが如き經營を爲すこと。

二、資金の必要なる場合に於ては、未だ伐期に達せざる未熟林を伐採するか、或は森林を賣却して資金を得るより外に途がなく、施業案に基く合理的經營が不可能であること。

三、木材價格の變動に應じて伐採に有利なる時期を捕ふることが困難なること。

四、伐採跡地の造林、原野植林等の行はるゝことが少なくなり、林業者は森林を撫育せざるに至ること。

森林金融は、單に林業者個々にとつて重大問題である許りでなく、國家的見地より考察するも極めて重要なものであつて、前述せるが如く府縣の私有林野九百六十八萬町歩、森林所有者四百六十一萬人、全生産額四億圓に上る森

林業に對し、金融を圓滑にし、從來空しく死蔵せられたる林地林木に信用を與へて、斯業の發達を企圖することは國家及不動産金融機關の責務と謂はなければならない。而かも本邦の木材需給と森林との關係は(一)に於て述べた如くであつて、現在及將來共決して樂觀す可きではないから、森林金融問題は愈々重大性を加ふるものと謂はなければならない。

ロ、本邦森林擔保貸付餘地調

私有林野は程度に差こそあれ、經濟的價值を有して居ることは謂ふ迄もないが、其の擔保價值に至つては全く之を見込み得ないものがある。其故本邦に於ける森林擔保貸付餘地を調査するに當り、擔保物件に一定の制限を附することは蓋し止むを得ない處であらう。

森林法第一條は、森林を分ちて、御料林・國有林・公有林・社寺有林及私有林としてゐる。此の内、公有林は府・縣・市・町・村有林及部落有林等を指し、本邦森林中最も荒廢せるものと稱せられて居る。又社寺有林は其の面積が極めて少い。而して此等の森林を實際上擔保物とすることは困難である。尤も社寺有林中境外林は境内林と異り社寺の風致、壯嚴維持等の爲に直接有用なものではないから、擔保物と爲し得るが、實際には之を擔保として資金の融通せらるゝ場合は寧ろ例外であらう。

府縣、北海道、樺太、臺灣及朝鮮に於ける森林面積の所有者別統計を示せば第七表の如くである。

第七表 森林所有關係

府 縣	御 料	國 有	公 有	社 寺 有	私 有	合 計	百 分 比				
							御料	國有	公有	社寺有	私有
全 國	一、四三三、六四九	三、〇五五、六六九	四、八八〇、四四〇	三、四四三、五七〇	一、七六六、六〇七	四、八七〇、六三三	三%	四六%	二%	一%	四六%
朝 鮮	—	七、七五五、四二二	六、六五八、八六六	一、七三八、四九九	七、八二九、五〇九	一、六四三、六九六	—	四七	—	—	四六
臺 灣	—	二、三三六、二二六	六、九二五	—	二、四四五、一一一	一、四四三、六九六	—	九〇	—	—	七
樺 太	—	二、九〇七、四六六	—	—	—	二、九〇七、四六六	—	一〇〇	—	—	—
北 海 道	九、九三六、二	三、四六六、八六六	七、七三六、五	二、二八一	一、七四三、四四五	六、四三三、二〇〇	三	五五	三	〇	三
府 縣	五、三三六、六	四、一七三、九五五	三、四四三、〇四	一、九三三、七	八、三三六、四〇三	一、六五七、三六六	三	三五	三	一	五〇

註 一、本表は山林要覽に依る。 二、一ヘクタールは一町二五坪とす。

本調査に於ては前述の理由から公有及社寺有林全部を除外し、専ら私有林に付、貸付餘地を推定することとした、但し参考上必要と認めらるゝ場合には公有林及社寺有林をも取扱ふことにした。

私有林野は之を立木地及無立木地に分ち、立木地は更に天然林地及人工造林地に分類することが出来る。而して無立木地は擔保價值が少いから、造林の行はるゝことを條件としなければ、到底單獨にては擔保物とはなり得ないのである。天然林は私有林中其の面積最も大であり、最近に於ては一定の條件の下に立木登記を行ひ得ることとなつたが、

概して粗悪林相地或は散生地多く一町歩當林木蓄積は極めて僅少である。府縣民有林（私有林、社寺有林及公有林の總稱）中人工造林地の林木蓄積は、御料林、國有林に比し、伐期の短期なるが爲に自然少なきも、尙一町歩當平均四百三十五石（十一年生以上の造林地の平均は七百十九石）なるに反して、天然林一町歩當蓄積は僅に百八十一石に過ぎない。又天然林には用材生産率の大なる針葉樹少なく、主として闊葉樹又は針闊葉樹混生林であるから、大多數の天然林は優良なる擔保物と謂ふことが出来ない。

造林には人工造林及天然造林の二種があるが、天然造林が稍良好なる方法を以て行はれるのは、御料林及國有林の一部に限られ、私有林に於ては殆ど見るべきものがなく、多くは粗放なる作業が行はれ、林力の維持上決して信頼し得るものではない。以上述べた處から、私有林野中優良擔保物と看做し得るものは、殆んど人工造林地に限られ、而も金融の擔保として望まじきものは、此の中の樹齡二十年以上にして用材生産率大なる針葉樹林であることが分つた。斯る見地より私有林を調査するに、正確なる統計資料が少なく、僅かに山林局に於て大正十四年末發表せる「民有林人工造林地の現況」と稱する調査書が存するに過ぎないが、之れに依れば府縣に於ける齡級別、樹種別私有林の造林地面積は左表の通りである。

第八表 齡級別、樹種別私有林造林地面積表（府縣）

樹種	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
針葉樹	五四八八六町	五三、〇〇一町	二八、八〇六町	二、五四三町	四九七七七町	三〇、六六八町	一五五、三八四町
針葉混生樹	五、三〇一	六、一五九	五、七七八	四、四〇三	二、九四九	五、〇九四	三三、三〇四
闊葉樹	七、七六三	三、九七四	六、二二一	四、九六	二、四九	二、〇五	二四、四〇五
闊葉混生樹	二、〇一一	八六	八	三	七	五	二、九四九
針闊混生樹	一、〇七	五、四九	三、〇八	三	三	三	一、九二六
其他	四五	三七二	一〇	四	三七	三七	一、〇〇四
計	六、五三四	六、七九六	三四、二二五	一、六三四	七、九八八	三六、〇三三	一九七、七三八

註 一、本表は「民有林人工造林地の現況」農林省山林局調査に依る。

二、十年を以て一齡級とし、五十年以上は一括して六齡級とす。

右表に依れば府縣に於て、齡級三、四、五、六の針葉樹單純林面積は大略四十八萬町歩にして、之は擔保物として最良な理想的の森林面積を表はすものである。而して此の四十八萬町歩は、昭和六年末現在の銀行、會社、組合、個人等の森林抵當貸付の擔保面積四十八萬八千町歩と略一致して居る。惟ふに森林金融の問題も歸する處は、擔保に取得する森林の範圍を擴むる途を攻究すると共に、從來の貸出條件を出來得る限り緩和するの方策を研究することにあ

而して擔保に取得する森林の範圍に付考察するに、近年潤葉樹の利用が漸く盛んとなり、又林木は年々生長して止まざるものであるから（山林局の「民有林人工造林地の現況」調査は大正十四年末現在にして爾來十年の年月を經過して居るから當時二齡級の林木も今日は既に三齡級となつて居る）第八表に於ける針葉樹單純林以外の樹林及二齡級以上のものも擔保として取得して差支ないものと思はれる。

以上の見地よりすれば、現在私有林人工造林地中には約百二十三萬二千町歩の貸出可能なる森林面積があることになる。

第八表を詳細に表示すれば第九表の如くである。

第九表 齡級別、樹種別私有林造林地面積詳細表（府縣）

樹種	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
針葉	二八、三六四	一三、〇九二	五九、八二九	二八、五五五	三三、〇一〇	一〇、三三〇	三〇、〇四九
赤松							
扁柏	八、二四四	六、五七二	三、六八八	二、〇〇一	四、八二四	三、二五六	一九、〇四六
杉	三三、〇〇四町	三三、四三七町	一八、一四三町	七、一六町	三、一七三町	一、七三六町	九六、四九〇町
計	四九、四〇七	五〇、五六一	三三、二二二	一八、六六	三九、二〇三	一五、〇六六	二一〇、一

樹種	純林						計
	其	椴	琉球	唐楡	落葉	單	
葉	一、六二	一、五	八、四三	一、九	九、二〇	九、二〇	二六、七〇三
樹							
花							
楮							
黒松							
計	五、四八六	一、五	八、四三	一、九	九、二〇	九、二〇	二六、七〇三
針葉	五、四八六	一、五	八、四三	一、九	九、二〇	九、二〇	二六、七〇三
扁柏	四、二二八						
杉	五、二五八						
扁柏、落葉松	一、〇八						
杉、落葉松	三、〇						
赤松、扁柏	三、六七五						
赤松、落葉松	一、〇						
赤松、黒松	三、四〇						
計	五、四八六	一、五	八、四三	一、九	九、二〇	九、二〇	二六、七〇三

樹種	混 濁 針 林 活 混							樹齡級別	
	扁柏、檜	赤松、檜	扁柏、檜	赤松、檜	杉、扁柏、花柏	杉、扁柏、花柏	杉、扁柏、黒松		
一齡級	六	三五	七	五	五	五九	七	三	三町
二齡級	一	四	一〇	八	五九	四	九	三	三町
三齡級	一	二	三	一	二五	六	四	三	三町
四齡級	一	一	一	一	二	四	五	三	三町
五齡級	一	一	一	一	二	三	一	二	二町
六齡級	一	一	一	一	一	一	一	一	一町
計	六	七二	二四	八五	四	一四八	三〇	一〇五	一四九町

樹種	混 濁 針 林 活 混							樹齡級別	
	扁柏、檜	赤松、檜	扁柏、檜	赤松、檜	杉、扁柏、花柏	杉、扁柏、花柏	杉、扁柏、黒松		
一齡級	七	三	五	一	三	一七	九	三	三町
二齡級	一	二	一〇	二	二六	四	九	三	三町
三齡級	一	二	三	一	六	一	三	三	三町
四齡級	一	一	一	一	一	一	一	一	一町
五齡級	一	一	一	一	一	一	一	一	一町
六齡級	一	一	一	一	一	一	一	一	一町
計	九	九	一三	一四	一〇	二八	三〇	一〇五	一四九町

樹種	純林										計			
	樟、櫟、栲	櫟、楡	雑	其	い	相	は	桐	楊	黄		山	椿	樟
一齡級	一、四六	七、六三	七、七	〇	〇	〇	〇	〇	充	七	七	五	五	四、七
二齡級	五、五	二、九七	四、六	〇	〇	〇	〇	〇	四	〇	三	〇	一、五	二、二
三齡級	〇	六、二	二、九	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	三	〇	四、六	二、二
四齡級	二	四、六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	八	〇	五、七	一、〇
五齡級	二	二、九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五	〇	九、四	一、〇
六齡級	二	三、五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	九、四	一、〇
計	一、九六	二、四〇	一、三六	〇	〇	〇	〇	〇	二、五	一、〇	九、七	〇	二、五〇	五、七

總計	其他	混交林												
		椎、櫟、楡	櫻、思、みづき	想、思、樹	樟、想、思、樹	は、ん、の、き、櫻								
六、五三	四、五	二、〇三	一、〇	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
六、七九	三、三	八、六	〇	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七
三、四二	一、〇	六	七	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一、五八	〇	三	七	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九、五七	七	七	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三、六〇	七	五	三	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一、九七	一、〇	二、九	七	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五、〇

註 第八表に同じ。

更に此等私有林人工造林地の府縣別分布状況を観るに、奈良縣は群を抜きて最大の面積を有し、熊本縣之に次ぎ、又社寺有林人工造林地に於て面積の最大なる所は京都府にして以下静岡・岐阜・長野の順序である。今私有林及社寺有林の齡級別、府縣別人工造林地面積を示せば第十表及第十一表の如くである。

第十表 私有林人工造林地府縣別齡級別面積表 (人口造林地)

地方別	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
青森	六五〇八	三、七、六	二、七、〇	六、四、〇	三、九、〇	二、五、〇	一、三、七、八
岩手	一、三、九、四、八	八、八、七	五、三、四、五	二、三、九	一、三、五	九、七	三、四、六
宮城	八、九、九	五、五、七	二、六、〇、八	九、六、三	四、七、八	二、三、九	一、八、七、八
秋田	一、三、四、九、三	一、五、〇、〇	五、八、四、四	一、九、七、一	四、三、七	五、六、四	三、七、三、〇
山形	四、三、三、〇	九、五、五、〇	四、九、三、〇	三、七、九、〇	九、五、〇	五、三、〇	二、四、〇、七、〇
福島	三、三、八、九、九	二、〇、三、三、一	八、四、一、一	二、三、四、四	一、九、六、三	一、四、〇、三	五、八、〇、九、〇
茨城	三、八、三、三、三	二、〇、八、七、七	一、五、九、五、五	七、九、四、四	四、四、五、〇	五、七、四、三	九、八、一、八、二
栃木	三、三、八、九、五	一、六、〇、八、八	一、一、五、〇、三	四、二、〇、〇	一、二、七、四	三、七、六	五、六、四、一、六
群馬	八、一、五、三	二、〇、〇、六	四、五、五、六	二、二、九	八、六、六	五、三、三	二、八、〇、三
埼玉	八、二、八、六	八、九、三	二、七、八、一	七、五、八	二、七、〇	四、〇、九	三、九、六、七
千葉	二、四、〇、九、五	二、二、七、九	一、四、九、九	七、七、九	三、七、六	六、九、七	七、八、二、五
東京	六、一、八、六	四、五、五、六	二、四、四、八	八、〇、九	三、〇	一、七、八	一、四、四、七
神奈川	六、二、〇、五	七、八、四、七	三、九、九、八	一、五、三、三	七、三、〇	四、一、三	二、〇、七、五

新潟	二、九、四、四	一、八、〇、四	一、〇、一、一	五、五、四、七	四、五、五	二、〇、九	六、三、八、三
富山	四、五、五、四	二、八、九、三	一、五、三、三	八、二、五	五、九、四	九	一、〇、三、九、六
石川	六、七、四	四、三、七	二、七、〇、一	一、〇、七、五	六、九、三	七、五、九	一、五、七、八、九
福井	五、三、三、三	三、九、六、三	三、〇、一、八	一、八、四、〇	一、三、〇、〇	一、九、九、七	一、七、四、六、一
山梨	一、一、九、二、五	九、七、七、九	八、〇、二、五	一、四、五、〇	四、四、八	五	三、一、六、三、三
長野	一、五、三、四、三	二、二、五、五	一、三、一、一、一	五、四、七、七	二、三、三、七	一、二、八、五	四、九、六、〇、八
岐阜	一、八、三、四、二	一、六、一、七	一、〇、三、八	三、〇、七、八	一、四、九、三	六、六、九	五、〇、〇、八、三
静岡	三、八、七、五、七	二、六、四、一、七	一、四、九、五、四	五、四、九、〇	一、九、〇、八	九、七、七	八、八、四、八、三
愛知	七、八、五、二	八、一、九、五	五、〇、八、三	二、四、七、七	八、六、一	四、七、九	三、四、八、九、七
三重	一、八、三、六、二	二、二、五、九	一、三、八、八、八	八、八、五、〇	四、三、六、〇	四、〇	六、七、三、三、九
滋賀	五、三、三、八	六、六、八、〇	二、〇、六、二	一、〇、三、三	四、六、七	九、四、七	一、六、六、九、七
京都	一、五、〇、九、四	一、〇、一、九、一	五、一、一、〇	二、一、〇、三	四、六、七	九、九	一、六、六、九、七
大阪	五、六、八、三	四、八、九、七	一、九、九、三	四、八、〇	二	三	四、一、九、三
兵庫	一、六、七、五、九	一、五、三、三、一	六、三、六、〇	二、三、一、一	七、二	五、〇	四、一、九、三
奈良	三、三、九、八、八	三、五、九、九、六	三、九、四、九、七	三、九、六、五	二、七、四、〇、五	三、一、九	一、六、一、六、〇
和歌山	二、二、七、二、四	一、九、九、〇、五	一、六、二、三、八	四、三、五、〇	一、四、三、八	—	六、四、六、四、五
鳥取	四、五、八、三	三、七、七、三	二、一、五、一	一、二、四、五	八、三、〇	四、五、一	一、三、〇、三、三

地方別	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
島根	二〇六九町	八二七〇町	一〇九一町	五九町	七五町	八四町	三〇七六町
岡山	八四三	五七七	二〇四	一一五	五九	二五	一八〇三
広島	四九三	六二〇	五〇八	—	—	—	一六二〇
山口	八七一	九七一	三七〇	六〇	—	—	三三四三
徳島	一九〇八	一五〇五	一〇七七	三三三	一九八	—	五二六八
香川	一五〇二	九二	三九	四〇	—	—	二八二四
愛媛	三三七一	一九六六	一〇八二	四六九	—	—	五九七六
高知	一六〇八	二〇三六	一一五	九六	—	—	三〇六一
福岡	二六八三	二四八六	九四八	二四六	—	—	四三三六
佐賀	七六〇八	五七五	二五七	七四	—	—	一六九五
長崎	五三三	二八〇	一一〇	五〇	—	—	一〇四五
熊本	五九三八	五七六〇	二〇四	八五	—	—	一〇四三六
大分	三三三	三三七	二一八	三二六	—	—	七四七三
宮崎	二五四〇	一九二五	八八四	三三九	—	—	五八六〇
鹿児島	二五四三	二四三九	一一三三	三九七	—	—	六一九五
計	六五三三	六七九六	三三三三	一五三四	九五六	三六〇三	一九七三六

註 一、一齡級は十年とす。以下の諸表に於ても亦同じ。
二、本表は前掲書に依る。

第十一表 社寺有林人工造林地府縣別、齡級別面積表
社寺有林面積（人工造林地）

地方別	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
青森	三六町	一八町	一町	—	—	—	八町
岩手	一九町	九町	四町	—	—	—	三二町
宮城	七町	八町	四町	—	—	—	一九町
秋田	三町	一〇町	一〇町	—	—	—	二四町
山形	九町	七町	四町	—	—	—	二〇町
福島	四町	八町	八町	—	—	—	二〇町
茨城	四八町	三三町	三〇町	六町	一町	—	一四九町
計	一七三	一七九	一〇三	一五	一	—	三六三

地方別	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	計	
三滋京大兵奈和鳥島岡廣山徳香愛高福	六 五九 九八 九 九八 九 二八 二六 一五 二四〇 二六 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三 三三	一五 六四 九〇 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三 一三	四 九五 四三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	一 三四 一三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 三五 一三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 三三 一三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 三五 一三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	三三 一五四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四 二六四

地方別	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	計	
栃群馬木 千葉玉馬 東京葉 神奈川 新神奈川 富山 石川 福井 山梨 岐阜 静岡 愛知	二六〇 一八二 二 四八 一七五 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六 一六六	一八六 七三	六 四九 三五 五七 八 二六 四 六 二二 一七 七 七 四 五 一五 町	四 一三 二	四 一三 二	三 一七 七 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	三 一七 七 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	七〇 二二二 二二〇 二二〇 九九 七三 三三 八三 一五 四七 四三 一七 四 七 三 五 町

地方別	齡級別						計
	一齡級	二齡級	三齡級	四齡級	五齡級	六齡級	
佐賀	四町	二町	三町	七町	八町	二町	二〇六町
長崎	七町	六町	三町	一町	一町	一町	一八町
熊本	六町	三町	三町	三町	六町	一町	二二町
大分	一五町	七町	三町	三町	五町	六町	三九町
宮崎	一五町	六町	三町	三町	五町	六町	三九町
鹿兒島	三町	三町	七町	六町	七町	九町	三九町
沖繩	一〇三六町	一〇〇〇町	四九九町	二四三町	一五六町	二二七町	三三六町
計	一〇三六町	一〇〇〇町	四九九町	二四三町	一五六町	二二七町	三三六町

註 本表は前掲書に依る。
 而して私有・社寺有及公有林別の林木蓄積は詳かでないが、
 私有林の状況をも推測し得るのである。

第十二表 民有林人工造林地府縣別見込蓄積表

(其の二)

地方別	一齡級		二齡級		三齡級		四齡級	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
青森	九八三町	一七九八三石	五四三町	一〇〇五八八六	二七五町	二四〇一四三三石	八七六町	一三九一五〇石
岩手	三〇七九町	五〇七七五八	一一三三町	四〇〇五八八六	二三五町	四三六九七四〇	二三五	四三六九七四〇
宮城	一七九〇町	三三〇三〇三	一一四九三町	一六九九〇〇〇	一一九元	七四一六九三	一一元	七四一六九三
秋田	一八五〇町	六五六八七九	二二二二町	七〇六九八四	一九八〇	二八〇六一元	一九八〇	二八〇六一元
山形	五九五〇町	一五〇七〇〇	二二二〇町	三五四〇五〇〇	四四〇	四七八五三〇〇	四四〇	四七八五三〇〇
福島	二六八〇六	九八〇六六	九三三六	六七三三〇〇	二五四八	二六〇四〇〇	二五四八	二六〇四〇〇
茨城	四〇六三三	一六六六五〇	一六四八	一三七八八七五	八一三	一〇一〇八五六	八一三	一〇一〇八五六
栃木	二五四二	五五七一九五	二七九八	五八三三九〇	四三八六	二五八九六〇〇	四三八六	二五八九六〇〇
群馬	一〇七九七	二八七七八〇	四七五九	二七〇四八〇	二二五七	二七五一二五〇	二二五七	二七五一二五〇
埼玉	八七元	四六九二七九	二八五九	九六〇六四六	七五三三	九〇〇八八九六	七五三三	九〇〇八八九六
千葉	二五八七	五八三三六〇	一五八五	七五六六四五	八三三	六三七八九九	八三三	六三七八九九
東京	七八七〇	一三七九九〇	二六三七	一〇六六〇〇	八七三	八三三六八	八七三	八三三六八
神奈川	九〇六	一六九二五〇	四二九五	一四三七〇二〇	一六〇一	九五〇〇〇	一六〇一	九五〇〇〇

地方別	齡級別及種別		一齡級		二齡級		三齡級		四齡級	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
新潟	三,四八八	一九六,五七〇	一〇,七三六	一〇八,〇〇〇	五,九九九	二九,九八〇	一〇,四〇六	一〇六,五七〇	四,〇四六	二九,九八〇
富山	六,三五一	九六,四九〇	一,八六七	一四,三八五〇	八,五〇	一〇,六五七〇	一,〇五〇	一〇,六五七〇	一,〇五〇	一〇,六五七〇
石川	七,三九七	一九三,九三八	二,八二六	二六,四六六	二,一九九	二二,五三八	一,九五九	三〇,五五二	一,六〇四	一六,〇三三
福井	六,七〇七	二二九,一八四	三,九四四	三四,九九五	一,九五九	二七,八四三	一,六〇四	一六,〇三三	一,六〇四	一六,〇三三
山梨	三,四三三	九二,六三七	一〇,二五五	七,七五八	六,八七	二九,九六五	四,一九六	四八,〇三三	四,一九六	四八,〇三三
長野	三,三九五	五二,〇〇一	一九七五	二七,八四六	五,八七	二九,九六五	四,一九六	四八,〇三三	四,一九六	四八,〇三三
岐阜	二,八五四	八四,九六八	一,三七四	一三,九八九	五,八七	二九,九六五	四,一九六	四八,〇三三	四,一九六	四八,〇三三
静岡	四,七三七	三三,七三六	七,三七	六,一四二	五,八七	二九,九六五	四,一九六	四八,〇三三	四,一九六	四八,〇三三
愛知	二,一八七	三三,七三六	七,三七	六,一四二	五,八七	二九,九六五	四,一九六	四八,〇三三	四,一九六	四八,〇三三
三重	二,五〇九	一〇四,〇九〇	一九八七	一五,七六八	二,五〇	一五,七六八	二,五〇	一五,七六八	二,五〇	一五,七六八
滋賀	九,一九	三三,四七三	四,一八二	四〇,四九三	一,六八九	三三,四七三	一,六八九	三三,四七三	一,六八九	三三,四七三
京都	三,三〇九	一三〇,五六三	六,七三	九四,九七六	二,四七六	五,〇三〇	二,四七六	五,〇三〇	二,四七六	五,〇三〇
大阪	六,一七	三,七〇六	二,二五七	三,五六四	五,六	一,二六〇	五,六	一,二六〇	五,六	一,二六〇
兵庫	三,五七九	一六,三二一	九,三三	一三,八四八	三,八二	一,二六〇	三,八二	一,二六〇	三,八二	一,二六〇
奈良	二,六七一	二二,四八六	四,六五一	四〇,三六〇	四,〇四六	四〇,三六〇	四,〇四六	四〇,三六〇	四,〇四六	四〇,三六〇

地方別	齡級別及種別		一齡級		二齡級		三齡級		四齡級	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
和歌山	三〇,一〇四	八三,四九〇	一,七九九	一五,八九〇	四,七六	七五,一四三	三,〇一四	二九,九八〇	三,〇一四	二九,九八〇
鳥取	九,九七〇	三三,七五七	二,三六一	二五,五五七	一,三六九	一三,四二八	一,三六九	一三,四二八	一,三六九	一三,四二八
島根	二,六六五	九,九八八	一,三三一	一〇,八八〇	六,七	九,九八〇	六,七	九,九八〇	六,七	九,九八〇
岡山	一,五二六	九,七五七	三,七〇三	二,四五四〇	一,四九八	一八,〇七〇	一,四九八	一八,〇七〇	一,四九八	一八,〇七〇
広島	六,七九七	八,七八六	五,四三五	六,五九一	—	—	—	—	—	—
山口	二,二八六	一五,〇九八	四,二四五	二八,四二〇	七,六〇	八,六〇〇	七,六〇	八,六〇〇	七,六〇	八,六〇〇
徳島	二,〇六七	一五,九九八	一,二四一	七,四五二	三,四〇四	三,四〇四	三,四〇四	三,四〇四	三,四〇四	三,四〇四
香川	三,二九四	四,三三三	三,八二	一五,六四八	四〇	四,一九〇	四〇	四,一九〇	四〇	四,一九〇
愛媛	二,八九七	二二,九六三	一,三七四	一四,四〇六	四,七〇四	六,八九〇	四,七〇四	六,八九〇	四,七〇四	六,八九〇
高知	一,八五三	一四,三六七	一,三四一	八,五三〇	九	一九九	九	一九九	九	一九九
福岡	三,五〇七	三,六八〇	二,一九四	六,六一七	二,六九八	二,六九八	二,六九八	二,六九八	二,六九八	二,六九八
佐賀	二,四九五	二,三三九	二,七二	一,〇四五〇	七,八九	七,八九	七,八九	七,八九	七,八九	七,八九
長崎	一〇,八五二	一七,四八〇	一九三	一四,七八〇	五,二七	五,二七	五,二七	五,二七	五,二七	五,二七
熊本	四,九二〇	三,七五三	一,四三六	八,六三二	一,〇五一	九,六七〇	一,〇五一	九,六七〇	一,〇五一	九,六七〇
大分	四〇,九五六	九,九二〇	二,七八七	一〇,六三〇	三,一六〇	四,九三六	三,一六〇	四,九三六	三,一六〇	四,九三六
宮崎	二,九四三	八,八七三	九,一六四	八,四二〇	三,七八五	六,〇一九	三,七八五	六,〇一九	三,七八五	六,〇一九
鹿児島	三,三五六	九,七三三	一,三八二	六,八〇三	四,三三六	三,三八五	四,三三六	三,三八五	四,三三六	三,三八五

沖繩	地 方 別		一 齡 級		二 齡 級		三 齡 級		四 齡 級			
	面	積	面	積	面	積	面	積	面	積		
計	八九、七六一	四七、七六	八二、二六	三三、五三	二七、七八七六	三一、五五	四三、六〇〇	七、四	三三、六五七、四九	四、九〇	一七、〇四七	三、六五九、七三六

第十二表 民有林人工造林地府縣別齡級別見込蓄積表

(其の二)

地 方 別	齡級別及種別	五 齡 級		六 齡 級		計	
		面	積	面	積	面	積
青森	四七三	九〇、一九〇	二七三	五六一、四〇	一九六、九	六八四、九三五	
岩手	一、二五一	二、六三八〇〇	九六八	二、四六六〇	四三、一五一	一八、五五、五九四	
宮城	五三五	四八、五〇八	三二二	一九、三三三	三五、一九三	六、九〇七、〇五五	
秋田	四四九	九、九六、〇九	七四三	一、四四三、六二	五、一六三三	一八、八二、八三三	
山形	一、一三〇	一五、一〇七〇〇	七四〇	一、三四七、〇〇	三九、三〇〇	二、六六四、五〇〇	
福島	二、三二七	二、八七、四〇〇	一、五七七	三、七二、〇〇〇	六、五四七	二、五七二、九六六	
茨城	四、〇六九	五、九、九二〇	六、四九	八、六、四、四〇	一〇、一、〇〇一	五〇、一、二七、四一	

地 方 別	齡級別及種別	五 齡 級		六 齡 級		計	
		面	積	面	積	面	積
栃木	一、三三三	九〇、八三〇〇	四七二	四〇〇、九〇〇	六〇、一六七	一、五、三三、二八五	
群馬	八八五	一、五九九、九〇〇	五九九	一、三、四、〇〇〇	三三、四三三	一、一、四七、四〇〇	
埼玉	二、七〇〇	四、二、一、五七二	四〇九	一、〇、〇、九、九七	四三、〇六七	二、八、五三、二五〇	
千葉	四、〇六〇	四、五、八、三、三四	六、七、六	一、七、五、一、三、六	八、四、三、三六	二、四、五、六、一、六、四	
東京	三、五三五	四、三、五、八、七、五	三、八	三〇、八、四、一、七	一、八、一、一、三	四、一、五、三、二、四〇	
神奈川	七〇	五、〇〇、九、五〇	四、五	二、四、九、〇〇	三、五、四、四三	三、九、七〇、四、五〇	
新潟	四、八、八、四	一一、〇、五、三、四、三〇	二、五、三、七	六、三、三、七、五〇〇	六、八、三、五、一	五、一〇、三、九、一、二、七	
富山	六〇〇	一一、九、五、一、〇〇	二	三、五、九、〇〇	一、三、三、九、六	四、三、九、四、四、〇	
石川	七六	一、八、三、五、四、一〇	八、三、五	二、九〇、五、六、三、七	一、七、九、六、九	一一、四、八〇、四、三、九	
福井	一、四〇六	二、九〇、三、七、八〇	二、一、三、三	五、七、三、一、一〇〇	二〇、四、〇、三	一、七、四、六、六、一〇〇	
山梨	五、四、四	九〇、八、九、七、四	一、四	五、一、三、一〇	五、八、九、一、三	一、九、五、六、四、三、二	
長野	二、八、四、四	六、五、八〇、六、五、七	一、三、七、九	三、六、八、三、五、六	七、三、四、一、六	五、五、九〇、七、三、八	
岐阜	一、九、八、四	三、四、七、四、一、四、三	一、〇〇、七	二、〇、五、三、五、〇、九	七、四、八、七、五	三、〇、一〇、八、五、八、六	
静岡	二、〇、九、七	一、九、三、四、四、〇〇	一、〇、六	一、一、五、二、一、九〇	一〇、二、五、一、一	一、七、六、五、六、九、一、七	
愛知	八八一	一、九〇、〇、四、八、九	五、六、三	一、四、三、一、七、四〇	三、六、三、七、九	一、七、六、五、六、九、一、七	
三重	五、七、〇〇	一〇、三、六、八、〇〇〇	五、五〇	二、二、九、五、〇〇〇	九、三、一、八、七	五、四、一、二、四、九、五〇	
滋賀	五、四、八	一、四、九、三、三、四、四	一、〇、三、九	四、六、三、六、〇〇一	三、三、七、二、九	一、六、八、六、九、二、七	

地方別	齡級別及別		面積		材積	
	五	六	面積	材積	面積	材積
京 都	一七四町	一〇六町	二四、五五二石	二、〇〇四、三三四石	五、一三五町	三、一九一、七八六石
大 阪	一八	四九	四、三九六石	一、七三、九五〇	一、四四三	八、四七七、七九六
兵 庫	七九	六六	二、六四四、九〇〇	二、五四一、四七〇	六、四三三	四、〇五三、三六八
奈 良	二八〇二	三、一〇九	四、七五〇、九〇〇	一、〇九六、〇〇〇	一、八四三三	一、五八六、四七九
和 歌 山	一四三	一	三、五五六、四八	一〇九六、〇〇〇	八、〇八〇	三、四八五、〇〇一
鳥 取	八四七	四六	一、九九一、八七	一、四〇〇、五四五	二、〇七二	一、一三四、七二二
島 根	八〇	八九	一、八三三、〇〇	二、四八、三〇〇	二、四九九〇	六、二四三、四〇三
岡 山	六四一	三六	一、〇一六、八〇〇	一、〇九一、四〇〇	三、〇四一	九、三三七、三三〇
廣 島	一五	七〇	二、四一、〇〇〇	一、九七、〇〇〇	二、〇一八	一、〇四三、四三三
山 口	二〇、四	一、三〇	二、四八、七二	二、三、七四一、六〇	五、四九四	一、九六二、一六〇
德 島	二二	一	三、三六〇	一	六、一七〇	六、五四三、〇〇〇
香 川	一、七〇三	三六	一、七、一七〇〇	一、〇、〇〇〇	七、四六五	三、六三九、一四二
愛 媛	一五	一〇六	四、七、七四〇	七、三、〇一八	三、四四九	五、一、一〇九七
高 知	一五	一〇六	四、七、七四〇	七、三、〇一八	三、四四九	五、一、一〇九七
福 岡	五、四六	三、七	七、〇、三九〇	四、四、四九八	八、八二六	三、二、四七、三八

樹種	面積	材積	面積	材積	面積	材積	百分率
佐 賀	二、四九	二、八九、〇〇〇	九	一、二七、〇〇〇	二、五七六	五、〇、六四、五〇	
長 崎	一〇八	一、六一、八〇〇	一	一、八七、二五	一、八七二五	三、九六、〇三〇	
熊 本	三九六	四、七二、六六	三六	三、九五、四七〇	一、八七九〇	二、四、七三、七五一	
大 分	一、〇五	二、〇九、二六三	六七	一、四〇、三八七	八、三三二	二、九〇、四七八〇	
宮 崎	一、四六	三、三三、四三三	三九	一、四六、八五〇	六、八〇三九	二、七、八七、八三三	
鹿 兒 島	一、二五	一、三三、九〇〇	一七	三、九、二〇〇	八、四七一	二、四八、三〇一	
沖 縄	三	四〇	一	一	八、三八三	三、七、六六五	
計	六、五三六	一、四二、七九六、四	四〇、二九	六、七九、七三、八	二、四〇、七六、五四	一、〇、三七、四三、五三	

註 本表は前掲書に依る。尙計算上の誤謬を考へらるゝ所は訂正した。

尙北海道に於ける林木蓄積を所有別、樹種別に示せば第十三表の如くである。

第十三表 北海道に於ける所有別樹種別林木蓄積表

樹種	御料林		國有林		民 有 林		合 計		百分率
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	
針 葉 樹	一、二、九九五	六、三、六四〇	九、三〇、三六一	七、二、九〇七	二、〇八、九四六	七、三〇七	一、四、六、三〇〇	八、三、八、六九	三六・三%
闊 葉 樹	二、四九、一一	九、三〇、三六一	一、三、〇三六	二、〇八、九四六	六	七、四、五二	一、四、六、三〇〇	一、四、六、三〇〇	六・七%

樹種	御料林		國有林		民有林			合計	百分率
	公有林	社寺有林	私有林	公有林	社寺有林	私有林			
合計	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	千石	百分率
御料林	三七〇	一、五六六	二八〇	一、二二二	一	八、八六一	三、〇二七	三、〇二七	100.0%
國有林	一、五六六	二八〇	一、二二二	一	八、八六一	三、〇二七	三、〇二七	100.0%	100.0%
民有林	二八〇	一、二二二	一	八、八六一	三、〇二七	三、〇二七	三、〇二七	三、〇二七	100.0%

註 本表は「日本の林業」に依る。

以上に依り大略私有林人工造林地の各府縣別、林相別、齡級別、樹種別面積及蓄積見込を記述した。而して本調査に掲げた統計表を利用すれば種々なる見解の下に、森林金融の擔保に徴し得可き森林面積及材積を推定し得られるのである。即ち擔保に取得する森林を、私有林人工造林地にして三齡級以上の針葉樹單純林に限定するときは、四十八萬町歩であつて、擔保物の範圍を擴張し、統計表に於ける私有林人工造林地の二齡級（統計表は大正十四年末現在であるから、今日に於ては三齡級である。）以上とし樹種を問はざることとすれば、百二十三萬二千町歩となることは既に之を述べた。而して尙此の外に天然林及社寺有林中に擔保物たり得るものがある。天然林は曩に述べたるが如く、其の大部分が粗悪林相地か或は散生地か否らざれば樹種不良のものであるが、少數の地方には充分擔保に徴し得る美林もあり、又社寺有林も境外林は之を擔保に徴することが出来るのである。此の二者の合計面積及材積は目下の處推定すること不可能であるが、前述の百二十三萬二千町歩の外に、また金融の擔保に取得し得るもののあることは之を窺ふに十分であらう。即ち金融の擔保と爲し得る森林は、現在に於ては、前記百二十三萬二千町歩に、天然林中の一

小部分、境外林中の一部を加へ、先づ百五十萬町歩と見積れば大過ないことと思ふ。而して既に金融の擔保に徴せられたるものは昭和六年末現在に於て四十八萬八千町歩であるから、今後金融の擔保に供用し得るものは約百萬町歩餘となるわけである。尤も此の中には現に保安林たるもの、將來保安林に編入せらる可きものもあり、其等が幾許に達するやは之を推定することが困難であるが、將來金融の擔保に供用し得可き森林の推定面積百萬町歩にはさしたる影響を及ぼさないであらう。因に昭和七年末現在に於ける私有林中の保安林面積は約三十五萬町歩である。以上は現在に於ける、林地林木共に擔保に供用し得可き森林に付き考察したのであるが、若し夫れ林地のみに對する貸付をも認むることとすれば、廣大なる森林面積が金融に利用されることとなり、また後述するが如き森林金融に關する諸對策が實行せらるれば、現在金融の擔保として不適當なる幼齡林、中林作業林、矮林作業林（薪炭林）等も亦金融の擔保に利用されるやうになるであらうと思ふ。

尙參考の爲昭和六年末現在に於ける森林金融事情を示せば第十四表の如くである。

第十四表 本邦森林金融狀況

機關別	昭和五年末現在			昭和六年末現在		
	貸付金額	件數	森林擔保面積	貸付金額	件數	森林擔保面積
勸業銀行	一、三、五、五、九、二、四	一、三、九、六	一、九、〇、五、〇、五、町	一、一、三、三、三、二、四	一、一、八、七	一、九、〇、〇、〇、町

機 關 別	昭 和 五 年 末 現 在		昭 和 六 年 末 現 在	
	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数
農 工 銀 行	八六七〇五 ^四	一八二 ^三 件	八五七四三 ^四	三三 ^六 件
北海道拓殖銀行	一四一、〇九	四	七四三〇九	八 ^七
普通貯蓄銀行	五〇三、二四〇 ^八	三九 ^六 五	四七三、四六二	三六〇〇 ^八
保 險 會 社	—	—	—	—
信 託 會 社	一、七三、五〇五	二〇 ^五	一、四七、五四二 ^五	一八 ^三
産 業 組 合	五五、〇〇〇 ^八	一九 ^七 二	六七、〇二七 ^〇	三三 ^〇 七
個人 其 の 他	三六、五元 ^六 三	一〇〇 ^七 三	三六、九九九 ^三	一〇九 ^一 三
計	一、〇五、五三三 ^五	一九八 ^六	一、〇三、五三三 ^六	一九四 ^八 五
			四九、五〇九	四八 ^二 四
			七三、三六九 ^町	七三、三六 ^八
			六、七五〇	七、二〇四
			一、六、四三二	一、六、六八八
			三、一五九	二、三三三
			二九、〇六三	四〇、三三二
			一七、六九八	一七、四四六

註 一、本表は本邦森林金融事情に依る。

二、森林擔保面積は町以下切捨なり。

三、個人其の他は推定なり。

(三) 森林金融梗塞の原因と其の打開策

(二)に於て述べた如く、擔保に徴し得可き森林面積は、相當廣大なるにも拘らず、森林金融の梗塞せるは、主とし

て次の理由に因るものと思はれる。

- 一、森林は山火、風雪害及蟲害等に因り不測の損害を蒙る惧れがあること。
- 二、森林は其の鑑定評價が相當困難であり且つ土地臺帳が不完全な爲、疆界が判明しなかつたり面積が公簿と一致しなかつたりする場合が少くないこと。
- 三、所有者の異なる小規模の森林が入り組んで居る爲其の經營が極めて困難であること。
- 四、森林は流れ込んだ時其の處分が相當困難であること。
- 五、森林金融は伐木収入を以て其の償還財源とする關係上(一)低利であること、(二)長期の定期償還方法に依ること等を要件とするが、今日は未だ斯る方法の金融が行はれて居ないこと。

以下此等の障害を排除し、梗塞せる森林金融を打開すべき方策に就き卑見を述べて見よう。

イ、森林の危害(山火、風雪害及蟲害)と森林火災保險制度

森林の危害は山火を主とし、風雪害及蟲害等に亞ぐが、此等は從來一般に過大視された傾向がある。壯齡以上の齡級にある森林に於ては、山火の爲樹幹の全部を燒盡することは稀であつて、單に林木の枯死、樹皮の燒損に止まる程度である。又假令山火の被害があつても、速かに其の燒損木を利用すれば、比較的僅少なる損害にて済む場合が尠くないのである。然るに幼齡林に於ては、山火に因り、其の林木蓄積を一時に失ふこととなり危険は極めて大きい。乍併斯る場合の損害は、元々林木の成長量が尠ないのであるから、再造林費を負擔する程度で済むものと

思はれる。而して森林の山火に對する危険率は、略左記の項目に依つて定まり、總ての森林に付て同一のものではない。

- 一、樹種。——山火に對する危険率の最も大なるは赤松、椴松、樅等であつて、一般に針葉樹の人工造林地は、闊葉樹林、針闊葉樹混生林に比し山火の被害が大である。
 - 二、樹齡。——前述の如く幼齡林が最も危険であつて、齡級が増加するに従ひ、漸次危険率は小となる。
 - 三、森林の施業方法。——矮林作業林に於ては、雜草の繁茂が盛であるから山火を起し易く、また造林地も春季雜草が乾燥する爲山火の危険が多い。一般に合理的な施業を行つて居る森林が山火に對して安全であることは言ふ迄もない。
 - 四、森林の位置、防火施設。——乾燥せる苔蘚、雜草等の多い林地、附近に鐵道、工場等のある林地、人馬の往來ある林地等は何れも危険率が多い。針闊葉樹混生林又は闊葉樹林の防火帶若は區劃せる林道等の設けある森林に於ては山火の被害は少い。
 - 五、地方に於ける降雨量の多少。——年中降雨の平均せる地方に於ては山火が少なく、又一般に降雨が少ないか若は降雨の少ない季節のある地方に於ては山火が多い。
- 以上述べた事項は又火災保険料率を決定する主要な標準となつて居る。
- 翻つて私有林野の被害状況を觀るに、何れの國に於ても私有林に関する統計は極めて不正確である爲、其の状況を詳

にすることを得ないが、私有林たる國有林たるを問はず、一般に山火の度数及損害は年に依り著しい相違がある。例へばプロシヤの國有林に於ては山火面積は甚だしきときは、二百五十九倍に達し、又バイエルンの國有林に於ては六十九倍に達した事實がある。然るに建物及動産の火災の年々の偏差は多くても二十五%に過ぎない。本邦に於ける私有林の被害統計は不完全ながら、山林局編、山林要覽中に記載されて居るから、其の概要を察知し得る一資料として次に之を掲げた。

第十五表 私有林野被害表

	昭和二年		同三年		同四年		同五年	
	面積	價額	面積	價額	面積	價額	面積	價額
火災及失火	三〇四八	四三九五七	五〇七	一五三六九	三六三	一、三六七	七〇六	一、三七四
其他	—	—	—	—	二九五	三九六一	二〇七	四五一
火災計	三〇四八	四三九五七	五〇七	一五三六九	三六三	一、三六七	七〇六	一、三七四
病蟲害	五九八	五、五九八	一、四七五	六、一〇〇	七六六	一、八五〇	一、一五〇	一、五三三
風害	四〇〇	一、三三九	二九	一〇、一五	五六六	六、三六五	三、〇〇一	二、四一五
水害	一、一三五	三、四〇六	四三六	二、八七三	五〇六	二、九二六	五〇七	二、四〇六
雪害	一、七二四	一、八三三	九〇一	五、五二九	四七五	三、六八五	一、五〇四	五、九一六

其 計 他	昭和二年		同三年		同四年		同五年	
	面積	價額	面積	價額	面積	價額	面積	價額
五三六町	七六七九圓	三三四町	八三三六圓	三九〇町	九〇三三圓	三八六町	一九八二圓	
二七五町	三四四三三圓	一九四五圓	二五〇四七圓	一四四七町	二四三九九〇圓	六二〇圓	四七七三六圓	

註 本表は山林要覽に依る。(第一、二、三、四、次)

而して山火の被害を免れる爲には、一方に於て防火施設を爲し、他方に於て森林火災保険を利用するの外はない。然るに本邦に於ける森林火災保険事業を觀るに、森林火災保険を行ふ會社は東邦火災・帝國火災・東京海上火災・東京火災及日本火災の五社であつて、此等の内東京火災は昭和六年三月より、日本火災は昭和八年七月より初めて此種の營業を開始したのである。

森林火災保險事業は損害保險中其の發達の遅れたるものに屬し、森林金融疏通の先決問題として斯業の創設が一般に提唱せられたる爲、大火災保險會社が漸次之に着手するに至つたものであるが、現在に至る迄の事業成績を觀るに逐年契約件數、保險金額、保險料收入等は増加して居る。試に四社の事業成績を示せば第十六表の如くである。

第十六表 森林火災保險事業成績表(推定) 昭和六年末現在

會社名及種別	東邦火災		帝國火災		東京海上火災	
	契約件數	保險金額	契約件數	保險金額	契約件數	保險金額
十三年末正	四件	一七五三圓	九件	三三三圓	〇件	〇圓
十四年末	七件	三三四圓	四件	九元	〇件	〇圓
昭和元年末	二〇件	二六三圓	〇件	〇圓	〇件	〇圓
同二年末	二二件	三二六圓	〇件	〇圓	〇件	〇圓
同三年末	一五件	三一六圓	〇件	〇圓	〇件	〇圓
同四年末	二六件	三三三圓	一四件	五・五〇%	〇件	〇圓
同五年末	一四〇件	三八九圓	一六〇件	四・五%	〇件	〇圓
同六年末	一七件	三六圓	一九件	三・〇〇%	〇件	〇圓
計	九三件	二五二八六圓	八五件	一・四三六圓	〇件	〇圓

計	合		災		火		京		東		會社名及種別
	保險料收入	契約件數	保險料收入	契約件數	保險料收入	契約件數	保險料收入	契約件數	保險料收入	契約件數	
一五九四	三〇八	七〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	十三年末正
二〇四九	四八	二	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	十四年末
一八〇〇	二八二	四	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	元昭年末和
一八〇〇	二八二	四	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	同二年末
二二四七	四三	一	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	同三年末
一三六	一三	一	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	同四年末
二二九	八七	一	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	同五年末
二二九	八七	一	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	同六年末
三〇八	七〇	一	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	一〇〇	一〇	計

註 一、契約件數並保險金額は年末現在數なるも保險料收入並保險金支拂は一月より十二月迄の一箇年間の合計である。
 二、本調査は總て元受保險のみに付き調査したものである。

森林火災保險事業は、今後發展の見込があるものと思はれるが、未だ一般に幼齡林の保險が少なく、老齡林の保險の多いのは、幼齡林保險が營利事業として其の經營が比較的困難である爲と思はれる。乍併保險の必要があるのは、

寧ろ幼齡林であつて、此の點は林主側の希望と一致して居ない。今樹種別、齡級別保險契約面積を掲ぐれば第十七表の如くである。

第十七表 樹種別、齡級別保險契約面積表

樹種別	樹齡別		合 計
	十年生以下	二十一年生以上	
針葉樹林	四八八町	六、七四三町	二七、七五〇町
潤葉樹林	二一〇	一五〇	一五〇
針葉樹林	六九八	七、〇〇九	二一、三〇九
潤葉樹林	二一〇	一、八三三	三〇、二一〇
針葉樹林	六九八	七、〇〇九	二一、三〇九
潤葉樹林	二一〇	一、八三三	三〇、二一〇
合 計	六九八	七、〇〇九	三〇、二一〇

註 一、本表は農林省調に依り、町以下は之を切捨つ。

次に保險料率を觀るに本邦の森林火災保險料は一般に高率であつて、其の詳細は第十八・十九表に示す如く、會社に依つて多少異り、又、府縣に依り樹種及齡級に依り著しき高低がある。

第十八表 東邦・帝國兩會社森林火災保險料率表

(保險金壹千圓に付一箇年)

地方	樹種	樹齡		
		四一年生以上	三十一四〇年生	二一三〇年生
青森	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
岩手	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
宮城	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
秋田	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
山形	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
福島	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
東京	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
栃木	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
茨城	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
千葉	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
神奈川	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
埼玉	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
群馬	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇
新潟	純潤	三・〇	三・五	五・〇
	混潤	五・〇	六・〇	八・〇

地方	樹種	樹齡		
		四一年生以上	三十一四〇年生	二一三〇年生
長野	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
山梨	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
静岡	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
富山	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
石川	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
福井	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
岐阜	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
愛知	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
大阪	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
京都	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
滋賀	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
三重	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
奈良	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
和歌山	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
兵庫	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
岡山	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇
広島	純潤	二・〇	三・五	五・〇
	混潤	三・〇	四・五	六・〇

地方	樹種	四一年生以上			三十一四〇年生			二一三〇年生			一六一二〇年生			一一一五年生		
		純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針
山口	根	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・〇	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	八・〇
島根	取	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
島	知	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
高知	島	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
徳島	緩	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
愛媛	川	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
香川	本	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
熊本	岡	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
福岡	分	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
大分	賀	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
佐賀	崎	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
長崎	島	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
鹿島	崎	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五
宮崎	兒	一・五	二・五	三・五	二・〇	三・〇	四・五	二・五	三・五	四・五	三・五	四・五	四・〇	四・〇	四・〇	九・五

第十九表 火災保険料率表 (保險金壹千圓に付一箇年)

地方	樹種	一年生—九年生			一〇年生—四十年生			一五年生—一九年生			二〇年生—四九年生			五〇年生以上		
		純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針	純潤	混淆	純針
青森	森	二・七〇	二・〇六	二・九二五	六・七六	二・〇三	一・七〇〇	五・二〇	九・六	一・三〇〇	三・九〇	七・〇二	二・六〇	四・六八	六・五〇	
岩手	手	一・三五〇	二・四・三〇	三・三・七五	七・八〇	一・四・〇四	一・九・五〇	六・〇〇	一・〇・八〇	一・五・〇〇	四・五〇	八・一〇	一・二・二五	五・四〇	七・五〇	
宮城	城	九・九〇	一・七・八三	二・四・七五	五・七二	一・〇・三〇	一・四・三〇	四・四〇	七・九	一・一〇〇	三・三〇	五・九四	八・二五	二・〇〇	三・九六	
秋田	田	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
山形	形	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
福島	島	九・九〇	一・七・八三	二・四・七五	五・七二	一・〇・三〇	一・四・三〇	四・四〇	七・九	一・一〇〇	三・三〇	五・九四	八・二五	二・〇〇	三・九六	
東京	京	四・九六	八・九一	一・二・三六	二・六	五・一五	七・一五	二・二〇	三・六	五・五〇	一・六五	二・九七	四・一三	一・一〇	一・九八	
栃木	木	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
茨城	城	八・一〇	一・四・五八	二・〇・三五	四・六八	八・四三	一一・七〇	三・六〇	六・四八	九・〇〇	二・七〇	四・八六	六・七五	一・八〇	三・三四	
千葉	葉	三・六〇	六・四八	九・〇〇	二・〇八	三・七四	五・二〇	一・六〇	二・八八	四・〇〇	一・三〇	二・一六	三・〇〇	〇・八〇	一・四四	
神奈川	川	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
埼玉	玉	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
群馬	馬	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	
新潟	潟	六・七五	一・二・一五	一・六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	

地方	樹種	一年生—九年生			一〇年生—十四年生			一五年生—一九年生			二〇年生—四九年生			五〇年生以上		
		純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針
長野	野梨	八・一〇	一四・五六	二〇・二五	四・六八	八・四三	一一・七〇	三・六〇	六・四八	九・〇〇	二・七〇	四・八六	五・五五	一・八〇	三・三四	四・五〇
山梨	野梨	七・六五	一三・七七	一九・一三	四・四三	七・九六	一一・〇五	三・四〇	七・二二	八・五〇	二・五五	四・五九	六・三八	一・七〇	三・〇六	四・二五
静岡	野梨	七・〇五	一三・七七	一九・一三	四・四三	七・九六	一一・〇五	三・四〇	七・二二	八・五〇	二・五五	四・五九	六・三八	一・七〇	三・〇六	四・二五
富山	野梨	四・九五	八・九一	一二・三八	二・八六	五・一五	七・一五	二・二〇	三・九六	五・五〇	一・六五	二・九七	四・二三	一・一〇	一・九八	三・七五
石川	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
福井	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
岐阜	野梨	四・九五	八・九一	一二・三八	二・八六	五・一五	七・一五	二・二〇	三・九六	五・五〇	一・六五	二・九七	四・二三	一・一〇	一・九八	三・七五
愛知	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・三三	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
大阪	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・三三	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
京都	野梨	五・八五	一〇・五三	一四・六三	三・三六	六・〇八	八・四五	二・六〇	四・六八	六・五〇	一・九五	三・五一	四・八八	一・三〇	二・三四	三・二五
滋賀	野梨	四・九五	八・九一	一二・三八	二・八六	五・一五	七・一五	二・二〇	三・九六	五・五〇	一・六五	二・九七	四・二三	一・一〇	一・九八	三・七五
三重	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・三三	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
和歌山	野梨	五・八五	一〇・五三	一四・六三	三・三六	六・〇八	八・四五	二・六〇	四・六八	六・五〇	一・九五	三・五一	四・八八	一・三〇	二・三四	三・二五
奈良	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・三三	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
兵庫	野梨	五・八五	一〇・五三	一四・六三	三・三六	六・〇八	八・四五	二・六〇	四・六八	六・五〇	一・九五	三・五一	四・八八	一・三〇	二・三四	三・二五

地方	樹種	一年生—九年生			一〇年生—十四年生			一五年生—一九年生			二〇年生—四九年生			五〇年生以上		
		純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針	純潤	混濁	純針
岡山	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・二二	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
広島	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・二二	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
山口	野梨	五・八五	一〇・五三	一四・六三	三・三六	六・〇八	八・四五	二・六〇	四・六八	六・五〇	一・九五	三・五一	四・八八	一・三〇	二・三四	三・二五
島根	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・七〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
鳥取	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・七〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
高知	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・七〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
徳島	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・七〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
愛媛	野梨	七・六五	一三・七七	一九・一三	四・四三	七・九六	一一・〇五	三・四〇	七・二二	八・五〇	二・五五	四・五九	六・三八	一・七〇	三・〇六	四・二五
香川	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・七〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
熊本	野梨	七・二〇	一二・九五	一八・〇〇	四・一六	七・四九	一〇・四〇	三・三〇	五・七六	八・〇〇	二・四六	四・三三	六・〇〇	一・六〇	二・八八	四・〇〇
福岡	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
大分	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
佐賀	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
長崎	野梨	六・七五	一二・五五	一六・八八	三・九〇	七・〇三	九・七五	三・〇〇	五・四〇	七・五〇	二・二五	四・〇五	五・六三	一・五〇	二・七〇	三・七五
鹿島	野梨	五・四〇	九・七二	一三・五〇	三・二二	五・六三	七・八〇	二・四〇	四・三三	六・〇〇	一・八〇	三・二四	四・五〇	一・二〇	二・一六	三・〇〇
宮崎	野梨	五・八五	一〇・五三	一四・六三	三・三六	六・〇八	八・四五	二・六〇	四・六八	六・五〇	一・九五	三・五一	四・八八	一・三〇	二・三四	三・二五

而して損害補償金は左の方式に依つて支拂はれる。

$$\frac{\text{保險價格} - \text{燒失後の殘存價格}}{\text{實 損 額}} \times \frac{\text{保險金額}}{\text{保險價格}} = \text{支拂金額}$$

因に幼齡林火災保險は將來國營に依つて行はれる見込があるから、民間保險會社は専ら壯齡以上の齡級にある森林の火災保險を經營するやうになるかも知れぬのである。而して其の曉には、幼齡林火災保險料率は現在の半分乃至三分の一に輕減せらるゝものと思はれる。

轉じて外國に於ける森林火災保險事業の趨勢を大觀するに、始めて森林火災保險を提唱したのは、プロイセンの山林局長ブルックハルト (Burckhardt) であつて、一八七七年森林に関する相互火災保險制度の草案を發表した。

爾來數度、森林火災保險創設の計畫があつたが、其の成立を見るに至らなかつた。要するに歐洲に於ては十九世紀末に至る迄森林火災保險は存在しなかつたが、其の後公立、私營相互組織等に依る森林火災保險が次第に普及するに至つた。乍併其の成績は概して良好ならず、唯注目すべきものは、僅に諾威森林火災保險相互會社 (Norwegian Mutual Forest Fire Insurance) 及巴威里保險組合 (Der Bayerische Versicherungs Verband) の二者である。

諾威森林火災保險相互會社は、一九一二年の創立に係り、世界に於て最も成功せる森林火災保險機關として有名である。現在に於ても諾威に於ける唯一のものと謂ふ可く、其の組織は森林所有者の相互組織であつて、保險の目的物の範圍は地上三呎半の高さに於て直徑九吋以下の林木、即ち幼齡林を對象とし、又保險契約者の希望に依り、其の土地

に保險を付することも認められて居る。保險金額は保險契約者自ら決定するを原則とし、火災發生の際は被保險者代表、會社側代表及立會人一名より成る評價委員會に於て損害額を査定するか、又は會社の實地調査員と被保險者との協議に依りて損害額を決定する。保險の形式は二種に區別せられ、一は毎年保險にして他は永久保險である。前者は最短期の保險期間を五箇年とし、普通五箇年以上の期間を以て契約し、毎年保險料を支拂ひ、保險期間を繰延べ二十五箇年間繼續するときは、爾後保險料の拂込を要せずして其の保險は永久に繼續する仕組である。尙毎年拂込む保險料金は保險の繼續する年限に比例して遞減する。又後者は保險料を一時に拂込むか、又は契約者の希望に依り五箇年賦拂とし且其の保險は永遠に繼續することを要する。本會社の被保險林面積は百七十七萬七千ヘクタールに及び諾威に於て保險に加入する必要ありと認めらるゝ森林面積の約七割を占めて居る。

- 當會社の成功せるは大凡左の如き事情に因るものである。
- 一、諾威に於ては、森林火災統計が正確で且完備し、會社經營上極めて良き羅針盤となつて居ること。
 - 二、此の國の森林は多く天然更新にして擇伐作業に依る爲、其の保險關係が永續すること。
 - 三、被保險林面積が大であるから、保險料は極めて低率であり且又保險料の遞減が行はれること。
 - 四、會社は奉仕を第一として良く林主の希望に一致する經營を爲すこと。

巴威里保險組合

巴威里官營保險局は各種の保險を取扱つて居るが、巴威里保險組合も亦同保險局の一分課である。一九二六年三月

末保険局公示に依り、巴威里保険組合の活動範囲を擴張し、森林火災保険事業を其の營業範圍に採り入るゝに至つた。而して此の保険組合は、一九二〇年に設立せられ未だ事業を開始するに至らなかつた巴威里森林保險組合の後身と認む可きものである。本組合は公共團體其の他の公法人、森林を所有する公益法人等を組合員とし、個人單獨では組合に加入することを認めない。従つて個人は組合員たる團體を通じなければ其の所有林を保險に付することは出来ない。組合事業の經營、管理等は専門の官吏が之を行ひ、保険料は一九二〇年以來面積を基礎として、之を算定して居たが、一九二六年に至りて此の方法を改め、成林の價值を基礎として算定することとした。本組合の最も特色とする處は、森林抵當貸付と密接にして不可分の關係を保持する點に存し、所謂抵當保障 (Hypothekensicherung) を行つて居る。即ち被保險物に抵當權の設定があり、其の貸借契約が組合の定めたる原則に従つて爲されたる場合に於ては、被保險者は次の條件に従ひ組合の抵當保障を申請し得る。

- (一) 被保險者は、保險繼續及抵當權設定期間中々々規定の保障料金を納付するの義務を負ひ、又個人の爲保險契約を爲せる組合又は團體は損害を避くる爲、最善を盡し保險組合と協力することを要す。
- (二) 保險契約を解除する場合には被保險者は保險局の請求に應じ、保險契約の解除に付抵當權者の同意ありたることの證明書を提出するの義務を負ふ。
- (三) 保險契約の解除豫告に付ては、保險局は抵當權者に之を通知することを要す。而して抵當權者の要求を完全に満すに必要な期間、抵當權者の計算を以て保險關係を繼續することを得る。

(四) 組合は被保險者の行爲に因る爲、損害填補の義務を負はざるときと雖も、尙抵當權者に對しては抵當保障に基き損害填補の義務を負ふ。従て此の場合に於ては被保險者は保險組合に對し賠償の義務がある。

(五) 保險金の拂渡には、抵當權者の文書に依る承認を要する。

(六) 被保險者が契約に違反したる伐木又は木材搬出を爲し森林の擔保價值を減殺したるが爲、抵當權者の蒙りたる損害に付いては、組合は抵當權者に對し其の損害を填補する義務を負ふ。但し其の損害が抵當權者の責に歸すべき事由に因り發生したる場合には此の限ではない。

而して組合が保障を爲すは、原則として、債權者が巴威里に於ける森林の擔保資格に關し、組合に對して保障を依頼する場合に限られて居る。

右の抵當保障に因り、抵當權者は其の債權の確保を期し得可く、林主は不利なる伐採を行ふことなくして金融の便を受けることが出来る。又抵當權者は保險の終了又は保險金の拂渡に付ては、何等の懸念なく、抵當森林の擔保能力の保全に付監守の必要もないのである。後述するが如く、森林金融に於ては、債權者、債務者の間に立つ中間機關の存在が望ましく、巴威里保險組合の如きは、森林火災保險を行ふと共に、債權者、債務者の間に立ちて雙方の利益を考慮し正に一人二役の機能を發揮するものと謂ふ可く、本邦に於ける森林火災保險並に森林金融改善上相當示教する處があるものと思はれる。

尙森林の被害は火災の外に風雪害、蟲害等があつて、往々意外の大損害を與ふることがある。乍併此等の被害の發

生ずる地方は略一定して居るから、森林貸付に際し注意を怠らなければ、其の厄を免れることが出来る。

ロ、森林の鑑定

森林の鑑定は複雑且困難であつて、森林金融梗塞の一原因を成して居る。今鑑定上の障害となる可き事項を列挙すれば左の如くである。

- 一、森林は其の實測面積と公簿面積とが一致しない場合が多い。
- 二、森林は其の所有關係の曖昧なるものが尠くない。昔より森林は共同の利用が盛であつて、地方に依りては入會權が存在し權利關係の複雑せる處があり、又は永年に亙る種々なる慣習が存在して居つて他の物の如く所有關係が分明でない。即ち他人の森林の落葉、下草、樹枝、樹實等を採取し、境界標の如きも不完全或は皆無なるを普通とし、所有關係も村民間の暗黙の約束に依るものがある。
- 三、林木は年々成長して擔保價值を遞増するも、山火、病蟲害又は盜伐等の危険がある。従つて擔保物の危険率の算定は極めて困難である。
- 四、森林の鑑定は廣大なる森林地帯に於て、擔保に徴し得可き森林を測定し、如何なる種類の立木が如何程存するかを調査し之が評價を爲すものであるから、多大の勞力と費用とを必要とし、而かも精細を期することは容易でない。
- 五、森林鑑定には、木材市場迄の材木搬出の便、不便を究め、其の經費を査定することを要する。更に抵當森林の監

守は到底債權者自ら行ふことが不可能であるから、債務者の人格信用を充分考慮する必要がある。

従つて森林の鑑定を容易ならしむるには、先づ森林の地積を明にすると共に、其の所有關係を出来る限り明確にし、更に森林所有者は一定の施業案に依つて確實に其の森林を經營してゆくやうにしなければならぬ。斯くすれば森林鑑定に伴ふ種々の障害は或は一掃され、或はある程度まで之を除去することが出来ると思ふ。

次に森林鑑定の理論に付其の概略を記せば次の如くである。

1、連年作業林の信用

面積が廣大であつて、年々保續的に收入を擧げる森林は、最適の抵當物件であると謂ふことが出来る。而して斯る森林に付て施業案の存する場合には其れに豫定せる年伐量を、又施業案の存せざる場合には森林の平均年伐量を夫々標準として、一箇年の森林純收益を査定し、之を還元して所謂森林資本價を算出し、以て抵當貸出の基準とするのである。尤も斯くの如く森林資本價を年伐量に依つて算定することは多少の不正確を免れない。何故ならば年々の伐採量が同一であつても、其の金員收入は必ずしも同一ではないからである。嚴密に之れを言へば年伐量は各施業期に依り多少の變動があるから、定期に資本價を調査し之れを訂正するの必要がある。此の方法は大面積の連年作業林にして、且法正林に近き經營を爲すものに對してのみ適用せられるのである。尙施業案に定めた年伐量を標準とする資本價法を鑑定方法として採用する場合には、林主は其の施業案の年伐量を過大に豫定するの弊害を生じ易い。従つて林木の蓄積を減耗するが如き不合理なる作業を爲す者は大なる抵當信用を受け、

反對に合理的經營を爲す者は却つて信用薄き結果を生ずることも豫測せられるのである。

2、隔年作業林の信用

隔年作業林に於ては、資本價法は全く適用されない。何故なれば此の作業を行ふ森林に於ては、年々伐採す可き林木資本が無いからである。其故に隔年作業林に於ては、林地及林木の價格を林分毎に分離して計算したる後、之れを合計せるものを鑑定價格の標準とするのである。而して成熟した林木は賣買價格を基礎とし、中齡の林木は期望價に依り、又幼林或は新造林は費用價に依つて其の價格を計算するのが合理的である。斯る方法を用ふれば、資本價法よりも一層正確なる結果を得可く、又此の計算法は隔年作業林のみならず、連年作業林にも適用し得るものである。但だ此の方法は合理的ではあるが、其の計算が煩雜であるから實際の鑑定には寧ろ適せざる場合が多いと思はれる。

尙鑑定上看過す可からざる事項に付て少しく之を述べれば、先づ擧ぐべきは森林の課税負擔中の相續税である。林木は造林より伐木に至る迄、數十年の星霜を要し、此の間屢々森林所有者が死亡し、其の都度相續税を課せらるゝから、勢ひ負擔が過重となり、而も林主は經濟的地位が薄弱であるから、其の林木を高値に賣却して課税負擔を他に轉嫁するが如きことは殆ど望み得ないのであつて林業者疲乏の一原因となつて居る。

ハ、經營の改善

森林の經營は、一般企業と同様多くの場合に於て經營規模が大である程有利である。即ち林業は農業に比し勞力を

要すること少なくして多大の資本を蓄積するものであるから、此點から見ても、又且林木の販賣、森林の管理經營等の見地よりするも、小規模森林經營の著しく不利なるは贅言を要せざる處であつて、林野荒廢の多くは過小林地に見受けらるゝのである。試みに本邦に於ける私有林野の所有狀況を觀るに第二十表の如くである。

第二十表 私有林野所有狀況 (府縣)

	所有者數	百分率
小林業家 (五町步未滿)	四、三三八、五八二 ^人	九四・三四%
中林業家 (五町乃至五十町步)	二四五、四三三	五・三八
大林業家 (五十町步以上)	一八、一六七	〇・二八
計	四、六一二、一八二	一〇〇・〇〇

	所有面積	百分率
小林業家 (五町步未滿)	三、九九一、三一五 ^町	四一・二二%
中林業家 (五町乃至五十町步)	三、五四一、四七七	三六・五八
大林業家 (五十町步以上)	二、一四六、七九一	二二・二〇
計	九、六七九、五八三	一〇〇・〇〇

註 本表は農林省山林局地方山村林業經濟調査書第二輯に依る。

右表に依れば本邦私有林野の所有者總數四百六十一萬人中其の九四・三四%は、五町歩未満の小林業家である。又全私有林野面積の四一・二二%は、五町歩未満の小規模林業家の占むる處である。而して五町歩未満の森林の如きは、百姓林或は農民林と稱するものであつて、落葉、下草等を採用するのを主たる目的とし、農家が農業の爲に副業的に經營するものであつて、森林のみにては殆ど擔保能力が無く、施業案の如きも固よりある可き筈がない。

右の如く本邦の私有林野中には著しく小規模經營のものが多く、其の經營にも何等の方針がないが、稍大規模のものも雖も合理的施業案に基き連年作業を行ふものは極めて少ない。之れを御料林及國有林に比すれば正に霄壤の差があると謂ふべきである。此の點は、本邦森林金融の改善上最も留意すべき事柄であつて、森林金融の疏通せざる一原因を成して居るものと思はれる。而して金融の必要ある者は、少數の大規模林業家より、寧ろ大多數の中小林業家であるにも拘らず、右の如く百姓林、農民林、その他中小森林の多くは、其の經營が極めて不完全であり擔保價值も殆ど無いものであるから、左に掲ぐるが如き方法に依り信用の向上を圖るは最も機宜を得た方策であらうと思ふ。

(a) 中小林業者は組合を作り團結して不合理なる森林の利用を禁じ信用の向上を圖ること

(b) 森林所有者が一定の施業案に依りて森林の經營を爲さむとするときは、經營の確實を期する爲、其の施業案に付地方長官の認可を受けしむると共に引續き地方長官の監督に服せしむること

(c) 前項の施業案の編成に付ては政府に於て其の費用を補助すること

(d) 地方長官に於て必要ありと認むるときは、一定の地區内の森林所有者をして組合を組織せしめ、又は共同して經營を爲さしむること

二、貸付上の不安と其の對策

次に森林を擔保として資金を融通する場合に於て、從來金融業者が最も懸念せる事項を掲げ之が對策を考ふることとする。

一、抵當森林の監守、流込み山林の換價處分に付ては別段良策なく今日金融の梗塞せる主要原因の一つは實に此處に胚胎して居る。又抵當森林の盜伐、放火等には何れも法律の保護があるけれども實際問題としては、監視が至難であつて銀行等の能く爲し得る處ではない。更に抵當森林を競賣に付し、之れを換價處分せんとするも、容易に適當なる買手を見出し得ないのである。斯る現象は單り森林のみに限らず、他の不動産に付ても常に之を見る處であるが、森林は其の性質上一層甚だしいものがある。而して斯くの如き現象を見るのは適當なる取引機關の存在せざること、一般に不動産を資金化する方法が完備せざること等に基因するものであらう。

森林は著しく公益的性質を有して居り且つ將來の木材缺乏を考慮すれば、森林は國家の保護助成を要すること他の如何なる産業よりも大であると謂はなければならぬ。即ち國家が完備せる機關に依つて森林の地積を明にし、金融、課税其の他に付ても便宜を圖り、更に進んでは、前述の如く國家が施業案編成上相當の助力を爲すことが必要であつて、合理的林業經營獎勵の主旨に依り、森林所有者が國家の指定又は希望する施業案に依り、森林經

營を爲さむとするときには、之れに補助金を與へ又は森林管理上の便宜を計り、同時に斯る森林は常に國家の監督下に置くことが必要である。而して森林經營上施業案の必要少なき中小經營者に對しては、極力地方的、資本的團結を勧め、必要と認むるときは、國家が組合の組織を命じ、以て組合結成への動向を指示し、組合林の管理經營に國家の指導と保護とを加ふるの必要なることを痛感する。斯くて國家の是認せる管理經營が行はれるやうになれば、金融機關の信用も増大し、抵當物としての適性をも具備するに至るのである。

而して此の種の組合を設立せしむる爲には、現行の森林法及其の關係法令を改正して、現在の森林組合に經濟的機能と、金融上の信用とを與へふるが、最も實情に即した方策であらうと思ふ。尙森林組合と關聯して考慮されるのは、抵當保障の制度である。之に付ては固より充分の調査研究を爲さねばならぬが、前述の如く、巴威里に於ては充分の成果を收めて居るのであつて、一考に値するものと思ふ。

又債權者、債務者の中間に立ち金融の梗塞を打開するものとしては、森林信託會社を設立するのが最も効果あるものであらうと思ふ。此の森林信託會社は森林金融の仲介機關として又森林資金化の機關として最も大規模に且完全に其の目的を遂行するものであつて、森林金融の梗塞を打開する上に極めて有力なものである。今森林信託會社の要綱を掲ぐれば次の如くである。

(a) 森林信託會社は相當の資本を有する株式會社と爲すこと

(b) 森林信託會社は森林所有者の信託を受け、森林の管理經營並に其の經營に要する資金の借入、償還及保證に關

する一切の事項を取扱ふこと

(c) 森林信託會社は其の信託を受けたる森林の經營に付適當なる施業案を編成し、確實に之を實行すること

(d) 森林信託會社は需要に應じ其の信託を受けたる森林を擔保として、所有者と連帶責任を以て資金の調達を爲す

こと

二、前述の如く森林金融は伐木収入を以て其の償還財源とする關係上、低利であること及長期の定期償還の方法に依ることを要件とするが、未だ斯る方法の金融が行はれて居らず、一般には毎年均等の支拂を爲す年賦償還の方法が行はれて居るやうである。大面積であつて、連年保續的に収入のある森林にあつては、年賦償還の方法に依つても、年賦金を支拂ふことが出来るであらうが、本邦の私有林の状況は、既に述べたるが如く、大規模經營が少く、小規模の隔年作業林が多い爲、多數の林業者は未だ伐期に至らざる森林を擔保とする外なく、勢ひ毎年の年賦金支拂に支障を來す惧れがある。従つて森林金融に付ては、長期の定期償還貸付の途を開き、一定期間は利息のみを拂込ましめ、爾後は元金を分割して回収することとせば、最も實情に適し、森林金融の疏通に裨益する處が極めて大であらう。尤も此の定期貸付は二十年乃至三十年間利息のみの収入を以て満足することとなるから、擔保物の嚴重なる選定と細密なる調査鑑定を必要とし、又は幼齡林火災保險に加入することを要件とする外、詳細なる事業報告を求め、樹種、造林方法に制限を設ける等貸付に際し種々の條件を附するやうなことがあつても蓋し已むを得ないであらう。

唯現在に於ては幼齡林火災保険は其の料率が極めて高いから、料率の低い國營幼齡林火災保険を實現せしめ、被保險林經營に國家が指導監督をも行ふやうになれば、極めて安全に幼齡林に對して長期の定期貸付を行ふことが出来るであらう。

結 論

以上述べたる處之を要するに、本邦に於ける森林の伐採面積は常に植栽面積を超過すること二十數萬町歩に及ぶ實情であるから、今後に於ける本邦の木材は供給不足の情勢を持続するものと觀られ、從つて今日適當なる對策を樹立せざる限り、木材飢饉時代の到來することは避け難い處であらう。

既述の如く本邦に於ける森林面積の國土總面積に對する割合は、芬蘭、瑞典に次ぎて世界第三位に在り、又森林所有者の數も相當多數であるから、林業政策竝に林業者保護上、此の際多少の困難を排しても森林金融疏通の途を講ずるの必要がある。

而して森林金融の疏通を圖る爲には、前述の如く、一方に於ては國家が森林の地積を明にすると共に林業經營に付て指導監督と保護とを加へることが必要であり、他方に於ては森林火災保険、特に幼齡林火災保険の發達を促進しなければならぬのである。斯くて森林の經營が確實となり、又幼齡林に對する火災保険が完備すれば、現在行はれて居らぬ幼齡林に對する貸付が可能となるのみならず、森林金融に最も適した長期の定期貸付も亦容易に之を行ふことが

出来るであらう。

次に抵當森林の管理及び其の換價處分に付ては、債權者債務者の間に介在して、之を處理する仲介機關の存在が必要である。而して斯る機關としては、森林信託會社が最も適切なるものであると信するのである。惟ふに林業は他の諸産業に比し其の發達が國家の保護助成に俟つ處極めて大であつて、森林金融の改善も歸する處は國家の援助なくしては其の目的を達成し難いのである。尙林業者は經濟竝に金融上に於ける自己の地位を自覺し、相協力して其の缺陷の除去に努むることを要し、又金融機關も森林其のものゝ性質を理解して之が金融の便を計り、兩者相協力して斯業の發展を圖らなければならぬ。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

目次

緒言	……………	一三頁
第一章 肥料の分類、用法、生産及消費	……………	一四
第一節 肥料の分類と用法	……………	一四
第一、肥料の分類	……………	一四
第二、肥料の用法	……………	一六
第二節 肥料の生産、消費及輸移出入	……………	一五
第一、我國に於ける肥料の生産及消費の情況	……………	一五
第二、我國に於ける肥料の輸移出入	……………	一六
第二章 肥料の配給と統制	……………	一五
第一節 配給の現況	……………	一五
第一、肥料商に依る肥料の配給	……………	一六

目

次

第二、産業組合の系統機關に依る肥料の配給 一七二

第二節 肥料の統制問題 一七五

第一、肥料の配給改善 一七五

第二、硫安の需給調節 一七六

第三、肥料の取締 一七六

第四、其他の施設 一八〇

第三章 肥料金融 一八一

第一節 肥料金融の情況 一八一

第二節 肥料金融改善の方策 一九二

第一、肥料金融の特質 一九二

第二、肥料金融對策 一九二

結論 一九六

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

緒言

我國は國土狭小、人口稠密にして、耕地面積の國土總面積に對する割合は僅かに一割五分餘に過ぎない。従つて農耕地面積に對する人口の割合も極めて多く世界第一位と稱せられて居る。而も近時人口の増加は年々百萬を突破せるにも拘はらず耕地面積の増加は今や全く停頓してゐるのである。

日支紛争に關する國際聯盟調査委員會の報告、即ち所謂リットン報告書は其の第七章「日本の經濟的利益及支那のボイコット」中に次の如く述べてゐる。「農業地に高度に人口が集中し居る爲め各自の保有地面積は頗る狭小にして農夫の三五%は一エーカー未滿を三四%は二エーカー半未滿を耕作す。可耕地は其の及ぶべき限度に到達し居り又集約農法の限度に達す。約言すれば日本の耕地は今日以上に増加を望むこと能はず、又就業の機會を今日以上に多く與ふること能はず。尙集約農法及肥料の普及的使用の結果として生産費は嵩り、土地の價格は亞細亞の如何なる地方よりも、否歐羅巴に於ける人口の極めて過剩なる何れの地方よりも遙に高し。」(外務省假譯)

右の記述は必ずしも事實と一致してはゐないが、如何に日本の農業が集約的であり且肥料の使用が普及して居るかを窺ふに足る恰好の參考資料であると思ふ。經濟界の變調、農産物價格の一時的激落等に因り、農耕地の生産力を減殺するが如き變態的現象が起らないとは保障されぬが之を大觀するに、我人口は今後倍々増加する傾向に在るから我

國農業は一層集約化すべく、土地生産力の維持増進は洵に國家の最大關心事であらねばならぬ。従つて肥料に関する問題の如きも將來益々重要性を加ふるに至るものと思はれる。

現在、我國は單位耕地面積當施肥量の多きことに於て世界に冠絶し、其の消費する農家の肥料價額は販賣肥料及自給肥料を合算して毎年六億圓に上つてゐる。之を大正十二年より昭和七年に至る十箇年を平均した年産額價額五億二千七百萬圓餘に比すれば、結局農家は養蠶收入以上の金額を肥料に支出してゐる勘定である。其れ故に肥料に關しては技術上からも、經濟上からも充分なる研究を爲さねばならぬのであるが、從來農家は、肥料の選擇、施肥の合理化の如き技術上の事柄は勿論、優良肥料の廉價購入及肥料資金の借入の如き、經濟並に金融上の事柄に至るまで、徒に舊套を墨守して居た爲、此等の點に關し、今後改善すべき事項が尠くない。

本調査は肥料問題の全般に亘つて其の概要を説明し、併せて之が改善の方策に就いて若干の考察を加へたものである。

第一章 肥料の分類、用法、生産及消費

第一節 肥料の分類と用法

一、肥料の分類

肥料は之を種々なる見方より概略左の如く分類することが出来る。

一、自給肥料と販賣肥料

自給肥料とは農家自身生産し得る肥料であり、販賣肥料、又は金肥とは農家が購入せねば獲得出来ぬ肥料である。

自給肥料に屬するもの——堆肥、廐肥、人糞尿、綠肥、灰類等。

販賣肥料に屬するもの——硫酸、過磷酸石灰、大豆粕、魚肥、智利硝石、硫酸加里等。

此の分類法は現今最も普通に用ひられてゐるもので、肥料を經濟的立場より論ずる場合に便利である。乍併近年は自給肥料の中に販賣肥料を混入することが行はれて居るから、(例へば堆廐肥の中に硫酸、石灰等を混和するが如き)斯る肥料は嚴格な意味では自給肥料と謂へぬであらう。

二、速效肥料と遲效肥料

速效肥料とは肥效の速に現はるゝもので、遲效肥料とは其の遅く現はるゝものである。

速效肥料に屬するもの——人尿、硫酸、過磷酸石灰、硫酸加里等。

遲效肥料に屬するもの——堆肥、廐肥、新鮮糞等。

鳥糞及人糞尿を除く外、多くの自給肥料は遲效性である。販賣肥料中無機質のものは一様に速效性で、有機質のものは比較的遲效性である。

三、直接肥料と間接肥料

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

直接肥料とは作物に吸収され、直接栄養分となる可き成分を含有する肥料で、間接肥料とは植物の栄養分を含有せざるも、土壌又は他の肥料に作用して肥效を大ならしむるものである。

直接肥料に属するもの——硫酸、大豆粕、智利硝石、魚肥、過磷酸石灰等。
間接肥料に属するもの——石灰、滿俺等。

一般に肥料と謂へば直接肥料を指示してゐる。間接肥料は石灰を主要なるものとし、近年其の價值が強調せられるに至つた。

四、動物質肥料、植物質肥料、礦物質肥料及雜質肥料

動物より生産したものが動物質肥料で、植物、礦物より生産した肥料が夫々植物質肥料、礦物質肥料である。雜質肥料とは動物植物質肥料及礦物質肥料を含有してゐるものである。

動物質肥料に属するもの——家畜の糞尿、魚肥、血粉、骨粉、蠶糞、人糞尿等。

植物質肥料に属するもの——大豆粕、綠肥、落葉、菜種油粕等。

礦物質肥料に属するもの——智利硝石、石灰窒素、過磷酸石灰等。

雜質肥料に属するもの——堆厩、厩肥等。

五、有機質肥料と無機質肥料

肥料を其の化學的成分に依り區別せるもので、動物質肥料及植物質肥料を併せて有機質肥料と謂ひ、礦物質肥料及

化學的に生産された肥料を無機質肥料と謂ふ。

有機質肥料に属するもの——大豆粕、魚肥、鳥糞等。

無機質肥料に属するもの——硫酸、智利硝石、鹽化加里、過磷酸石灰等。

六、完全肥料と偏質肥料

完全肥料とは植物の營養上必要なる主要素(肥料の三要素である窒素、磷酸、加里)が適當に配合せられたものであり、偏質肥料とは肥料の三要素中の一部を含有するものである。

完全肥料に属するもの——調合肥料例へば、ニトロホスカ。

偏質肥料に属するもの——硫酸加里、硫酸、過磷酸石灰等。

尙三要素中の窒素のみを含有し、他の二要素を缺如せるか、若は其の含量の僅少なるものを窒素質肥料と謂ふ。同様の理由から磷酸質肥料及加里質肥料と謂はれるものがある。

窒素質肥料に属するもの——硫酸、智利硝石、魚肥類、油粕類、肉粉、血粉、石灰窒素等。

磷酸質肥料に属するもの——過磷酸石灰、骨粉、トーマス燐肥等。

加里質肥料に属するもの——硫酸加里、鹽化加里、草木灰等。

七、基肥(元肥又は原肥)と追肥(補肥又は掛肥)

基肥とは播種又は作物の移植前土壌に施肥する肥料であり、追肥とは作物の成長時に與ふる肥料である。

基肥に属するもの——堆肥、厩肥等。
追肥に属するもの——人糞尿等。

以上の分類の外に尙化学肥料（硫酸、硫酸加里、過磷酸石灰等）と天然肥料（綠肥、人糞尿等）とに區別することがある。前者は所謂人造肥料で人力に依り、肥料工場で生産するもので、後者は主として自然力に依り生産せるものである。

第二、肥料の用法

植物の種子が発芽し、地上に幼芽を表はすに至るまでの養分は種子中の貯藏物質より供給せられるが、貯藏物質には自ら限度がある爲に發根後は外部より榮養を吸収する必要がある。此際に於ける植物榮養上の必須元素は十ある。即ち炭素、酸素、水素、窒素、燐、硫黄、鐵、カリウム、マグネシウム及カルシウムが之である。而して植物は葉によつて空氣中より炭素を吸収し、殘餘の九元素は根より吸収する。九元素のうち普通の土壤中に多量に含有されて居るものは敢て人工的に供給する必要はないが、天然供給量の少ないものは肥料として人力に依り供給せねばならぬ。此の人力に依り肥料として施與する必要がある元素は窒素、燐酸、加里で、之を「肥料の三要素」と名付けてゐる。其れ故に總ての肥料は三要素中の何れか一要素、又は二ツ以上の要素を有效成分として含有してゐる譯である。而して各要素は夫々特別の效用を有してゐる。其の大意を記すれば次の如くである。

窒素の效用、三要素中肥料として最も多量に消費されてゐるもので、俗に之を葉肥と稱するが如く、莖葉を繁茂せしめるのに效力がある。其れ故莖葉を收穫する作物、例へば蘭、煙草、桑等には窒素成分を多量に施す必要がある。更に窒素は根の生成にも必要なものであるが施用量多きに過ぐるときは植物を軟弱ならしめる惧がある。

燐酸の效用、俗に之を實肥と稱するが如く、結實開花を促進し、種實を充實せしめ且植物を健全ならしめる效力がある。従つて種實を收穫する穀類には燐酸を比較的多く施用してゐる。

加里の效用、俗に根肥又は莖肥と稱せらるゝ如く、植物の健全なる生育、特に根莖種實の榮養上必要なもので、一般に果實を收穫する果樹等に施用を怠つてはならぬものである。

今、地方別に觀たる米麥作に對する三要素の適量及各種作物に對する三要素適量を示せば第一表及第二表の如くである。

第一表 地方別米麥作に對する反當三要素適量表（單位貫）

地方別	三要素量			作	大		
	窒素	燐酸	加里		窒素	燐酸	加里
關東	一、五〇〇	〇、八四三	〇、六二八	米	二、一〇〇	一、一〇〇	〇、六二五
關東	二、〇〇〇	一、三三三	〇、八一三	麥	二、〇〇〇	一、三三三	〇、七五〇

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

地方別	三要素量		
	窒素	磷	加里
東海	一、二二二	〇、六六七	〇、三三三
北陸	二、二〇〇	〇、五〇〇	二、〇〇〇
山陽	二、二〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
四國	二、一六七	〇、八三三	二、〇〇〇
九州	二、一六七	〇、六六七	一、九〇〇
北海道	二、一六七	一、三三三	二、〇〇〇

註 吉村博士調査(第二表も同じ)

備考 本表中窒素、磷酸、加里の重量は、施用す可き窒素質肥料、磷酸質肥料及加里質肥料の貫目を示すものに非ず。窒素二貫を施肥すると言ふことは二十パーセントの有効成分ある窒素質肥料、例へば硫酸十貫を施用することを指す。

以下の諸表に於ても同じ。(引用者註)

第二表 各種作物に対する反當三要素適量表 (單位貫)

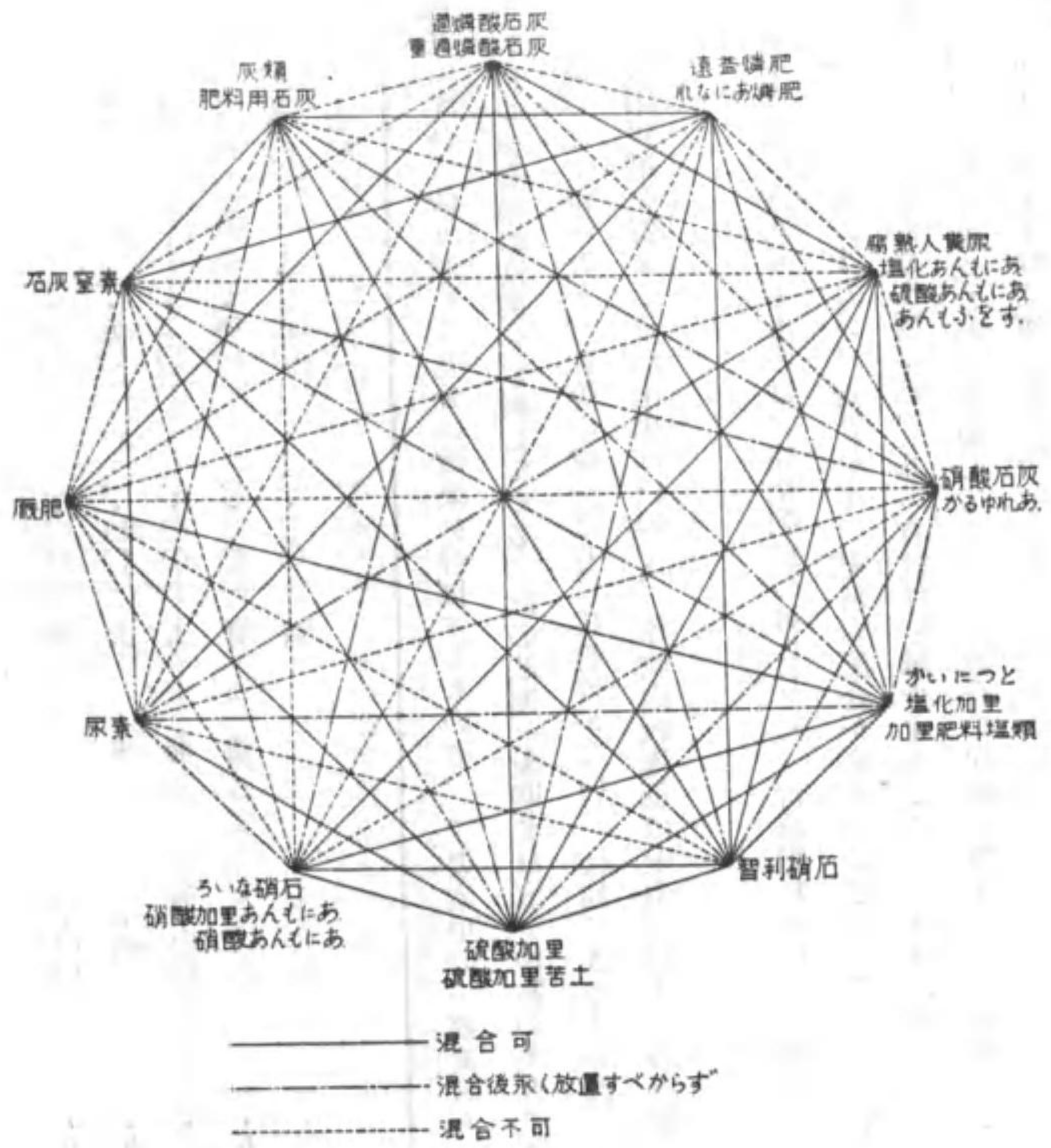
作物	窒素	磷酸	加里
稻	二・〇〇	一・五〇	一・〇〇
桑	三・〇〇	一・二〇	二・〇〇

作物	窒素	磷酸	加里
煙草	三・〇〇	一・〇〇	二・〇〇
稗	一・八〇	一・五〇	一・四〇
粟	一・五〇	一・二〇	一・〇〇
菜種	一・八〇	一・四〇	一・二〇
藍	六・〇〇	二・五〇	二・〇〇
小麦	一・六〇	一・三〇	一・〇〇
茶	三・〇〇	一・五〇	一・五〇
大麻	一・八〇	一・五〇	一・四〇
大豆	四・〇〇	二・〇〇	三・〇〇
甘藷	三・〇〇	二・五〇	二・〇〇
蘭	七・〇〇	三・〇〇	二・〇〇

肥料の各成分は適當の配合に依り始めて充分の効果を發揮するもので、三要素中の一要素のみを施肥しても効力は無い。之を肥料學上「最少養分率の法則」と稱してゐる。此の法則を説明すれば、作物が生育する爲には、種々なる養分の必要なることは既に之を述べたが、此等の成分は互に代替性がない。如何に或る成分例へば窒素が豊富に存在しても、磷酸や加里の代用作用を爲すことが出来ないで、作物の收穫量は土中に存する最少量の一養分に依り支配せらるゝのである。

然るに肥料の三要素を多量に含有するものは、完全肥料の外にない。自給肥料中には三要素を含有してゐるものが多いけれども、其の分量は極めて少ない。茲に於て、肥料の配合が必要となるのであつて、配合には細心の注意を拂ひ、混合に因る化學的並に理學的悪影響の爲、其の有効性を減少すること又は成分の損耗すること等を防止せねばならぬ。殊に近年は肥料の種類が非常な勢で増加してゐるので配合の問題は農家にとり緊要なることとなつた。今、各種肥料配合の可否を圖示すれば第三表の如くである。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査



施肥の方法は、作物の種類、特性、土質及氣候、肥料の性質等に依つて異り單純なものではないが、其の目的は適當量の肥料を與へ、優良なる品質の作物を出來得る限り多く收穫することに存する。而して施肥量は如何なる場合に於ても經濟的見地に依りて按配されなければならぬ。農産物の價格が騰貴し有利に販賣し得るときには、農家は、高價な販賣肥料を多量に施しても別段差支無けれども、農産物の價格が低廉なるときには、販賣肥料の使用は相當之を緊縮せねばならぬ。次に、施肥は經濟的であると同時に、技術的に正しくなければならぬのであつて、土壤を惡變せしめたり、作物の品質を害する肥料は之を避けねばならぬ。

又自給肥料と販賣肥料の得失を知ることがは肥料の選擇上極めて重要な事柄である。今自給肥料と販賣肥料の長所及短所を述べれば左の通りである。

自給肥料の長所

- 一、自給肥料の施用は肥料資金を節約し農産物の生産費を切下ぐる上に最も効果的である。
- 二、多くの自給肥料は肥料の三要素を含有し偏質でない爲、施用上安全である。又人糞尿、鳥糞の如きものゝ外は概ね遲効性肥料であるから長期間作物に養分を供給し肥切れを來す憂が少くない。
- 三、自給肥料は有害な副成分を含まざるに加へ、土質を惡變し又は作物の成育を阻害することがない。又、有機質を多量に含む爲に土壤中のヒューマス (Humus) を増加して土中の有效細菌の繁殖を旺盛ならしめ、加ふるに土壤の理學的性質を改良して土地を膨軟となし、且各種作物の生育に好適なるやうに地力を増進する重要な作用を

行ふ。

自給肥料の短所

- 一、自給肥料は三要素を含有するも、其の成分が稀薄である爲、多量に施肥せねばならぬ。即ち反當三百貫の施用が理想であると言はれ、現在でも百五十貫は施與してゐる。従つて販賣肥料の幾十倍もの量を施さねばならぬ。
- 二、自給肥料の生産、運搬及施用には多大の勞力を要する。即ち好景氣時代であつて、農家が其の勞力を有利なる賃勞働又は副業に利用し得る場合には、自給肥料の生産施用等の爲に多大の勞力を用ふることは寧ろ經濟的に不利となるであらう。
- 三、自給肥料は其の不足する場合には、直ちに之を生産し又は購入することが出来ない爲、需給上圓滑を缺く憾がある。

販賣肥料の長所

- 一、販賣肥料は其の有效成分が濃厚なる爲、容積は自給肥料に比し小さく、且簡便に運搬施肥することが出来る。
 - 二、販賣肥料は其の肥効が迅速且適確にして、取扱上不潔なることなく必要に應じ容易に購入施肥することが出来る。
- #### 販賣肥料の短所
- 一、販賣肥料の使用は、肥料資金を増大せしめ、農家の現金支出を大ならしめる。
 - 二、販賣肥料の多くは偏質肥料なる爲、施肥上充分注意することを要し、且無機質販賣肥料を連用すれば土中の有機質を減耗し地力を減退せしめる。

三、販賣肥料は概ね速効性肥料なる爲、肥効は一時的で、長期の生育を爲す作物に對しては肥切れを生ぜしめ易い。

第二節 肥料の生産、消費及輸移出入

第一、我國に於ける肥料の生産及消費の情況

我國に於ては、古來農業に人糞尿の如き自給肥料を用ひ、販賣肥料としては若干の魚肥、油粕類等が地方的に用ひられたに過ぎなかつた。明治初年より日清戦争後に至る迄は、一般的販賣肥料は魚肥であつたが、其の後我國が滿洲に勢力を得るに及び、大豆粕が肥料界に於ける支配的地位を占め、昭和六年迄は最高の消費額を示してゐた。乍併歐洲大戰後は窒素工業の勃興に因り、大豆粕と同じく窒素質肥料である硫酸の進出は洵に著しいものがあつて、最近に於ける其の消費額(價額)は大豆粕を凌駕するに至つた。

1、我國に於ける肥料生産の情況

内地に於ける販賣肥料の生産額は、第四表に示せるが如く逐年激増してゐる。即ち明治三十六年より同四十年に至る五箇年平均生産額は、二千三百三十五萬圓に過ぎなかつたが、昭和二年より六年に至る五箇年平均生産額は一億九千八百四十五萬圓に達し、八十五割の飛躍的增加を示した。尤も昭和五年及六年は極度の農村不況の爲、肥料の價格が激落し従つて生産總價額も減少したが、生産總數量には何等の影響も及ばさなかつた。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

第四表 内地に於ける販賣肥料の生産額

年次	生産額	指数
自明治三十六年	二二、三五〇	一〇〇
自明治三十七年	三七、一一〇	一五九
自明治三十八年	七〇、二二〇	三〇一
自明治三十九年	一六四、三四四	七〇四
自明治四十年	一八一、九一六	七七九
自明治四十一年	一九八、四四七	八五〇
自明治四十二年	一七三、〇一五	七四一
五年平均		
自昭和元年		
自昭和二年		
自昭和三年		
自昭和四年		
自昭和五年		
五年平均		
自昭和六年		
自昭和七年		
自昭和八年		
自昭和九年		
自昭和十年		
自昭和十一年		
自昭和十二年		
自昭和十三年		
自昭和十四年		
自昭和十五年		
自昭和十六年		
自昭和十七年		
自昭和十八年		
自昭和十九年		
自昭和二十年		
自昭和二十一年		
自昭和二十二年		
自昭和二十三年		
自昭和二十四年		
自昭和二十五年		
自昭和二十六年		
自昭和二十七年		
自昭和二十八年		
自昭和二十九年		
自昭和三十年		
自昭和三十一年		
自昭和三十二年		
自昭和三十三年		
自昭和三十四年		
自昭和三十五年		
自昭和三十六年		
自昭和三十七年		
自昭和三十八年		
自昭和三十九年		
自昭和四十年		
自昭和四十一年		
自昭和四十二年		
自昭和四十三年		
自昭和四十四年		
自昭和四十五年		
自昭和四十六年		
自昭和四十七年		
自昭和四十八年		
自昭和四十九年		
自昭和五十年		

註、肥料要覽(農林省農務局)

更に種類別生産額を観るに、昭和五年より同七年に至る三箇年平均額に於て、最高は調合肥料(三千一百七十萬圓)にして以下硫酸(二千八百五十萬圓)、過燐酸石灰(二千七百三十三萬圓)、油粕類(二千六百三十萬圓)の順である。尤も硫酸の生産額は數年ならずして著しく増大する見込である。詳細は第五表に明であるが、本表は主要販賣肥料のみを調査せるものであるから、其の合計額は、販賣肥料の全部を調査せる第四表の合計額よりも少額である。

第五表 内地に於ける主要販賣肥料種類別生産額

摘要	年次							昭和二年		自昭和十一年		自昭和十二年	
	昭和元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	平均	平均	平均	平均	平均	平均
油粕類總額	三、七四〇	三、六三六	三、八四三	四、二七九	三、九七六	三、七九一	三、五四三	三、九〇〇	四、七四〇	一、三〇〇	二、八五〇	三、七〇〇	三、七〇〇
大豆油粕	一、三三九	一、四六一	一、五五六	一、八〇三	一、八九九	一、八〇〇	一、七三六	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五	一、八〇五
大豆油粕	一、八六三	一、三六九	一、四七〇	一、四七〇	一、二九二	一、三六六	一、三六六	一、三六六	一、三六六	一、三六六	一、三六六	一、三六六	一、三六六
菜種油粕	一、〇七〇	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七	九八七
棉實油粕	二、五九〇	二、〇三三	二、三三三	三、九七五	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三	二、三三三
魚肥類總額	一、七四〇	一、五二二	一、四七〇	一、二九七	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇	一、三六〇
鯨油	六、三〇〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇	六、五七〇
干鰵	八、四〇〇	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八	一、二八
粉末魚肥	一、八〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
骨末	四、一五〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇	三、四九〇
硫酸安母尼亞	三、〇〇〇	三、二四〇	三、二四〇	三、〇〇〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇	三、二四〇

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

摘要	年次							昭和二年自大正十一年平均		昭和六年自大正十五年平均		昭和十年自大正十九年平均	
	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年	平均	平均	平均	平均	平均	
石灰窒素	140,633	100,433	159,966	261,277	388,833	168,043	180,583	217,577	210,077	73,966	144,350	276,000	285,500
過磷酸石灰	76,233	94,866	96,755	94,724	95,759	83,401	104,497	95,555	63,977	52,678	45,788	37,300	28,500
硫酸	a)	a)	a)	37,444	30,331	34,929	27,955	a)	a)	a)	a)	a)	a)
加里	a)	a)	5,280	9,937	12,853	2,657	1,337	a)	a)	a)	a)	a)	a)
新肥料	4,933	6,255	5,100	5,355	5,197	8,005	8,733	5,999	3,583	910	2,888	1,755	1,400
加肥料	4,933	6,255	5,100	5,355	5,197	8,005	8,733	5,999	3,583	910	2,888	1,755	1,400
合計	210,700	207,744	266,666	577,727	807,722	304,666	366,666	633,988	399,450	263,523	366,666	a)	a)

註 五表と同じ

第五表及第六表に依れば、販賣肥料中生産價額及數量共に大なるは、硫酸、大豆粕、過磷酸石灰及魚肥であるから、此等に付いて、其の生産情況及相場の推移を簡単に述べやう。

イ、大豆 粕

大豆粕は窒素六・六七%、磷酸一・四三%、加里二・〇八%を含む有機質肥料である。今日の滿洲榨油工業(油房業)は、豆油の採取を目的とするを謂ふよりも、大豆粕を製造する爲に豆油を搾ると云ふ方が寧ろ當つて居るのであつて、豆油は大豆粕製造上の副産物と稱して差支へない。即ち一定量の大豆より生産し得る豆油の代金よりも大豆粕の代金の方が遙かに多いからである。滿洲に於ける工業生産品中油房業製品は最も生産額の大なるもの一つで、昭和六年に於ける工場數は四百四十餘に達し、昭和四年より六年に至る三箇年平均大豆粕生産高は五千五百三十萬枚に上つてゐる。

次に大豆粕の生産費を観るに昭和六年二月に於て、左の如く計算せられて居る。

第七表 大連油房の豆粕一枚當生産費 (昭和六年二月)

原料 黃大豆	(四十九斤代、百斤二圓七十四錢の割)	一・三四三
加工費		〇・八〇
計		一・四二三
副産物 豆油代	(五斤三分、百斤七圓八十九錢の割)	・四一八
差引	(生産費)	一・〇〇五

註 肥料の知識より (大豆粕一枚は普通四十六斤)

右表に依れば大連油房の豆粕一枚當生産費は略一圓である。之に對して大豆粕相場表を掲ぐれば第八表の如くであ

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

第八表 大豆粕相場表 (一畝當)

大正三年	一・四五 ^円	大正十三年	二・五三 ^円
同四年	一・二〇	同十四年	二・八三
同五年	一・三六	昭和元年	二・三一
同六年	一・八五	同二年	二・〇五
同七年	二・四四	同三年	二・二〇
同八年	三・二六	同四年	二・一八
同九年	三・六四	同五年	一・五五
同十年	二・二四	同六年	一・〇六
同十一年	二・三五	同七年	一・五四
同十二年	二・二三	同八年	一・六九

註 (本行調査)

ロ、硫 安

硫安は窒素二〇%以上を含有する偏質窒素肥料で、其の製造は化学工業の精華と謂はれ、平時は肥料の供給に任ずるも、戦時に於ては忽ち爆發藥製造の軍需品工業に轉換し得るのである。従つて各國何れも國家的見地より斯業を保

護奨励したる結果歐洲大戰後に於ける硫安工業の進歩は正に驚歎に値するものがある。

硫安の製造方法には副生硫安法、石灰窒素法及合成アンモニア法の三種がある。

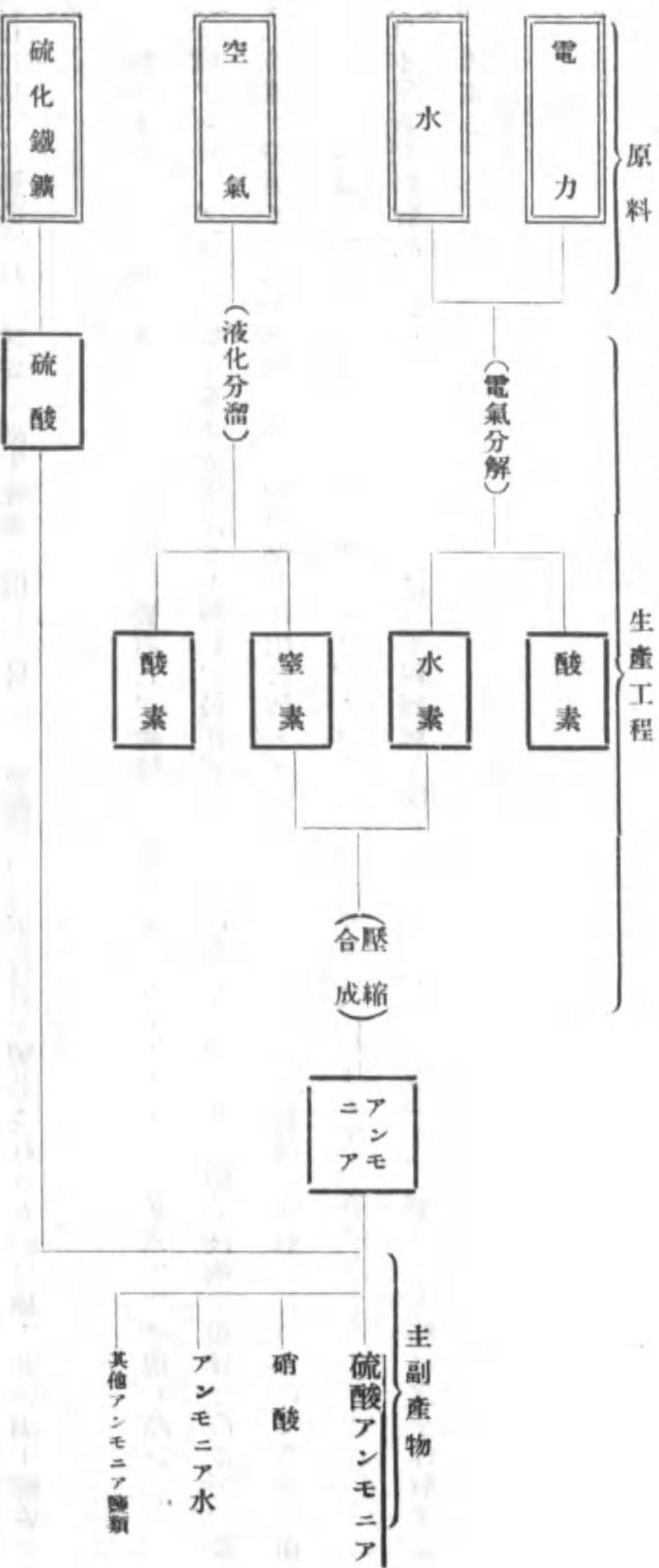
副生硫安法 石炭瓦斯製造又はコークス製造に際し發生する炭酸瓦斯の中に含有せらるゝアンモニアを、硫酸を以て吸収する方法である。石炭工業の盛んな英國の如き處に於ては、此の方法を以て割合有利に生産し得る。斯る方法に依つて製造された硫安を副生硫安と稱して居る。製鐵所、瓦斯會社で製造されるものは總て此の副生硫安である。

石灰窒素法 石灰窒素よりアンモニアを製造し、硫酸にて吸収する方法であるが、舊式で生産費も高い。

合成アンモニア法 空中窒素固定法とも稱し、最新式方法で生産費も安い。其の製造技術は複雑であるが、要するに水素と窒素とを高温高壓の下に觸媒剤の作用に依りアンモニアと化し、之を硫酸に吸収せしめるのである。而して同じ空中窒素固定法中にもハーバー、カザレー、クロード、ファウザー、ウーデ等の各式がある。

日本窒素肥料會社で行つてゐるカザレー法の工程圖解を掲ぐれば次の如くであつて、製法の大略は之を理解することが出来る。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査
アンモニア合成法工程圖解



註 (肥料の知識に依る)

硫酸の生産費は、工場規模の大小、製造方法の新舊等に因り著しい逕庭がある。獨逸のバイテイッシュ會社はハーバ―法を用ひ、其の一噸當生産費は五十圓にも達して居らないと稱せられ、又石炭工業が盛んで石炭の安い英國のブラナモンド會社の製品も一噸五十圓内外で生産せられてゐる。我國に於ては、空中窒素固定法を用ひて製造する場合で

も一噸七十圓乃至八十圓の生産費を要すると謂はれてゐる。即ち第九表の如くである。

第九表 (其の一) 空中窒素固定法による硫酸一噸當生産費

大日本人造肥料株式會社生産費(合成硫酸年産五萬噸) (昭和六年十月現在)

電力費	(三、四〇〇KWH @ 八・八厘)	二九・九二
製造費		七・九〇
硫酸費		一三・二〇
特許費		二・五〇
荷造及運賃		一〇・八〇
營業費		四・五〇
税金保險料		二・〇〇
小計		七〇・八二
銷却費		七・三六
合計	(製品込各驛レール渡)	七八・一八

註 産業組合第三百二十九號 産業組合に於ける肥料統制問題の發展より

又石灰窒素法に依れば合理的に製造する場合に於ても生産費は八十圓以上に達し、空中窒素固定法に比し遙かに高くなる。獨逸及英國に比較して我國硫酸生産費は空中窒素固定法に於ても數割高價であるが、現在計畫せられつゝあ

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

る硫安工場及最近に完成せる工場の生産費は著しく低下してゐる。例へば次に示す諸会社の生産費の如きである。

第九表 (其の二) 空中窒素固定法による硫安一噸當生産費
朝鮮窒素肥料株式會社生産費 (合成硫安年産二十萬噸) (昭和六年十月現在)

電力費	(三、六〇〇KWH @ 五厘)	一八・〇〇〇
製造費		七・七七四
硫酸費		一・六六七
特許費		二・〇一二
荷造及運送費		一・二六六
營業費		四・五一八
税金	(但し茲三箇年無税なるも 三箇年後の税金を見込む)	四・〇〇〇
合計		五九・二三七

註 第九表其の一と同じ

第九表 (其の三) 空中窒素固定法による硫安一噸當生産費
昭和肥料株式會社の硫安生産費 (昭和六年十月現在)

(支出)	電力料噸當	一八・〇〇 (所要電力四千キロ時、一キロ時四厘五毛)
	硫化鐵噸當	九・六〇 (硫安一噸當り原料鐵所要量一噸二分、此の一噸當硫化鐵價格八圓見當)
	人件費噸當	八・〇〇 (此の費用には常に變動あり)
	營業費噸當	一〇・〇〇 (此の費用にも變動あり)
小計		四五・六〇
(収入)	副産物噸當	八・〇〇 (酸素一時間七千五百立方メートルの生産あり、一立方メートル三圓内外の價格)
	差引一噸、生産費	三七・六〇

備考 此の外償還費として工場設備千三百萬圓、年産額二十萬噸の計算として噸當り建設費六十五圓であるから六箇年半分償却と見ても噸當り十圓の償却費を見て充分である。故に噸當り生産費は四十七圓六十錢にて足る。

註 第九表其の一、其の二と同じ

惟ふに、我國經濟界の進歩に伴ひ、科學的技術が高度に發達し巨大なる資本主義的生產設備が設けられた暁には、硫安製造工業の業礎も漸次鞏固となり、獨・英に比して何等遜色なきに至るであらう。

次に、大正三年より昭和八年に至る硫安價格の推移を觀るに第十表の如くである。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

第十表 硫安價格累年表 (内地物十貫)

大正	三年	五・八〇	大正	十年	六・六〇	昭和	三年	五・〇一
同	四年	五・八〇	同	十一年	七・一三	同	四年	四・七二
同	五年	七・六三	同	十二年	八・〇一	同	五年	三・二七
同	六年	一一・八一	同	十三年	六・九七	同	六年	二・六九
同	七年	一四・三六	同	十四年	七・三九	同	七年	二・六七
同	八年	一三・五一	昭和	元年	六・四一	同	八年	三・五二
同	九年	一一・二五	同	二年	五・二三			

註 (本行調査)

昭和五年以降は世界的に硫安の生産過剰時代となり、獨・英の東洋市場に對するダンピングあり、又我國のみならず世界的農業恐慌に依る需要の減退も加つて、硫安相場は引續き慘落を演じてゐる。

ハ、過磷酸石灰
過磷酸石灰の普通物は一七%内外の水溶性磷酸を含有し、其の製造法は燐礦石の粉末を硫酸に化合せしめるのである。

生産費は第十一表の如くで燐礦石代が主要なものである。

第十一表 過磷酸石灰の生産費 (一九三七貫五百八)

摘要	燐礦石代	硫酸代	工費及包装費	營業費	合計
昭和五年	・四五〇	・二五〇	・二二〇	・一八〇	一・一〇〇
同 六年	・四三〇	・二二〇	・二二〇	・一八〇	一・〇五〇

註 (肥料の知識より)

次に其の販賣價格を觀るに第十二表の如くである。

第十二表 過磷酸石灰價格累年表 (一噸七貫五百八)

大正	三年	・九〇	大正	十年	一・四二	昭和	三年	一・二五
同	四年	・八五	同	十一年	一・三一	同	四年	一・二一
同	五年	一・〇五	同	十二年	一・四九	同	五年	一・一三
同	六年	一・三三	同	十三年	一・五五	同	六年	一・〇一
同	七年	一・六三	同	十四年	一・五一	同	七年	一・〇八
同	八年	二・二六	昭和	元年	一・四六	同	八年	一・〇五
同	九年	二・七九	同	二年	一・三五			

註 (本行調査)

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

ニ、魚 肥

魚肥の種類は多数あるが、主要なるものは鱈粕、鯨粕及粉末魚肥等である。鱈粕は窒素一〇・三六%、磷酸五・〇六%を、鯨粕は八・〇二%の窒素と六・九三%の磷酸とを含有してゐる。何れも古くより施用せられた肥料であるが、近年其の生産額は増加してゐない。魚肥の主要産地は北海道及樺太である。而して其の生産費の算定は困難であつて明ではないが、鯨粕に付て其の價格の推移を観るに、第十三表の如くであつて、一般に他の肥料に比し割高である。

第十三表 鱈粕價格累年表 (十貫)

大正 三年	四・三一	大正 十年	七・五五	昭和 三年	六・二七
同 四年	三・八一	同 十一年	八・八四	同 四年	六・五〇
同 五年	四・三三	同 十二年	八・六三	同 五年	五・〇四
同 六年	五・七〇	同 十三年	八・〇四	同 六年	三・四五
同 七年	七・七九	同 十四年	八・六四	同 七年	三・九八
同 八年	一〇・六四	昭和 元年	七・五五	同 八年	四・四七
同 九年	一〇・三六	同 二年	六・四七		

註 (本行調査)

翻つて自給肥料の生産情況を示せば、第十四表の如くである。

第十四表 自給肥料の生産狀況

摘 要	年 次	生 産 量	生 産 價 額
	昭和 四年	五三、七二九、九六四 <small>噸</small>	三三四、二五〇 <small>千円</small>
	同 五年	五四、八一六、九三八 <small>噸</small>	二八二、四七〇 <small>千円</small>
	同 六年	五九、四〇四、二三八 <small>噸</small>	二五一、二八〇 <small>千円</small>
	同 七年	五八、九三〇、九一三 <small>噸</small>	二六〇、二七〇 <small>千円</small>

註 (肥料要覽附録より作成)

此の種肥料には市價がないけれども、農林省が米穀生産費算定の必要上、昭和七年に於ける各種無市場肥料を含有成分の價格によつて評價したものに依れば次の如くである。

自給肥料の評價額表 (百貫目當評價額 單位圓)

肥 料 名	評 價 額	肥 料 名	評 價 額
普 通 (たい肥きう肥)	一・三八 <small>円</small>	野 草 (新鮮物)	〇・九四 <small>円</small>
紫 雲 英 (新鮮物)	〇・八一	同 (風乾物)	三・二六
同 (風乾物)	七・〇一	稻 わ ら (同)	一・〇二
青かり大豆 (新鮮物)	一・四二	人 糞 尿 (下 肥)	〇・八八

三、肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三、肥料の生産消費配給及金融に関する調査

肥料名	評価額	肥料名	評価額
豚糞	一・一八 ^円	麥わら (稗麥風乾物)	一・九五 ^円
豚尿	〇・七二	蠶豆莖 (新鮮物)	一・二六
鶏糞 (風乾物)	六・六八	同 (風乾物)	五・四〇
蠶くづ (新鮮物)	二・五一	ザイトウイッケン (新鮮物)	一・五二
同 (風乾物)	五・六四	うまごやし (同)	一・五四
蠶糞 (新鮮物)	三・七九	馬鈴薯莖 (同)	一・一〇
蠶糞 (風乾物)	六・七九	落葉	一・七九
ふん灰	五・三三	けう葉 (新鮮物)	二・〇九
木炭	八・七九	大豆莖 (風乾物)	四・四三
草木灰	六・〇六	たい土	〇・九一
もみ殻灰	三・一七	泥土	〇・九五
くん炭	三・四四	土肥	一・四一
もみ殻	一・五五	煙草莖 (風乾物)	五・五四
麥わら (大麥風乾物)	一・九二	あぶらな殻 (さや) (同)	二・一八
同 (小麥風乾物)	一・六四		

2 我國に於ける肥料消費の情况

我國に於ける肥料の消費額は、逐年増加の一途を辿つてゐるが、今耕地一反歩當施肥額に付て其の趨勢を観るに歐洲大戦を轉機として著しく増加してゐる。

耕地一反歩當販賣肥料消費額

年	消費額	年	消費額
自至	五箇年平均	自至	〇・七四 ^円
明同	同	大正	一・二〇
治正	同	大正	一・八四
治正	同	大同	四・三一
大正	同	大同	四・七七
大同	同	昭和	四・七七
昭和	同	昭和	四・七八
同	三箇年平均		

註 (肥料界の大勢より)

更に單位面積當施肥量を諸外國の其れと比較するに、我國が最も多い。試みに三要素中の窒素に付て之を示せば左の如くである。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

農用地一ヘクタール當窒素施用量(クリッシユ氏調査)

獨逸	一三・九	丁	八・七
白耳	一九・三	×亞米	二・一
和蘭	二六・三	日	一九・二
佛蘭西	四・〇	英	二・二
×伊太利	三・八	吉	
		利	
		本	
		利	
		加	
		抹	

備考 但し我國の窒素施用量は三六・二キログラムである。何故なればクリッシユ氏は無機質窒素のみ計算に入れ有機質窒素を計算に入れなかつたからである。
 註 (農業年鑑より)、(×印は草地又は牧場を除く)

我國農業の斯る多肥性及肥料消費額の増加傾向は、果して將來永續するものであらうか。此の問題は極めて重要であるが、明確に之を豫測することは出来ない。唯、我國の農業は今後一層努力的に集約化すると共に資本的にも亦集約化するものと考へられるから、肥料の消費量は將來尙増加することになるであらう。乍併施肥に際しても收穫遞減の法則が働く爲、無限に施用量を増加することは技術的に不可能であると共に又地力に依つても施肥量には限度がある。更に經濟的見地より觀て、我國農業には將來有利に施肥する餘地が如何程あるであらうか。

今米に對する窒素肥料の施用量を觀るに、全國三十七箇所の農事試驗場の試験成績に依れば、窒素反當二貫五百目迄は有利に施用し得るさうである。現在の所、窒素平均施用量は反當一貫五百目前後である爲、經濟的施用量の二貫五百目位に達する迄には未だ十分の餘地があるものと思はれる。他の作物に付ても略同様のことが謂へよう。而して主要販賣肥料の種類別消費情況及自給肥料の消費額は次の諸表の如くである。

第十五表 主要販賣肥料種類別消費額

摘要	年次							平均				
	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年同	昭和二年自大正十一年	昭和六年自大正六年	昭和十年自大正十年	昭和五年	
鍊榨粕	二二,三〇〇	二二,二〇〇	一〇,七〇〇	八,三三〇	五,四七〇	六,二六三	六,三九三	八,三〇六	九,七〇〇	九,二四〇	六,六七〇	
麵榨粕	六,八八〇	五,四四〇	六,七〇〇	六,〇三三	三,八二二	四,七四一	八,三三三	五,三二九	五,六九〇	四,七四〇	二,〇七〇	
干麵	一,〇〇〇	一,〇〇〇	一,一五〇	八,八五	二,九三	三,〇九	九,二七	五,四九	一,〇三四	八,五〇	六,四〇〇	
骨粉	七,九〇〇	六,九〇〇	六,九〇〇	七,五九九	四,七四四	三,八八〇	四,二四九	六,〇〇三	七,八九〇	七,三三〇	二,五九〇	
大豆油粕(b)	一三,三三〇	一〇,〇〇〇	八,八八〇	八,五二六	七,二九六	四,八九七	三,七八四	七,九五四	一,七〇一〇	一〇,六九〇	三,一三〇	
菜種油粕(b)	一三,四三〇	八,五九〇	二,〇七〇	八,八〇〇	五,六一五	四,八三四	六,四七五	七,七四六	二,一九六〇	九,六二〇	九,一五〇	
棉實油粕(b)	五,二六〇	四,八〇〇	四,三〇〇	四,九二二	五,〇五一	二,八二二	一,三七九	四,四〇九	五,〇一〇	五,四六〇	二,一四〇	
過燐酸石灰	二七,一五〇	三〇,四〇〇	三〇,四四七	二九,六〇三	二八,四九五	二二,三三八	二六,五三四	二八,一六五	二二,三三〇	三三,三四〇	一〇,八四〇	
硝酸曹達	八,三四七	六,三三五	五,四四五	九,五四四	二,八三八	二,五七〇	一,九四三	五,三三四	六,六七四	二,四二二	三,三九〇	

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

一五六

摘要	昭和元年同							昭和六年至昭和十年平均			
	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年	昭和六年至昭和十年平均	昭和元年同	昭和十年同	昭和五年平均
硫酸安母尼亞	六〇〇三	四八八七	五七三〇	六五五三	四九三三	四、三三	四、五四	五、七三	四、四〇	三、九七	二、六二
石灰窒素	二、四四〇	二、四八七	一、五二二	一、六五〇	一、七三三	八、七九	一〇、六〇	一、三、八五	二、五七	一、六八	一、六〇
硫酸加里	三、四〇〇	四、三四〇	四、三六〇	六、五五七	七、六三八	三、九四〇	一、四三	五、三四五	二、〇八	五〇〇	一、八六
調合肥料	四〇七〇	四、一五〇	五、〇三〇	五、九一七	七、七六六	三、四九七	二、九一五	四、三三四	三、八五〇	三、六五〇	一、三五七
合計	三、九九五〇	二、八七四	二、九四三	三、八七六	三、六七二	一、七、二〇八	一、八、六六〇	一、八、六六〇	一、八、六六〇	一、八、六六〇	一、八、六六〇

備考 一、本表は内地生産額に輸移入超過額を加算したるものにして製造原料としての使用額を控除せず
二、(b)は粉末肥料を含まず
註 (肥料要覽より)

第十六表 主要販賣肥料種類別消費數量

摘要	昭和元年同							昭和六年至昭和十年平均			
	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年	昭和六年至昭和十年平均	昭和元年同	昭和十年同	昭和五年平均
鍊榨粕	六、七〇三	七、六〇〇	七、五五〇	五、四八七	五、六八七	八、八〇一	八、二五五	六、九四九	五、四五六	五、五二五	七、〇三六
鍊榨粕	四、九三六	四、一五〇	五、三二八	六、〇五三	五、三二二	八、六四九	二、四五六	五、八九三	三、七二五	二、八八〇	二、〇五八

摘要	昭和元年同							昭和六年至昭和十年平均			
	昭和元年同	二年同	三年同	四年同	五年同	六年同	七年	昭和六年至昭和十年平均	昭和元年同	昭和十年同	昭和五年平均
干鰯粉	一、〇七五	一、三三八	一、六三八	一、二四九	四、九六九	八、五九九	一、六四四	八、八〇〇	八、五八八	六、八二五	五、四三六
大豆油粕	七、三三八	七、〇七五	六、九七五	七、七三七	六、四四五	六、〇九九	五、九七四	六、六五四	七、三九八	五、一三六	三、九三三
菜種油粕	一、五〇八	一、五九三	一、六三三	一、四三三	一、六〇九	九、九一〇	一、〇〇七	一、〇〇四	一、二四三	九、八三八	一、〇一〇
棉實油粕	一、四四三	一、〇三三	一、二六三	一、四三六	六、二七六	六、二七六	三、二五八	六、四四五	五、三四〇	五、九七三	四、五七〇
過磷酸石灰	五、八三八	六、〇七三	五、二七三	六、一七四	八、二四三	六、二七六	三、二五八	六、四四五	五、三四〇	五、九七三	四、五七〇
硝酸曹達	七、一四五	八、九三三	八、八四一	九、八三九	九、三〇六	八、〇一九	九、〇四七	八、三三四	六、一三五	四、三三四	四、二二八
硫酸安母尼亞	六、三二二	五、二五三	四、七九三	八、四三七	三、七五二	三、三三六	三、二七五	四、九二二	五、二一九	六、八七三	三、九三五
石灰窒素	三、九五四	三、八五三	四、五六八	五、九九二	四、八〇〇	六、七四三	六、八二五	四、九三三	二、七二二	一、三二五	八、五七三
調合肥料	一、四三三	一、二七三	一、六九五	一、七五九	三、三九八	一、六四四	一、八〇五	四、九三三	一、七三三	二、三三〇	一、四三〇
合計	三、七九三	三、七二八	三、七四三	三、九四六	三、七二七	三、八七六	三、六九三	三、七二七	三、七二七	三、七二七	三、七二七

註 第十五表に同じ

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

一五七

第十七表 自給肥料の消費額

年次	摘要		綠肥		人糞尿		其他		計
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	
昭和元年	二,五七,七五〇	一,八六,一〇〇	六,四〇,六二〇	三,六一,二〇〇	一,六〇,四三〇	八,五〇,〇〇〇	七,九四,二七五	五,二〇,四八三	三,九一,五〇〇
同 一年	三,三三,三七〇	一,九八,八〇〇	五,四八,八八六	三,一七,〇〇〇	一,五九,〇四八	八,三二,七〇〇	八,八四,六三三	五,三,五八〇	三,四七,四〇〇
同 二年	三,一〇,八〇三	一,三二,二七〇	六,六八,一三三	三,〇四,〇〇〇	一,六,五二,三三三	八,四一,〇〇〇	八,二六,六六五	五,二,五三九	三,三六,三九〇
同 三年	三,一〇,八〇三	一,三二,二七〇	六,六八,一三三	三,〇四,〇〇〇	一,六,五二,三三三	八,四一,〇〇〇	八,二六,六六五	五,二,五三九	三,三六,三九〇
同 四年	三,一〇,八〇三	一,三二,二七〇	六,六八,一三三	三,〇四,〇〇〇	一,六,五二,三三三	八,四一,〇〇〇	八,二六,六六五	五,二,五三九	三,三六,三九〇
同 五年	三,三三,三七〇	一,三二,二七〇	六,三三,三六八	二,九一,〇〇〇	一,六,三三,三六八	六,八三〇	七,九二,九〇〇	五,三,七九六	三,四三,三三〇
同 六年	三,三三,三七〇	一,三二,二七〇	六,三三,三六八	二,九一,〇〇〇	一,六,三三,三六八	六,八三〇	七,九二,九〇〇	五,三,七九六	三,四三,三三〇
同 七年	三,三三,三七〇	一,三二,二七〇	六,三三,三六八	二,九一,〇〇〇	一,六,三三,三六八	六,八三〇	七,九二,九〇〇	五,三,七九六	三,四三,三三〇

備考 本表は道府縣の報告に依る
註 (肥料要覽より)

主要販賣肥料中大豆粕を初め魚肥の如き植物質又は動物質肥料の消費量は歐洲大戰以來増加してゐないが、硫酸、石灰窒素、調合肥料等の無機質化學肥料の需要は著しく増大してゐる。是れ近代化學工業の進歩に依り無機質肥料が安價に大量生産せられるに至りたること及一般に有機質肥料に比較して、有效成分の含有量多く吸収率も亦大なる爲、經濟的に割安なることに因るものと思はれる。一例を挙げれば同じ窒素質肥料である大豆粕と硫酸とに付て、其の含

有窒素の價格を計算するに硫酸の方が遙かに廉價である。然し肥料の價値は一概に以上の如き理論のみより決定出來ないのであつて今日の如く無機質肥料萬能時代に於ても、自給肥料及有機質肥料が土壤及作物に對して必要なことは謂ふ迄もない。而して近年大豆粕の飼料化等が研究實行せられ、一度動物の腹を通じて厩肥として用ふる方が極めて有利であるとせられて居る。尙魚肥に付ても同様なことが謂へるのである。

從來肥料の價格に最も直接的影響を與へた要素は、農産物價格の高低であつて、次表に示すが如く農産物の高價なる時に於ては肥料の實需は旺盛となり、従つて價格は昂騰してゐる。併し近年に於ては生産者の配給組合又は統制組合等の勢力が増大し、肥料市價に、重大なる影響を與へるやうになつたことに注意せねばならぬ。

第十八表 主要販賣肥料價格及米糶價格指數の推移

年次	摘要	肥料平均	米	諸物價平均	糶 (上糶 一貫)	
					春	夏秋
自明治四十一年平均		一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
至大正元年		一〇四	一三〇	一〇六	一〇〇	一〇五
大正元年		一〇四	一三三	一〇七	一〇八	一二九
同 二年		一〇四	一三三	一〇七	一〇八	一二九
同 三年		一〇一	一〇〇	一〇二	一一二	九七
同 四年		九五	八一	一〇三	八八	一〇〇

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

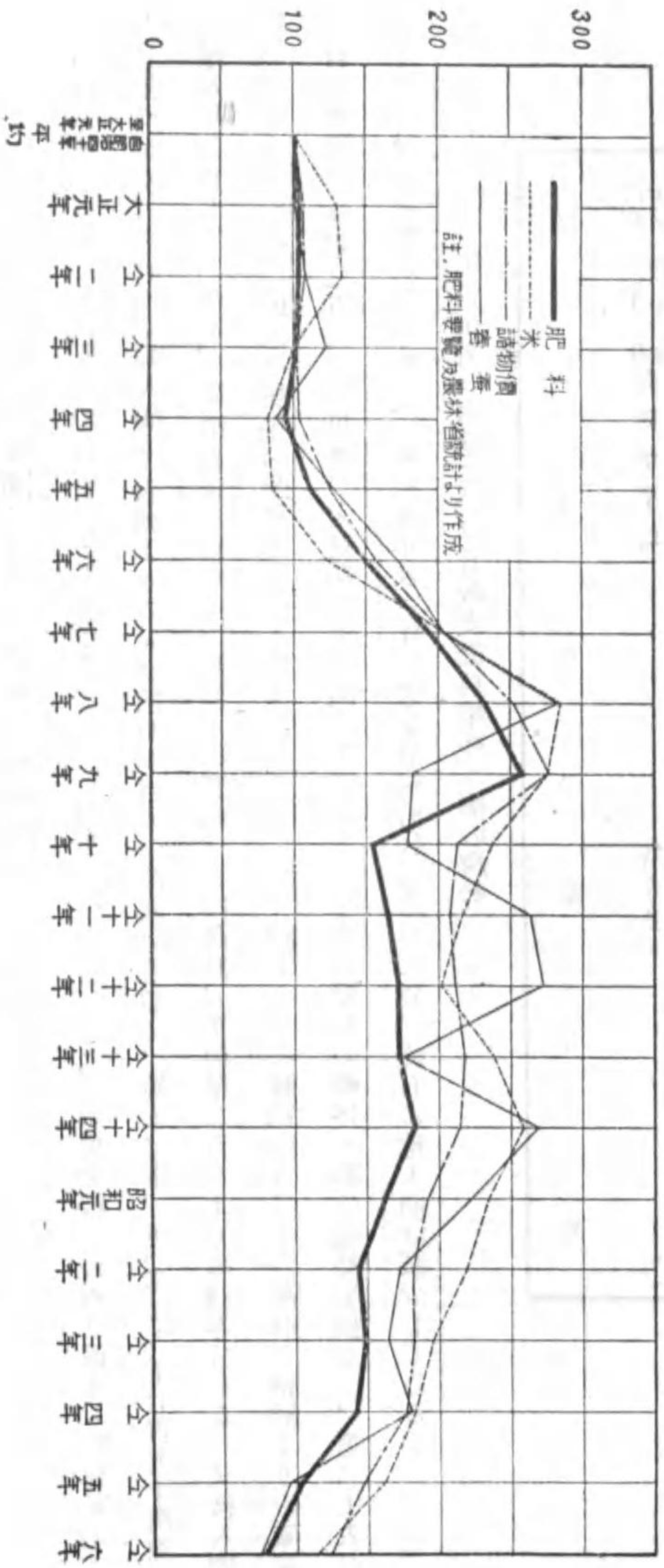
年次	肥料平均	米	諸物價平均	兩 (上兩一貫)	
				春	夏秋
大正五年	一一一	八五	一二五	一二八	一四五
同六年	一五〇	一二三	一五七	一七一	二〇三
同七年	一九三	二〇三	二〇五	二〇二	二二六
同八年	二三二	二八五	二五一	二八四	三〇五
同九年	二五九	二七七	二七七	一八一	一三八
同十年	一五四	二三九	二一四	一七九	一七四
同十一年	一六五	二一八	二〇九	二六一	二五九
同十二年	一七一	二〇二	二一二	二七一	二四七
同十三年	一七二	二三九	二一九	一七五	二五三
同十四年	一八三	二五八	二一五	二六八	二七三
昭和元年	一六一	二三四	一九一	二二一	一九九
同二年	一四三	二二〇	一八一	一七一	一二九
同三年	一四七	一九五	一八二	一六四	一六三
同四年	一四二	一八二	一七七	一八〇	一七七
同五年	一〇二	一六一	一四六	九五	五五
同六年	七八	一一五	一二四	七三	八〇

一六〇

註 (肥料要覽及農林省統計より作成)

第十八表を圖表を以て示せば第十九表の如くである。

第十九表 肥料價格及米價價格指數の趨勢圖



三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

一六一

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

内地に於ける販賣肥料の輸移出額の趨勢

年	次	輸移出額	指
自明治三十六年	平均	三三〇 <small>千円</small>	一〇〇
至同三十四年	平均	一、七二〇	五二一
自明治四十年	平均	四、六二三	一、四〇一
至大正元年	平均	八、三六七	二、五三五
自大正元年	平均	九、六〇九	二、九一二
至昭和十一年	平均	一九、〇八四	五、七八三
自昭和十一年	平均	一八、三二七	五、五五四
至同和七年	平均		

註 (肥料要覽より)

尙重要肥料の輸入に關して一言すれば、硫安の輸入は最近著しく減少し、昭和四年に四千八百萬圓を示してゐたものが、昭和七年には七百萬圓に減少した。昭和五年及六年は不況に因り農家の購買力が減退したる爲、肥料の需要が衰へ、従つて硫安の輸入も減少したものである。尤も近年に於ては我國硫安工業が急激に發達したる爲、肥料の生産能力は植民地を併せて百萬噸に達すると稱せられ自給自足の可能性があるやうに思はれる。現に硫安工場の新設されるものが多く或は近き將來に於て、國產硫安の生産過剰時代が出現し、却つて硫安の輸出國となるやも知れぬ。

大豆粕は大部分輸入に依ち自給の見込はないが、概して豆粕類は含有肥料成分に比し割高の肥料で、需要は今後共左程増大せず、硫安其の他の無機質窒素肥料に其の勢力を奪はれるであらう。尤も大豆粕が飼料化され、家畜の腹を通じ既肥として用ひらるゝことは、將來有畜農業の發達と共に望ましく、肥料として同時に又飼料として相當額の輸入は絶えぬものと思はれる。又我國は燐酸及加里の天然資源が乏しい爲、最近三箇年平均(昭和五年より七年に至る)に於て燐礦石五十一萬噸、價格一千萬圓、硫酸加里及鹽化加里合計六萬四千噸、價格七百三十萬圓を輸入してゐる。此等の肥料は今後と雖も大部分輸入に依つの外ないであらう。

而して肥料の輸入を防遏する爲には一方に於て販賣肥料の國內生産を盛んにし、他方に於て自給肥料の生産及消費に對し今一段の努力を爲さねばならぬのであつて、現在の如く高價なる運賃を負擔して輸入肥料を施用することは農産物の價格が暴騰せざる限り、農家にとつて決して有利ではない。

第二章 肥料の配給と統制

第一節 配給の現況

肥料は前述せる如く其の種類が極めて多く、其の生産の方法、施用の目的を夫々異にして居る爲、各種肥料に共通する配給上の原則を發見することは困難である。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

肥料は現在如何にして配給せられてゐるかを観るに、(一)營利を目的とする肥料商人と、(二)營利を目的とせず廉價良質の肥料を合理的に分配せんとする産業組合との二者に依つて行はれてゐる。先づ肥料商に依る肥料配給の情況を述べ、次に産業組合に依るものを考察して見やう。

第一 肥料商に依る肥料の配給

肥料の一般取引には四萬五千人以上の賣買業者が關係し、此等の賣買業者は團結して相互の利益を増進し、併せて販賣肥料の改善を計る爲、二十一の同業組合と三十一の任意團體を組織してゐるが、近年産業組合の斯界に於ける著しき進出に加へ、農村不況の爲、此等中小肥料商の營業状態は頗る不振であると稱せられてゐる。今日斯界に絶對的支配力を有するものは、三井、三菱、大倉、住友、安田等の所謂財閥であつて、生産より輸移入、配給の各方面に至る迄獨占的勢力を振つてゐる。

我國に於ける重要販賣肥料たる大豆粕、硫安、過燐酸石灰、魚肥に付て、其の配給の情況を略述すれば次の如くである。

イ、大豆粕

大豆粕は小規模に生産せられる肥料で、前述せる如く我國で消費する大部分は滿洲より輸入せられて居る。滿洲産大豆は糠カシと稱する一種の穀物買集商に依つて買集められて、油房に運ばれ加工せられたる後製品となつた大豆粕は取引所を通じ又は輸出商に買取られて我國市場に供給せられる。而して大豆粕は投機の目的物となり、生産地或は分散市場に於て取引所取引が行はれてゐるのであつて、此の點は他の大規模に生産される肥料に比し著しい特色である。即ち滿洲に於ては大連、奉天等に取引所があつて、主として清算取引が行はれて居るが、本邦内地に於ては清算取引、インボイス取引及正玉取引の三方法が行はれて居る。(一)清算取引は東京深川及神戸の清算取引所で行はれ生絲、米の其れと殆んど變りがない。(二)インボイス取引は大豆粕取引中最も普通な取引方法で、肥料營業者間に於ける先物取引のことを謂ひ、産地の問屋と東京大豆粕聯合會所屬商店との間に行はれる。(三)正玉取引は現物取引の別名で賣買單位は小さい。

ロ、硫安

我國に於て消費せらるる硫安には、内地もの及輸入もの、二種あることは既に述べた處であるが、外安(輸入硫安)は主として獨、英二國より輸入され、何れも二十五貫目入の二重麻袋で包装され、建値の單位は噸を以てし、沖着値段で取引せられてゐる。此等の硫安が我國市場に供給されるには二つの経路がある。其の一つは、三井、三菱の如き大手筋を通ずるものであつて、獨逸硫安はI. G. 染料工業會社 I. G. Farben Industrie) の日本總代理店たるハーアレンス商會を、英國硫安はI. C. I. (Imperial Chemical Industries Ltd.) と略稱される帝國化學工業會社の日本總代理店たるプラナモンド社を通じて、三井物産、三菱商事に買入れられる。而して三井、三菱は之を自己の指定せる特約店又は一般肥料商、時には購買組合に販賣するのである。其の二はハーアレンス及びプラナモンドが三井、三菱の手を通せず直接内地の卸商と取引を行ふものである。尙、米國製硫安はユー・エス・スチール (U. S. Steel) 會

社製品が歓迎され三菱商事が一手に之を引受けてゐる。最近に於ては、硫安の輸入は激減を示して居るから殆んど皆無の状態となるのも遠い將來のことではなからうと思はれる。

内地産硫安の配給は各製造會社が三井、三菱を一手販賣店として一纏めに供給し、三井、三菱は更に中央市場問屋を経て地方問屋に供給する。唯昭和肥料會社のみは直接全國購買組合聯合會（全購聯）と取引をなしてゐる。内地産硫安の配給に付ては近年配給組合が組織せられて居り、又獨逸硫安の配給はI・G染料會社を中心とする世界的窒素肥料トラストの支配する所であり、英國には帝國化學工業會社を中心とする肥料トラストが成立してゐる。斯る大資本に依る生産より配給に至る統制強化は、世界的の傾向で、我國に於ても明に之を看取し得るのである。而して此の傾向は舊に硫安のみならず、他の化學肥料に付ても多かれ少なかれ之を認むることが出来る。

ハ、過磷酸石灰

過磷酸石灰は大部分會社直屬の代理店を通じて地方問屋に賣込まれてゐる。而して其の生産組織も硫安の如く大規模ではなく、中小規模の工場で製造されるものが多い。而も近年は生産過剩の爲、同業者相協力して生産制限を行ひ需給を調節してゐる。

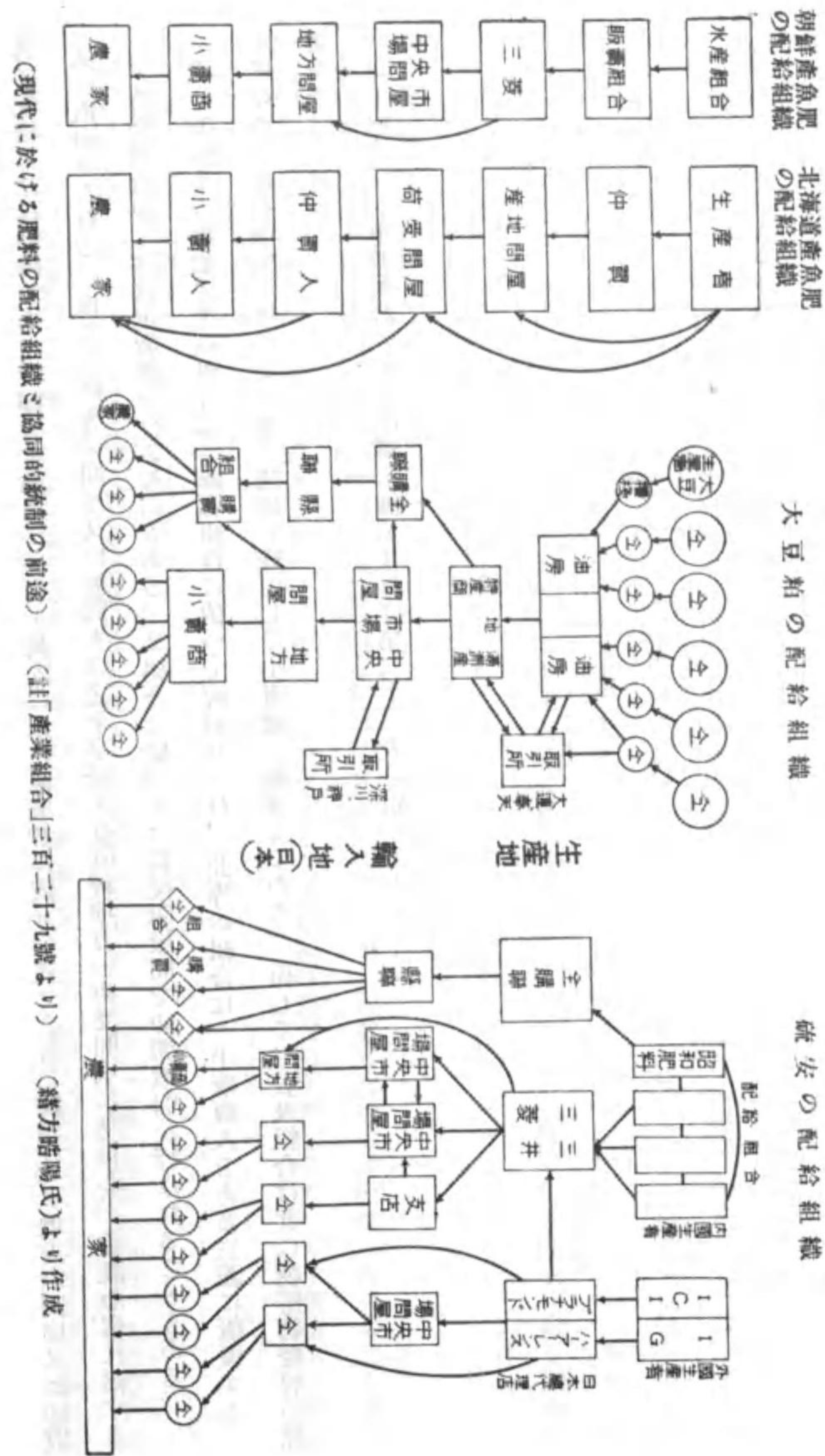
ニ、魚 肥

魚肥の主要なるものは、北海道、樺太産の鯨粕であつて、全産額の三分の二を占め、他は朝鮮の鱈粕、鯨粕等である。而して其の配給組織は北海道ものゝ如く商人に依るものと、朝鮮ものゝ如く組合に依るものがあるが、概して

其の配給方法は幼稚である。即ち北海道に於て十萬人に近い漁業者に依り生産せられた鯨粕は、地方の問屋又は仲買人に販賣せられる。而して此等の問屋又は仲買人は之を京濱又は阪神地方の荷受問屋に送付し、委託販賣に附するが、荷受問屋中には買取販賣を行ふものもある。又場合に依つては荷受問屋間で仲間取引が行はれることもある。更に朝鮮産の魚肥は水産組合又は販賣組合に依つて統制せられ、此等の組合は一手販賣人である三菱に販賣する。三菱は更に之を中央市場問屋と地方問屋を経由して小賣商に販賣してゐる。而して三菱及組合は共に朝鮮總督府の監督を受けて居る。

以上略述せる重要肥料の配給組織を圖示すれば第二十一表の如くである。

第二十一表 重要肥料配給組織圖



第二 産業組合の系統機關に依る肥料の配給

前述の一般肥料商に依る肥料の配給に對立して、近年全購聯を指導者とする産業組合の系統機關に依る肥料の配給統制事業が、目覺しい發展を示しつつあることは注目すべき現象と謂はねばならぬ。此の事業の社會的、農政的意義は本章第二節「肥料の統制」に於て述べるから、茲では單に組合の肥料配給の情況を記するに止める。

政府に於て産業組合の活動を促進し、從來専ら肥料販賣業者に任せられてゐた配給事業を、大規模に而も非營利的、系統的に取扱はしむるに至つたのは、昭和五年特別議會に於て肥料配給改善案が通過後であつて、極く最近のことである。尤も産業組合就中全購聯に依る肥料の配給は大正十二年の全購聯設立當初より行はれてゐたもので、爾來順調に發展しつつある。

全購聯の現勢

摘要	聯合會	組合	計
會員數	八五	五、〇六三	五、一四八
出口數	一、五一〇	六、八九三	八、四〇三
出資總額			四、二〇一、五〇〇 ^四
内拂込濟額			一、六四七、二一五

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

次に其の施設及び事業分量の累年比較を示すこととする。

事務所 東京、大阪
出張所 小樽、門司、新潟、伏木
駐在所 大連、境、尾道、敦賀

配合肥料工場

工場名

年生産能力

横濱 五十萬噸
尼崎 五十萬噸
門司 三十萬噸
伏木 二十五萬噸

肥料配給累年比較表

年次	肥料		料		年次	肥料		料	
	數量	金額	數量	金額		數量	金額	數量	金額
大正十二年	一五、五六八噸	一、四三〇、〇〇〇圓	大正十三年	二六、六〇〇噸	二、五九六、九七〇圓				

大正十四年	三、六五九	三、六四七〇	昭和四年	二、五八六	八、三〇六、六六六
昭和元年	三、三三四	三、三三〇四	同 五年	二、二八〇	一〇、三三三、四四四
同 二年	四、六〇〇	三、六六二四二	同 六年	四、四一七	一、六七九、四四四
同 三年	六、四四六	五、三三七五	同 七年	五、〇七五	三、〇八四、〇〇〇

註 (東京全購聯肥料旬報)

理論上産業組合に於て取扱ふ肥料は悉く全購聯より縣購聯を経由して供給せらる可きものであるが、實際は地方の産業組合が直接肥料製造元又は一手販賣店等より購入する場合がある爲、全購聯の肥料取扱量は常に産業組合取扱總數量よりも少量である。現在全購聯及産業組合の取扱高が、全國金肥消費高に對し如何なる割合を示して居るかを觀るは頗る興味ある事柄であるから左に之を示して見やう。

全國金肥消費高と産業組合取扱高及其の割合

摘 要	昭和五年度	總消費高に對する割合	昭和六年度	總消費高に對する割合
全國金肥總消費高	三、九一、五五八噸		三、六五五、五三八噸	
産業組合取扱高	八五二、四五九	二一・七九%	七二六、一三一	一九・九〇%
全購聯配給高	二一二、七八九	五・四三%	三四五、一三七	九・五〇%

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

註〔産業組合より〕

即ち全國販賣肥料消費量の二割は産業組合に於て取扱つてゐる。尙此の割合は今後所謂産業組合に依る肥料配給五箇年計畫に基づき倍々増大するものと期待せられてゐる。肥料配給五箇年計畫とは次に述べる産業組合擴充五箇年計畫の一部門を成して居るもので、此の産業組合擴充五箇年計畫は昭和七年産業組合中央會に於て作成せられ、其の實施第一年度は昭和八年で、昭和十二年を以て完了する。此の計畫が成功すれば産業組合は昭和十二年末に於て次の如く擴大する見込である。

	昭和六年度	擴充計畫第五年度(昭和十二年)
組合員數	一四、一六三	一六、五四〇
組合員數	四、八三四、九二三	七、七〇四、〇三〇
出資金	三〇七、六〇〇 <small>(千円)</small>	三六九、二四〇 <small>(千円)</small>

肥料配給五箇年計畫とは、重要販賣肥料中特に統制を必要とする三百二十萬噸の肥料のうち六割を産業組合に於て昭和十二年迄に取扱はんとするもので、組合の肥料取扱高は昭和六年に於ては七十二萬六千噸であるが、昭和十二年に於ては百九十二萬噸に増加することとなるのである。産業組合の取扱は百九十二萬噸の肥料中其の約九割、即ち百七十二萬八千噸は縣購聯が供給し、全購聯は産業組合取扱量の八割、即ち百五十三萬六千噸を取扱ふ豫定である。肥料配給五箇年計畫は目下着々として進行し、充分豫期の成功を收め得るものと謂はれてゐる。尙將來は量の統制

より價格の統制まで進展するのを目標としてゐる。此の計畫は第三章肥料金融に於て述べる如く、農家の肥料資金借入に對して好影響を與へるものと考へられる。

第二節 肥料の統制問題

肥料の統制問題は、之を第一、肥料の配給改善、第二、硫安の需給調節、第三、肥料の取締、第四、其の他の施設に分つて考察することとする。

第一 肥料の配給改善

國家が肥料の積極的統制に干與したのは、昭和二年六月肥料調査委員會を設置して、肥料の供給を確保し、價格を低下せしめて、配給の圓滑を期し併せて品質の向上、施用方法の改善を行ふことに付て其の方策を諮問したのに始まる。而して同委員會よりは、空中窒素固定肥料(合成硫安)製造工業の助成案及空中窒素固定肥料販賣管理(專賣)の方策が提案せられたが、其中專賣案は肥料業者の反對の爲成立しなかつた。其の後委員會は(1)、合成硫安製造の助成(2)、價格の統制、輸出入の許可、買入及貯藏、(3)、政府の管理の下に配給改善を爲すこと等を骨子とする成案を得て、政府に答申した。其の結果政府は昭和四年二月第五十六議會に、肥料管理案並に肥料管理特別會計法案を提出する運びとなつた。同案の内容は、硫安、石灰窒素其他勅令を以て指定する含窒素化學肥料の配給の圓滑及價格の

安定を計る爲、國家は借入金二千萬圓を限度として特別會計を設け、之に依り其等肥料の賣渡を爲し、又は其の賣渡を爲すが爲肥料の買入、交換、加工を行はんとするものである。此の法案に對しては勿論農業者側は賛成であつたが、肥料商側の猛烈な反對があり、衆議院は通過したけれども貴族院で審議未了となり遂に成立を見るに至らなかつた。

其の後濱口内閣は肥料の配給改善を行ふ爲、特別議會の協賛を経て、産業組合系統機關の活用による配給改善案たる肥料配給改善助成規則を昭和五年八月農林省令を以て制定公布した。其の施設の概略を述べれば、全購聯の肥料配給業務に當る役職員を増置し、全國六箇所に肥料配給所を設け、その他肥料市價の通報機關を置き此等に要する經費に對し一定の國庫補助を與ふるのである。全購聯は出資金を五百萬圓に増加して信用の増大を計り、地方的施設たる道府縣購聯、購買組合等と連絡を保ち、配給事業を管掌することとなつた。右施設の助成監督と肥料關係事務處理の爲、昭和五年農務局内に肥料課が特設せられた。斯くて産業組合の系統機關に依る肥料配給統制事業は其の緒に就き本章第一節に述べたるが如き計畫の下に著々事業の進展を計つてゐるのである。

而して組合の肥料配給事業が擴大強化するにつれて種々の解決困難なる問題を惹起したが、其の最も重大なるものは中小肥料商四五千人が従來の顧客を産業組合の爲に奪取せられることであつて、現に肥料商と産業組合とは此の問題を中心として對立を續けてゐる。惟ふに産業組合は商業利潤を排除し優良肥料の廉價供給を目的とするもので、理論上は此の目的を達成し得る筈であるが、實際上は組合の供給する肥料が常に優良にして且肥料商人に依り供給せらるゝものよりも常に安價であるとは限らない。此の點は肥料商側の極力強調する處で、彼等は産業組合の特典廢止

を主張してゐる。斯くて農業者を相手に肥料商と産業組合とが互に販賣競争を爲すが如き現象は全國隨所に見受けらるゝに至つた。元來肥料の如く市價騰落率の大なる商品を取賣する者は、商取引に機敏にして十分なる經驗がなければならぬ。然るに産業組合が肥料を仕入れる場合に肥料商より往々高價なることがあり、又販賣に當つては事務的でも官僚的であることさへ謂はれてゐる。此等の非難があつても組合に依る肥料配給高は年々激増し、將來倍々増加することは疑ふ餘地がない。尤も現在に於ては組合事業の組織は未だ完備せず、配給上幾多の研究を要すべき事項があるが、之を大局より觀察すれば、組合の肥料配給事業は相當農業者に利益を與へて居るものと考察せられる。即ち、農民の無智と貧困に附け込み粗悪肥料を高價に取賣した一部の肥料商人を農村より驅逐し、肥料の延取引に依る不利益を一掃して、合理的肥料金融の途を拓き、又大量購入に依る利益を收め、消費者の團結に基き生産者を牽制する等幾多の農政的效果のあることを認めねばならぬ。

茲に組合の肥料配給に關聯して最も根本的な問題がある。其れは化學肥料を組合に於て生産し得るや否やの問題である。如何に組合が肥料配給量を増大したとしても、配給肥料を三井、三菱等より買入れるに於ては組合は大生産者の爲の販賣機關であると看られても致し方がない。組合自から生産した肥料を自から計畫的に配給してこそ始めて組合事業の目的が貫徹せられるのである。近時肥料會社は夫々配給組合又は統制組合を設けて鞏固な生産統制の準備工作に努めてゐる。販賣價格の協定、生産制限等の行はれてゐる現時に於ては、之に對して組合自から肥料生産を爲す迄に進展せねばなるまい。將來彼上の方面に發達するものとすれば組合事業として徹底したものと云ふべきであらう。

消費組合の最も發達せる英國に於ては消費組合が組合員の必需品を生産して居ることは遍く人の知る處である。

第二 硫安の需給調節

肥料配給上屢々問題となるものは、重要窒素肥料として大豆粕の地位を奪ひ、肥料界に君臨せんとしてゐる硫安である。硫安の需給を調節することは肥料統制上最も注目せられる處で、輸出入許可制度（硫酸アンモニア輸出入許可規則）の如きものが實施せられたことがある。之に付少しく述べれば、昭和四年夏以來、硫安相場の下落が甚だしく、國內増産の外、獨・英等の外安のダンピングがあつて供給過剰となり我國の硫安製造會社の存立が危殆に瀕したのであるが、更に硫安の輸入制限を實行する國が續出せる爲、昭和六年十二月八日遂に輸出入許可制度が實施されるに至つた。然るに數日後若槻内閣が倒れ犬養内閣となるや、直ちに金の輸出再禁止が行はれ爲替相場は激落し、昭和七年に至つても爲替は依然として軟調を續け、外安の輸入が困難となり、國産硫安相場が昂騰した爲、硫安製造會社保護の必要を認めざるに至り、昭和七年十二月八日、實施後滿一箇年を以て同規則は廢止せらるゝに至つた。而して第一章第二節に述べたるが如く、今後我國硫安工業が長足の進歩發達を示せば、外安の輸入は左程重要な問題ではなくなるであらうが、尙農家の爲、硫安價格公定制及輸出許可制度の必要を主張する向もある。

第三 肥料の取締

配給に関する施設の外、現在政府が肥料に關して實行してゐる施設の一つは、販賣肥料の取締である。明治三十二年肥料取締法が發布せられ（明治四十一年改正）同三十四年より實施されて今日に及んでゐる。地方廳に肥料検査官を配置して、肥料の製造、品質の検査及賣買の取締等を爲さしめ、農林省に於ては上記取締事務指揮監督の統制を行つてゐる。現在肥料検査官吏の數は百名足らずで、昭和七年度に於ける經費總額は十三萬五千圓程である。近年販賣肥料の消費量及種類が激増するに伴ひ、所謂不正肥料なるものが横行し、科學知識に乏しい農家に多大の損害を蒙らしめて居る爲に取締を嚴重にする必要が痛感せられ、近く當局に於て適當なる對策が講ぜらるゝ筈である。

現行肥料取締法の大綱を述べれば、其の施行區域は日本内地とし、法の適用さるべき行爲の限界は營業として行ふ肥料の製造、輸入及賣買に限られてゐる。従つて産業組合の肥料の配合及賣買には取締法は適用されない。而して取締の眼目とする點は肥料の名稱、製造法及品質に關する事項で、其の他の事項は單に附隨のものに過ぎぬ。又本法に依る取締制度は免許制度と責任保證制度が中心となつてゐる。肥料營業は本法に基き地方長官の免許を受けることを要し、免許を與へたる後の監督は、必要と認めたる肥料に對し保證票の添附を命じ、含有肥料有效成分の最少量を表示せしめ、添附者をして品質保證の責任を負はしめるのであつて、多くの販賣肥料には保證票の添附を要するが大豆丸粕、魚肥類、米糠及灰類には保證票を添附する必要がない。而して肥料検査官吏は、隨時保證票の表示と肥料の内容とが一致してゐるや否やを検査するのである。

以上の取締法は現在餘り効果を擧げてゐないが、試みに昭和五年度の検査成績の一斑を窺ふに次の如くである。

一、分析件數

二二、九八一件

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

三、肥料の生産消費配給及金融に関する調査

二、分析成績中成分不足件数

三、四八六件

三、分析件数に對する成分不足件数割合

一六%

四、告發件数

四六件

五、諭示件数

四七六件

一八〇

第四 其の他の施設

以上の外に肥料の改良増殖奨励の施設があり、政府は之に對して奨励金を交付してゐる。即ち肥料の改良、増殖の奨励、専任技術員の設置、施肥の標準調査、自給肥料の改良増産奨励、肥料に関する研究試験等が之である。就中自給肥料の改良増殖は現下の農村不況に處して、農家の現金支出を節約する上に最も必要なものと謂ふべく、有畜農業の奨励、大豆粕、魚肥等の飼料化と相俟つて、農家經濟に好影響を與へるであらう。

第三章 肥料金融

第一節 肥料金融の情況

肥料金融の現況を知る爲には、先づ農家が如何程の肥料資金を用ひて居るか、又肥料購入に際し何割が現金取引に依り、何割が延取引に依つて居るかを調査せねばならぬ。肥料要覽に依れば、昭和七年度道府縣平均農家一戸當肥料消費額は販賣肥料三十四圓三十五錢、自給肥料四十六圓十一錢であり、昭和六年度に於ては、販賣肥料三十二圓十六錢、自給肥料四十四圓六十錢であつたが、同年度は農村の不況其の極に達し、一般販賣肥料の價格も下落した爲、一戸當の消費金額は近年になき小額を示したのである。更に昭和五年度に於ては、販賣肥料四十二圓六錢、自給肥料五十圓四十四錢、四年度に於ては販賣肥料五十三圓五十八錢、自給肥料五十九圓九十五錢である。

又農林省の農家經濟調査書に依れば、自作、自小作、小作農平均肥料費と農業經營費に對する肥料費の割合は第二十二表の如くであつて、肥料費は昭和五年度に於て二百四十六圓、其の經營費に對する割合は二割八分餘である。本調査は肥料要覽に依る調査に比して遙かに多額であるが、之は主として調査方法の異なる爲であつて、農家經濟調査に於て採用せる農家は普通農家に比し収入の比較的多きものが選定せられた傾向があるからである。何れにせよ、肥料費が農業經營費の二割七分乃至二割八分を占め最高の支出たることに疑はない。

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

第二十二表 肥料費と其の農業經營費に對する割合

一八二

年次	肥料費(自作、自小作、小作平均)			農業經營費に對する肥料費の割合		
	現金	現物	計	自作農	自小作農	小作農
昭和五年	一三六・三	一〇九・五	二四六・四	二九・四%	二七・五%	二七・三%
同 四年	一七〇・三	三六・〇	三六・三	二八・九	二五・六	二五・〇
同 三年	一六・三	四八・四	三六・六	二九・六	二五・六	二五・三
同 二年	一九・三	四二・四	三六・七	二九・五	二七・〇	二四・三
同 元年	一九・六	四二・九	三六・八	二八・八	二五・五	二四・三
大正十四年	一八・四	三三・三	三六・八	二六・七	二四・八	二三・六
平均						

註 農家經濟調査より作成

尙農家の主要生産物たる米に付て、其の生産費中肥料費が如何なる割合を占めて居るかを觀るに、大正十一年より昭和六年迄の十箇年平均石當施肥價額は、自給肥料二圓七十五錢、販賣肥料二圓九十四錢、計五圓六十九錢である。而して石當生産費中施肥金額の割合は一割八分餘に當つてゐる。又桑に付て觀るも、桑園に要する經常費中最多額を占めるものは、謂ふ迄もなく肥料代で昭和六年の調査に依れば、一反歩當り多きは二十八圓、少きも十圓内外に達し平均十三圓であつて、其の全國總額は約六千萬圓である。

次に現金取引と延取引の割合に関する調査は正確を期することが困難であつて、單なる推定に過ぎないが、昭和元年頃農林省が稍詳細に調べたものがある。當時と今日とでは農村の事情も異なり、好箇の參考資料とは謂へぬであらうが、肥料商人と農家の取引情況の一斑を窺ふに足るであらう。

第二十三表 肥料營業者と農家との取引一覽表

府 縣 名	現金取引と延取引との割合		延取引に於ける金利	延取引に於ける決済期間		
	現金取引	延取引		短きもの	長きもの	普通のもの
北 海 道	一〇〇%	七〇%	日歩			六―七
青 森 県	三〇%	七〇%	三、三―四、一			六―七
岩 手 県	七〇%	三〇%	三、三―四、一			六―八
宮 城 県	五〇%	五〇%	三、三―四、一			六―八
秋 田 県	二〇%	八〇%	三、三―四、一			六―八
山 形 県	七五%	二五%	三、三			七
福 島 県	七〇%	三〇%	三、三―四、一			七
茨 城 県	四〇%	六〇%	三、三―四、一			七
栃 木 県	三〇%	七〇%	三、三―四、一			七
群 馬 県	五〇%	五〇%	三、三―四、一			七

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

一八三

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

府 縣 名	現金取引と延取引との割合		延取引に於ける金利	延取引に於ける決済期間		
	現金取引	延取引		短きもの	長きもの	普通のもの
滋賀	三〇	七〇	三、三	一箇月	一箇年	六
三重	五〇	五〇	二、三			六一二
愛知	五〇	五〇	三、二			六
静岡	三五	六五	三			三一六
岐阜	四〇	六〇	二、八			六
長野	八〇	二〇	三、三、五			四一六
山梨	七〇	三〇	二、八			五七
福島	二〇	八〇	三、三			五
石川	四〇	六〇	三、三、五			六
富山	四五	五五	三、七			六
新潟	三〇	七〇	三、三			七
神奈川	二〇	八〇	三、三、三、六			八
東京	八〇	二〇	年一割二分			六
千葉	八〇	二〇	三、四、五			六
埼玉	五〇	五〇	三、四、五			五

三 肥料の生産消費配給及金融に関する調査

府 縣 名	地高	方知	延取引に於ける金利	短きもの	長きもの	普通のもの
長崎	七〇	三〇	二、八、三、五			二一六
佐賀	六〇	四〇	三			二
福岡	七〇	三〇	四			六
高知	二九〇	八一〇	二			七
愛媛	四〇	六〇	三			六
香川	三〇	七〇	二、八			七
徳島	三〇	七〇	三、三、三			六
山口	四〇	六〇	五			六
広島	五〇	五〇	三、四			一六
岡山	二五	七五	三、三			六
島根	二〇	八〇	三、三、五			七
鳥取	六〇	三〇	三、三			三一六
島根	六〇	三〇	三、三、三、九			六一二
和歌山	二〇	八〇	三、三			六
奈良	四〇	六〇	三			二一六
兵衛	五〇	五〇	三、四			三
大分	五〇	五〇	三、三			三一八
京都	一五	八五	三、三			二一五